

一般廃棄物処理基本計画
(平成 29 年度～平成 42 年度)

平成 29 年 3 月

七 尾 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	
1.1 計画策定の趣旨.....	1
1.2 計画の位置付け.....	2
1.3 計画対象.....	4
第2章 地域の概況	
2.1 位置・地勢等.....	5
2.2 気象.....	7
2.3 人口等.....	8
2.4 産業.....	12
2.5 環境情報.....	23
2.6 上位計画等.....	25
第3章 ごみ処理の概況	
3.1 ごみの排出状況.....	29
3.2 資源化の状況.....	37
3.3 収集・運搬の状況.....	41
3.4 中間処理の状況.....	43
3.5 最終処分の状況.....	45
3.6 不法投棄の状況.....	47
3.7 啓発・指導の状況.....	48
3.8 環境政策動向・数値目標.....	51
3.9 ごみ処理技術の動向.....	54
第4章 ごみ処理に係る課題の整理	
4.1 地域の概況に係る課題.....	55
4.2 ごみ処理の概況に係る課題.....	56
4.3 課題の整理.....	64
第5章 ごみ処理の基本理念・方針	
5.1 基本理念.....	65
5.2 基本方針.....	66
5.3 ごみ排出量の見通し.....	68

第 6 章	ごみ処理に係る施策・取組	
6.1	基本方針 1 「資源循環型社会の拡充」に基づく施策・取組.....	70
6.2	基本方針 2 「廃棄物の適正処理」に基づく施策・取組.....	73
6.3	基本方針 3 「不法投棄の防止」に基づく施策・取組.....	76
第 7 章	収集・運搬計画	
7.1	収集・運搬に係る基本的考え方.....	77
7.2	収集・運搬計画.....	77
第 8 章	中間処理計画	
8.1	中間処理に係る基本的考え方.....	80
8.2	中間処理計画.....	80
第 9 章	最終処分計画	
9.1	最終処分に係る基本的考え方.....	84
9.2	最終処分計画.....	84
第 10 章	生活排水処理の概況	
10.1	生活排水処理の状況.....	86
10.2	生活排水処理関連施設の状況.....	87
10.3	し尿等処理の状況.....	92
第 11 章	生活排水処理の基本理念・方針	
11.1	基本理念.....	93
11.2	基本方針.....	94
第 12 章	生活排水処理計画	
12.1	生活排水処理に係る基本的考え方.....	95
12.2	生活排水処理計画.....	95
12.3	し尿・汚泥の処理計画.....	102
第 13 章	その他一般廃棄物処理に関し必要な事項	
13.1	災害廃棄物対策.....	103
13.2	計画の進行管理.....	104

【資料編】

- 1 一般廃棄物処理の経緯
- 2 環境モニタリング記録等
- 3 ごみ処理の予測
- 4 生活排水処理形態別人口・し尿等排出量の予測

第 1 章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

今日の社会経済の発展と生活様式の多様化により、人々は豊かで便利な暮らしを手に入れることができたが、一方では、大量の資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を発生させ、環境に大きな負荷を与えてきた。

我が国では、こうした「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会を形成するため、「循環型社会形成推進基本法」を制定した。さらに、循環型社会の形成推進のため、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする関連法の整備も行い、循環型社会を形成する基本的な枠組みとなる法律として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正、3R（Reduce(排出抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)) の取組を総合的に推進する各種リサイクル法の整備を行った。

本市では、平成 18 年 3 月に制定した「七尾市環境基本条例」第 9 条第 1 項の規定による「七尾市総合計画」を環境面から具現化するため、自然的・社会的条件に応じた環境の保全・共生に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進することを目的として、「七尾市環境基本計画」を策定した。「七尾市環境基本計画」では、生活環境の保全と一般廃棄物の適正処理を図るため、家庭系ごみ、事業系ごみ、1 人 1 日当たりのごみ排出量の削減目標を掲げ、ごみの減量化、資源の有効利用の促進に努めてきた。また、廃棄物処理に必要な施策を推進するため、平成 25 年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の実現を目指してきた。

今後も、“「もったいない」の心で取り組む「ごみゼロ」のまちづくり”の実現に向け、本計画に基づくさまざまな施策を市民・事業者・行政の協働により推進し、ごみ処理の分野から取り組み、それを将来の世代に引き継いでいかなければならない。

これまで、本市及び中能登町の燃えるごみは、「ななかりサイクルセンター(ごみ固形燃料化施設)」で RDF(ごみ固形燃料)化し、「石川北部 RDF センター(RDF 専焼炉)」において焼却・発電を行ってきた。しかし、「石川北部 RDF センター」が平成 34 年度末に稼働を停止することが決定し、それに伴い「ななかりサイクルセンター」における処理を終了することとなった。

このような状況の中で、市民が安心、安全に暮らしていくためには、処理する「ごみ」そのものを減らす努力が強く求められる。

以上のような背景から、ごみ処理の状況等を見直し、更なるごみ減量化・資源化等を推進するための施策や新たな数値目標を検討・設定するとともに、将来におけるごみ排出量の予測を行い、新ごみ処理施設の整備に向けて現行の計画を改定する。

1.2 計画の位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村及び一部事務組合は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされている。

「一般廃棄物処理計画」は、①長期的視点に立った市町村及び一部事務組合の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、②基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されるものである。また、それぞれがごみ処理に係る計画(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水処理に係る計画(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)から構成されるものである。

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物処理法という。)」第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である「廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理、生活環境の保全及び公衆衛生の向上」を図るための本市における基本方針となるものである。本計画では、「循環型社会形成推進基本計画」ならびに本市の「環境基本計画」等の上位計画・関連法等に定められる環境保全・廃棄物処理に係る事項等と整合を図るものとする。さらに、中能登町との広域的な処理を継続して実施するため、「中能登町 一般廃棄物処理基本計画」を加味し、総合的かつ中長期的な視点のもと、一般廃棄物処理に係る具体的施策等を定めるものである。なお、本計画は、平成28年9月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえ、策定するものとする。

循環型社会の形成推進に係る上位・関連法や各種関連計画と本計画との関係・位置付けを図1.1に示す。

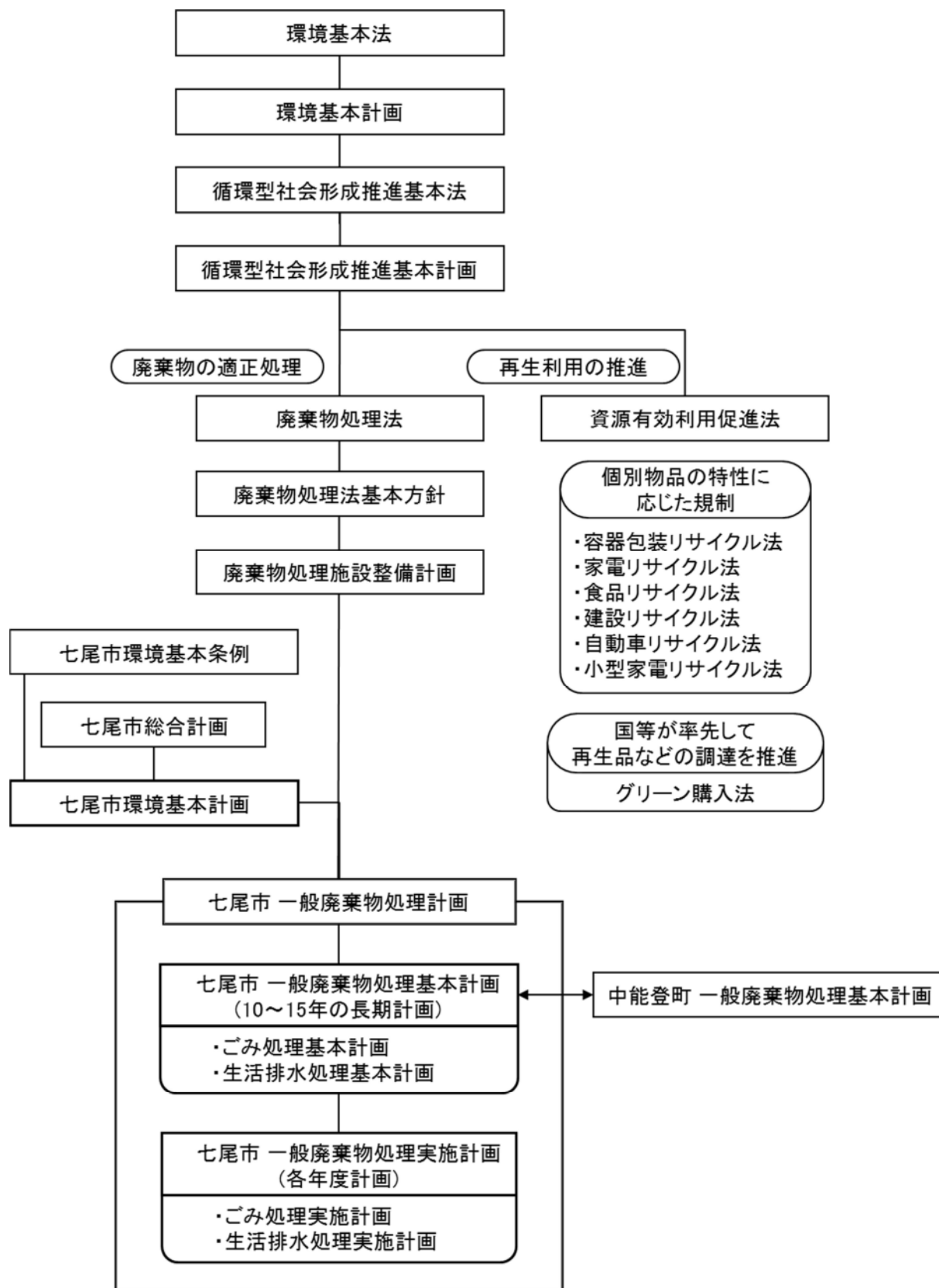


図 1.1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

1.3 計画対象

1.3.1 計画の範囲

本計画の対象範囲は本市全域とし、その範囲は一般廃棄物の排出抑制、分別、収集・運搬、資源化、中間処理、最終処分、並びに啓発活動等に係る事項を含むものとする。

計画対象廃棄物は本市が自ら処理・処分する一般廃棄物、拠点回収^{※1}(公共関与^{※2})、集団回収^{※3}(公共関与)されるリサイクルごみの他、非公共関与^{※4}の扱いとされる廃棄物、不法投棄廃棄物等、その実態の把握が本計画の実効性等に影響を及ぼす事項についても対象とする。

1.3.2 計画期間

本計画は、平成 29 年度から平成 42 年度までの 14 年間で計画期間とする。

ごみ処理基本計画については、「ななかりサイクルセンター」における処理を平成 34 年度末に終了し、平成 35 年度当初から新ごみ処理施設を供用開始予定であるため、平成 35 年度を中間目標年次とする。

生活排水処理計画については、浄化槽設置整備事業(市町村設置型)の事業期間等を踏まえ、平成 35 年度を中間目標年次とする。

なお、本計画は概ね 5 年後を目安に見直すことを基本とするが、政策・制度等の改変、社会経済情勢の変化、施設整備に係る情勢変化の動向等を踏まえ、必要に応じて順次見直すものとする。

※1 本市が設置した資源物集積所においてリサイクルごみを回収すること。

※2 本市が自らの事務として行うもの、委託により行うもの、許可業者に行わせるもの、再生利用されることが確実であると認められ一般廃棄物のみの収集・運搬・処分を業として行う者に行わせるもの、市が何等かの関与を行って実施されている集団回収等の量的に把握可能なもの。

※3 計画収集以外に、町会や子ども会等の団体がリサイクルごみを自主的に回収すること。

※4 排出事業者自ら行う一般廃棄物の処理、家電リサイクル法に基づき家電メーカーによって再商品化される家電廃棄物の処理、容器包装リサイクル法に基づき容器包装リサイクル協会によって引き取られるものの再商品化等の量的な把握が困難であるもの。

第2章 地域の概況

2.1 位置・地勢等

2.1.1 位置・地勢

本市の位置図を図 2.1 に、面積・人口・世帯数を表 2.1 に示す。

本市は、石川県の北部、能登半島の中央に位置し、北は穴水町、西は志賀町、南は中能登町及び富山県氷見市と接した能登地域の中核都市である。

本市の面積は、石川県全体の 7.6% に相当する 318.32 km² となっている。

地勢は、能登半島丘陵地を横断する邑知地溝帯が七尾湾に面する平野部に発達した都市であり、前面に能登島を擁し、崎山半島、屏風崎に囲まれた入江一帯は波静かな天然の良港をなしている。七尾南湾に臨む七尾港周辺に市街地が展開し、東西は山地に挟まれ、南は平野が広がっている。



図 2.1 七尾市の位置図

表 2.1 本市の面積・人口・世帯数

項目	面積 [km ²] ^{出典 1}	人口 [人] ^{出典 2}	世帯 [戸] ^{出典 2}
七尾市	318.32	54,988	22,151
石川県	4,186.09	1,153,020	474,257
県全体に占める割合 [%]	7.6	4.8	4.7

出典 1) 国土地理院 平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調 (平成 27 年 10 月 1 日現在)

出典 2) 七尾市 住民基本台帳 (平成 28 年 3 月末日現在)、石川県 住民基本台帳月報 (平成 28 年 3 月末日現在)

2.1.2 土地利用の状況

本市における土地利用の状況を表 2.2 及び図 2.2 に示す。

平成 27 年における地目別土地利用状況は、山林が最も多く 48.9%、次いで、田や畑の農用地 34.4%、宅地が 9.1% である。

表 2.2 土地利用の状況

区分	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総計
面積 [ha]	3,713	1,096	1,268	6	6,841	657	398	0	13,979
構成比 [%]	26.6	7.8	9.1	0.0	48.9	4.7	2.9	0.0	100.0

※ 固定資産税の対象となる土地に係るものであるため、本市の面積とは一致しない。

出典) 七尾市税務課 (平成 27 年 1 月 1 日現在)

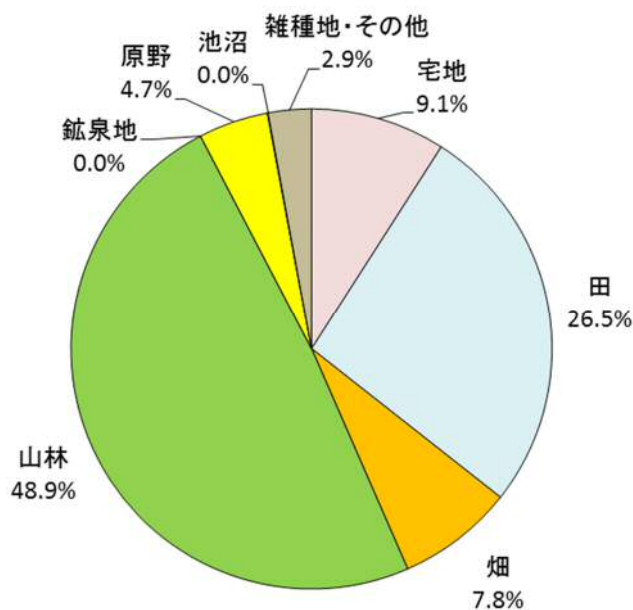


図 2.2 土地利用の状況

2.1.3 七尾市の沿革

本市の沿革を表 2.3 に示す。

平成 16 年 10 月に、「港と温泉のまち 七尾市」・「建具のまち 田鶴浜町」・「演劇のまち 中島町」・「観光の宝島 能登島町」の 1 市 3 町が合併し、新市制による「七尾市」として発足した。

表 2.3 本市の沿革

年月	事項
明治 22 年 4 月	鹿島郡七尾町、南大呑村、北大呑村、崎山村、東湊村、矢田郷村、徳田村、西湊村、石崎村、高階村、端村、田鶴浜村、赤倉村、相馬村、金ヶ崎村、西岸村、熊木村、中島村、豊川村、笠師保村、東島村、中乃島村、西島村、羽咋郡鉦打村が町村制を施行
昭和 9 年 6 月	端村、田鶴浜村、赤倉村の合併により和倉町が成立
昭和 14 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> 七尾町、徳田村、矢田郷村、東湊村、西湊村、石崎村と和倉町の字和倉、奥原が合併し、七尾市制施行 和倉町は字和倉、奥原を除き田鶴浜町として改称
昭和 29 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 南大呑村、北大呑村、崎山村、高階村が七尾市に編入 田鶴浜町、相馬村、金ヶ崎村の合併により新たな田鶴浜町制施行 西岸村、熊木村、中島村、豊川村、笠師保村、鉦打村の合併により中島町制施行
昭和 30 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> 東島村、中乃島村、西島村の合併により能登島町制施行
平成 16 年 10 月	七尾市、田鶴浜町、中島町、能登島町の 1 市 3 町の合併により現在の七尾市が誕生

出典)第 1 次七尾市総合計画 (平成 21 年度～平成 30 年度)

2.2 気象

本市の気象状況の概要を表 2.4、図 2.3 に示す。本市は、日本海側特有の気候で、冬季は西高東低の気圧配置が多く、北西の季節風が吹き降水量が多く、春季はフェーン現象で気温が高くなる傾向にある。平成 27 年の年間平均気温は 13.8℃、最高気温は 7 月 37.4℃、最低気温は 2 月の-3.9℃である。なお、平均湿度は、年間を通して 70～80%程度に保たれており、年間降水量は 1,799.5mm となっている。

表 2.4 気象状況の概要

年・月	気温[℃]			平均湿度 [%]	降水量 [mm]	平均風速 [m/s]	
	平均気温	最高気温	最低気温				
H18年	13.5	34.9	-5.9	76	1950.0	1.0	
H19年	14.0	35.5	-3.3	74	1786.0	1.0	
H20年	13.5	34.8	-4.3	74	2163.5	1.5	
H21年	13.3	33.6	-4.7	74	2388.5	1.6	
H22年	13.8	36.2	-5.4	75	2991.0	1.6	
H23年	13.2	35.0	-5.5	76	2361.5	1.4	
H24年	13.2	35.1	-6.9	76	1931.0	1.4	
H25年	13.4	34.7	-5.5	75	2884.0	1.5	
H26年	13.2	34.7	-5.0	74	2787.0	1.3	
H27年	13.8	37.4	-3.9	75	1799.5	1.4	
H27年	1月	2.4	12.9	-3.5	71	133.0	1.2 [※]
	2月	3.4	17.5	-3.9	71	124.5	1.4
	3月	6.2	22.0	-2.2	74	134.0	1.5
	4月	11.5	26.6	2.4	71	160.0	1.6
	5月	17.8	28.1	6.7	67	88.5	1.7
	6月	20.2	29.7	11.6	79	111.5	1.3
	7月	24.2	37.4	16.5	78	152.0	1.6
	8月	25.4	35.0	20.0	80	112.5	1.2
	9月	20.2	28.6	10.9	80	206.0	1.4
	10月	15.2	29.7	5.7	73	105.5	1.5
	11月	12.1	22.8	3.7	78	194.0	1.3
	12月	6.4	16.6	-0.9	76	278.0	1.2

※ 統計を行う対象資料が許容範囲で不足しているが、正常値と同等に扱われる準正常値を示す。

出典)気象庁 気象統計情報 (七尾観測所、平均湿度は輪島市特別地域気象観測所)

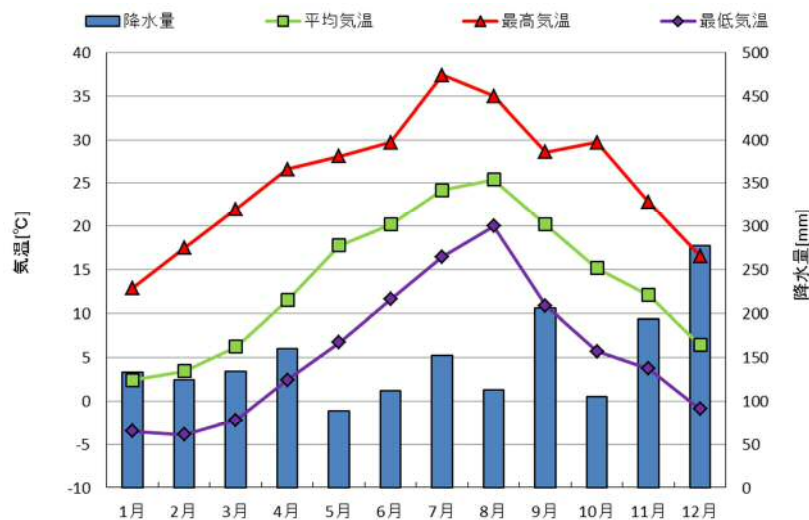


図 2.3 平成 27 年の気象状況の概要

2.3 人口等

2.3.1 行政区域内人口・世帯数の推移

本市及び地区別の行政区域内人口・世帯数の推移を表 2.5 に、地区別の人口推移を図 2.4 に、地区別の対前年度増減率の推移を図 2.5 に示す。

本市全体の人口は、平成 18 年度の 62,142 人から 7,154 人(11.5%)が減少し、平成 27 年度には 54,988 人となっている。また、本市の世帯数は、平成 18 年度の 22,346 世帯から 195 世帯が減少し、平成 27 年度には 22,151 世帯となっている。

1 世帯当たりの人口は、平成 18 年度の 2.78 人から一貫して減少し、平成 27 年度には 2.48 人となっている。高齢者世帯の増加や核家族化が進行しており、今後も同様の傾向が継続すると推測される。

地区別の人口については、全地区で減少傾向にあるものの、特に中島地区と能登島地区でその傾向が顕著であり、本市の総人口に占める七尾地区の人口の割合が増大している。

表 2.5 本市及び地区別の行政区域内人口・世帯数の推移

単位:人

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
七尾地区	45,653	45,081	44,509	44,045	43,550	42,988	42,478	41,963	41,370	40,842
構成比[%]	73.5	73.4	73.6	73.7	73.8	73.8	73.9	74.1	74.2	74.3
対前年度増減数	—	-572	-572	-464	-495	-562	-510	-515	-593	-528
対前年度増減率[%]	—	-1.25	-1.27	-1.04	-1.12	-1.29	-1.19	-1.21	-1.41	-1.28
田鶴浜地区	5,863	5,852	5,769	5,685	5,633	5,567	5,497	5,427	5,342	5,256
構成比[%]	9.4	9.5	9.5	9.5	9.5	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6
対前年度増減数	—	-11	-83	-84	-52	-66	-70	-70	-85	-86
対前年度増減率[%]	—	-0.19	-1.42	-1.46	-0.91	-1.17	-1.26	-1.27	-1.57	-1.61
中島地区	7,271	7,148	6,977	6,843	6,698	6,592	6,437	6,301	6,176	6,058
構成比[%]	11.7	11.6	11.5	11.4	11.3	11.3	11.2	11.1	11.1	11.0
対前年度増減数	—	-123	-171	-134	-145	-106	-155	-136	-125	-118
対前年度増減率[%]	—	-1.69	-2.39	-1.92	-2.12	-1.58	-2.35	-2.11	-1.98	-1.91
能登島地区	3,355	3,327	3,242	3,221	3,152	3,087	3,056	2,968	2,902	2,832
構成比[%]	5.4	5.4	5.4	5.4	5.3	5.3	5.3	5.2	5.2	5.2
対前年度増減数	—	-28	-85	-21	-69	-65	-31	-88	-66	-70
対前年度増減率[%]	—	-0.83	-2.55	-0.65	-2.14	-2.06	-1.00	-2.88	-2.22	-2.41
七尾市(人口)	62,142	61,408	60,497	59,794	59,033	58,234	57,468	56,659	55,790	54,988
対前年度増減数	—	-734	-911	-703	-761	-799	-766	-809	-869	-802
対前年度増減率[%]	—	-1.18	-1.48	-1.16	-1.27	-1.35	-1.32	-1.41	-1.53	-1.44
七尾市(世帯数)	22,346	22,352	22,310	22,337	22,263	22,204	22,181	22,126	22,099	22,151
対前年度増減数	—	6	-42	27	-74	-59	-23	-55	-27	52
対前年度増減率[%]	—	0.03	-0.19	0.12	-0.33	-0.27	-0.10	-0.25	-0.12	0.24
1世帯当たりの人口	2.78	2.75	2.71	2.68	2.65	2.62	2.59	2.56	2.52	2.48

※ 平成 23 年度以前の外国人人口は全体比を基に案分した。

※ 構成比は、端数処理の関係で合計が 100.0 にならないことがある。

出典)七尾市 住民基本台帳 (各年度末日現在)

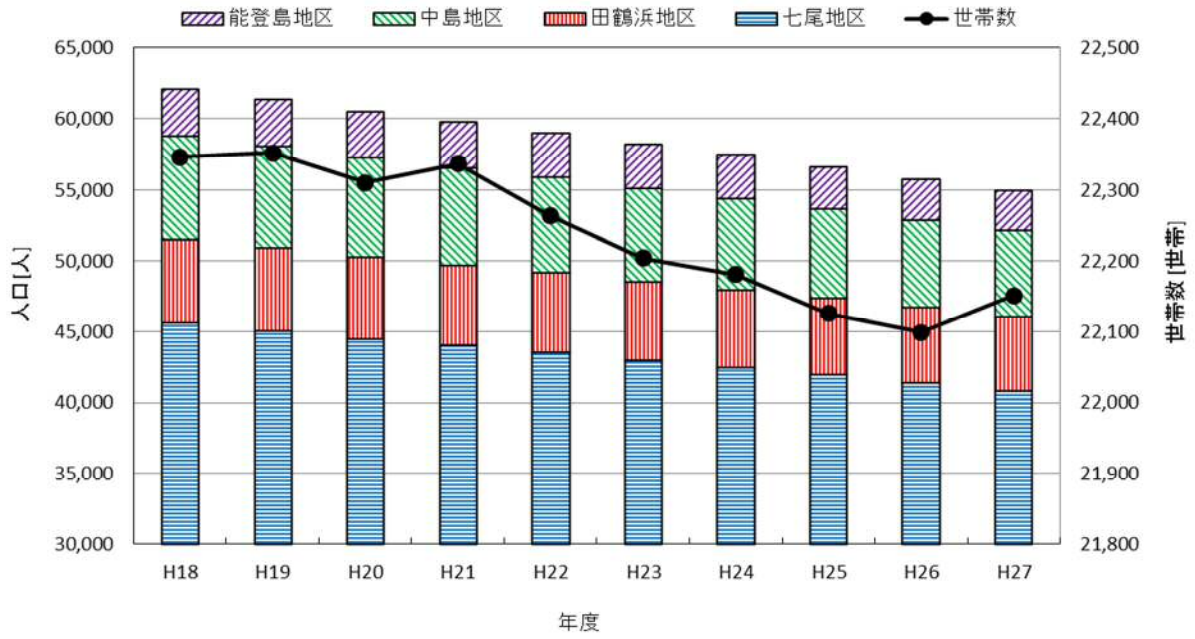


図 2.4 地区別の人口推移

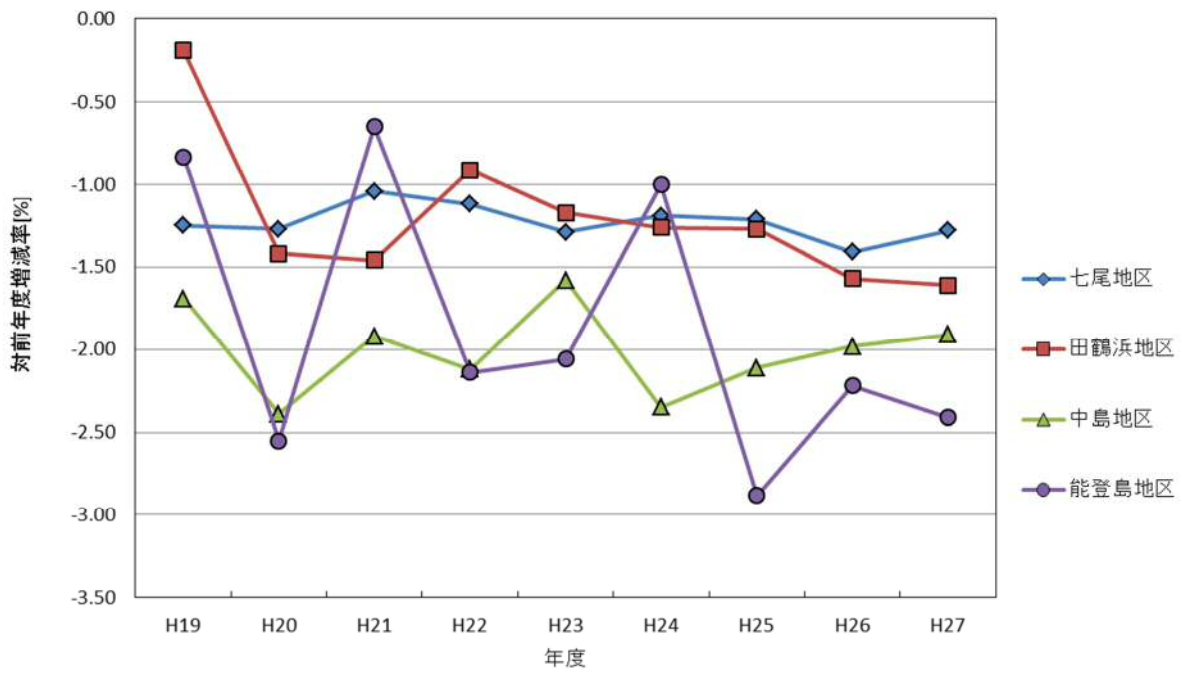


図 2.5 地区別の対前年度増減率の推移

2.3.2 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移を表 2.6 及び図 2.6 に示す。

平成 22 年における本市の年齢3区分別人口及び本市の人口全体に占める割合は、年少人口は 6,932 人で 12.0%、生産年齢人口は 33,807 人で 58.4%、老年人口は 17,118 人で 29.5%となっている。

年少人口及び生産年齢人口が減少傾向にある一方で、老年人口は増加傾向にあり、平成 7 年度時点で老年人口と年少人口が逆転している。

表 2.6 年齢3区分別人口の推移

単位:人

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22
年少人口(0～14歳)	15,184	12,552	10,723	9,167	8,023	6,932
構成比[%]	21.7	18.3	15.9	14.3	13.0	12.0
生産年齢人口(15～64歳)	44,766	44,591	43,087	39,613	37,418	33,807
構成比[%]	64.0	64.9	64.0	62.0	60.5	58.4
老年人口(65歳以上)	9,963	11,519	13,556	15,090	16,423	17,118
構成比[%]	14.3	16.8	20.1	23.6	26.5	29.5
不詳	2	30	2	93	7	43
構成比[%]	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1

※ 合併前の数字は旧七尾市、旧田鶴浜町、旧中島町、旧能登島町を合算したもの。

出典)国勢調査(各年10月1日現在)

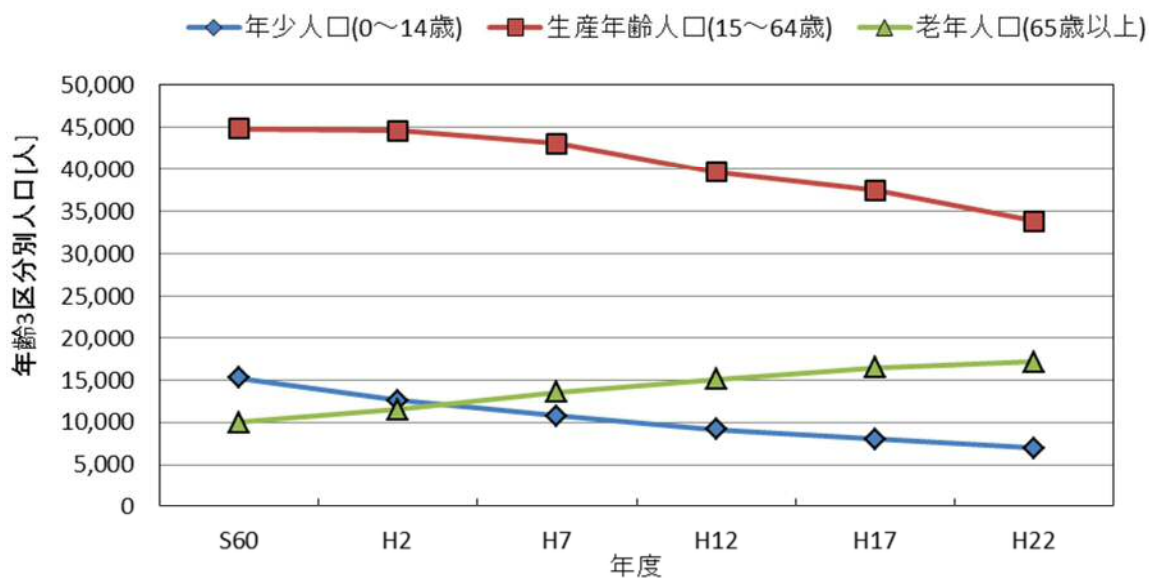


図 2.6 年齢3区分別人口の推移

2.3.3 人口動態 (自然動態・社会動態)

本市の人口動態を表 2.7 に示す。

本市では、毎年、自然動態及び社会動態による減少が人口減少の要因となっている。

過去 10 年間の人口動態をみると、自然動態については出生者数を死亡者数が上回り、社会動態については転出者数が転入者数を上回っており、一貫して減少傾向にある。

表 2.7 人口動態

単位;人

年	1年間の人口増減数						
	①+②	自然動態 (自然増減数)			社会動態 (社会増減数)		
		①	出生	死亡	②	転入	転出
H18	-578	-254	424	678	-324	1,324	1,648
H19	-751	-232	456	688	-519	1,174	1,693
H20	-854	-380	377	757	-474	1,173	1,647
H21	-698	-321	411	732	-377	1,140	1,517
H22	-757	-400	383	783	-357	1,090	1,447
H23	-796	-423	370	793	-373	1,122	1,495
H24	-791	-462	342	804	-329	1,190	1,519
H25	-825	-450	339	789	-375	1,233	1,608
H26	-828	-543	322	865	-285	1,218	1,503
H27	-816	-491	342	833	-325	1,268	1,593

出典)七尾市市民課 資料 (各年度末日現在)

2.3.4 外国人登録者数

本市及び石川県の外国人登録者数を表 2.8 及び図 2.7 示す。

本市の外国人登録者数は、平成 19 年をピークに平成 23 年まで減少が続き、平成 24 年以降はほぼ横這いとなっている。なお、平成 27 年 12 月末における本市の外国人登録者数は、石川県内で 5 番目に多い。

石川県全体の外国人登録者数は、平成 20 年をピークに平成 25 年まで減少が続き、平成 25 年以降は増加に転じている。

表 2.8 外国人登録者数の推移

単位;人

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
七尾市	531	532	528	488	460	430	456	459	436	450
石川県	10,562	11,220	12,126	11,417	11,215	10,775	10,601	10,417	10,655	11,343

※ 平成 23 年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、平成 24 年度からは住民基本台帳上の外国人住民

出典)石川県国際交流課 市町別 国籍・地域別 在留資格別調査表 (各年 12 月末日現在)

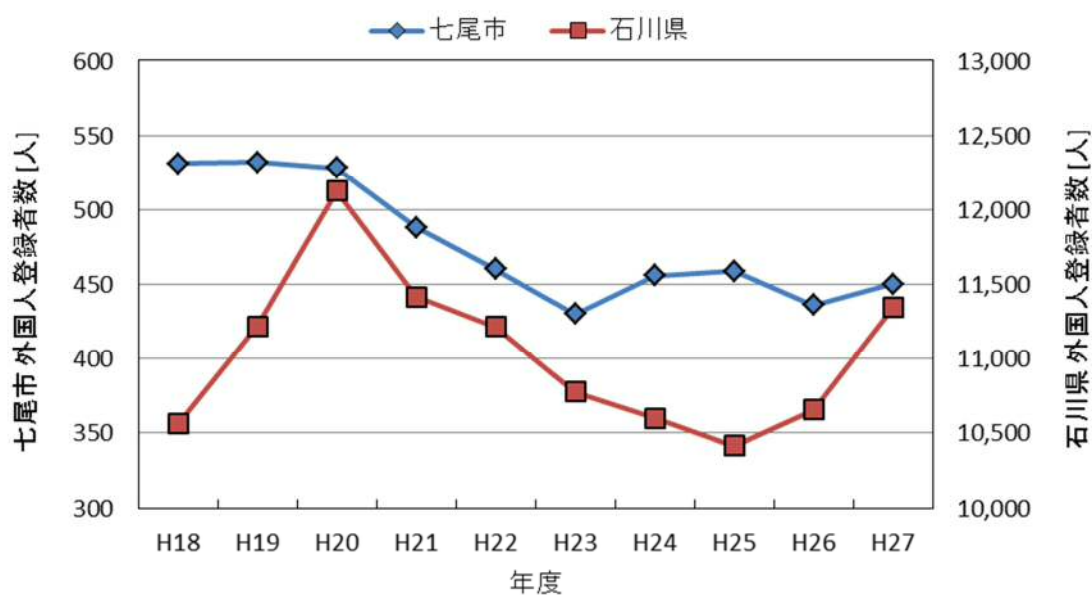


図 2.7 外国人登録者数の推移

2.4 産業

2.4.1 産業全般

(1) 産業分類別人口

本市における産業分類別人口の推移を表 2.9 に、平成 22 年 10 月 1 日現在の産業分類別人口の内訳を表 2.10 に示す。

全産業において減少傾向にあり、第 1 次産業及び第 2 次産業において、その傾向が顕著である。また、産業分類別人口の総数に占める各産業人口の割合の推移をみると、本市の産業構造は第 1 次産業、第 2 次産業が縮小し、第 3 次産業へ移行している。第 3 次産業では、卸売・小売業(15.5%)、医療・福祉(13.3%)、宿泊・飲食サービス業(8.9%)の従事者の割合が大きい。

表 2.9 産業分類別人口の推移

区分	H12		H17		H22	
	人口 [人]	割合 [%]	人口 [人]	割合 [%]	人口 [人]	割合 [%]
総数	33,822	100.0	31,453	100.0	28,468	100.0
第 1 次産業	2,345	6.9	2,135	6.8	1,736	6.1
第 2 次産業	10,450	30.9	8,652	27.5	7,348	25.8
第 3 次産業	21,004	62.1	20,492	65.1	19,043	66.9
分類不能の産業	23	0.1	174	0.6	341	1.2

出典)国勢調査 (各年 10 月 1 日現在)

表 2.10 産業分類別人口の割合(平成 22 年 10 月 1 日現在)

区分	人口 [人]	割合 [%]
総数	28,468	100.0
第1次産業	1,736	6.1
農業,林業	1,260	4.4
うち農業	1,195	4.2
漁業	476	1.7
第2次産業	7,348	25.8
鉱業,採石業,砂利採取業	11	0.0
建設業	2,480	8.7
製造業	4,857	17.1
第3次産業	19,043	66.9
電気・ガス・熱供給・水道業	328	1.2
情報通信業	108	0.4
運輸,郵便業	1,329	4.7
卸売,小売業	4,425	15.5
金融,保険業	625	2.2
不動産,物品賃貸業	195	0.7
学術研究,専門・技術サービス業	507	1.8
宿泊,飲食サービス業	2,544	8.9
生活関連サービス,娯楽業	1,178	4.1
教育,学習支援業	1,195	4.2
医療,福祉	3,790	13.3
複合サービス事業	348	1.2
サービス業(他に分類されないもの)	1,555	5.5
公務 (他に分類されないもの)	916	3.2
分類不能の産業	341	1.2

出典)国勢調査

(2) 産業分類別事業所数

本市における産業分類別事業所数の推移を表 2.11 に、平成 26 年 7 月 1 日現在の産業分類別事業所数の内訳を表 2.12 に示す。

第 1 次産業は横這い、第 2 次産業及び第 3 次産業は減少傾向で推移しているものの、第 3 次産業の事業所数が最も多い。第 3 次産業では、卸売・小売業(26.2%)、宿泊・飲食サービス業(14.4%)、生活関連サービス・娯楽業(9.4%)の事業所数の割合が大きい。

表 2.11 産業分類別事業所数の推移

区分	H21		H24		H26	
	事業所数 [事業所]	割合 [%]	事業所数 [人]	割合 [%]	事業所数 [人]	割合 [%]
総数	3,931	100.0	3,661	100.0	3,516	100.0
第1次産業	23	0.6	18	0.5	22	0.6
第2次産業	785	20.0	791	21.6	722	20.5
第3次産業	3,123	79.4	2,852	77.9	2,772	78.9

※ 平成 21 年及び平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 24 年は 2 月 1 日現在の数値
出典)経済センサス

表 2.12 産業分類別事業所数の割合(平成 26 年 7 月 1 日現在)

項目	事業所数 [事業所]	割合 [%]
総数	3,516	100.0
第1次産業	22	0.6
農業,林業,漁業	22	0.6
第2次産業	722	20.6
鉱業,採石業,砂利採取業	3	0.1
建設業	351	10.0
製造業	368	10.5
第3次産業	2,772	78.8
電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.1
情報通信業	15	0.4
運輸,郵便業	83	2.4
卸売,小売業	922	26.2
金融,保険業	62	1.8
不動産,物品賃貸業	127	3.6
学術研究,専門・技術サービス業	96	2.7
宿泊,飲食サービス業	505	14.4
生活関連サービス,娯楽業	332	9.4
教育,学習支援業	85	2.4
医療,福祉	217	6.2
複合サービス事業	45	1.3
サービス業(他に分類されないもの)	279	7.9
公務 (他に分類されないもの)	—	—

出典)経済センサス

2.4.2 農林水産業

(1) 農業

農家数及び耕地面積の推移を表 2.13 及び図 2.8 に示す。

農家数及び経営耕地面積の推移をみると、総農家数及び総面積は減少傾向にある。平成 22 年度における農家総数は 3,318 戸、経営耕地総面積 2,319ha である。

本市の農業は、総面積に占める田の割合が約 92%であり、稲作を主体としている。

表 2.13 農家数及び経営耕地面積の推移

年度	販売農 家人口 [人]	農家数[戸]					経営耕地面積[ha]			
		総数	自給的 農家	販売農家			総面積	田	畑	樹園地
				専業	兼業					
					第1種	第2種				
H12	18,532	4,425	1,104	304	112	2,905	2,958	2,657	285	16
H17	10,284	3,780	1,291	295	115	2,079	2,386	2,181	197	8
H22	7,803	3,318	1,308	361	97	1,552	2,319	2,140	170	9

出典)農林業センサス(各年2月1日現在)

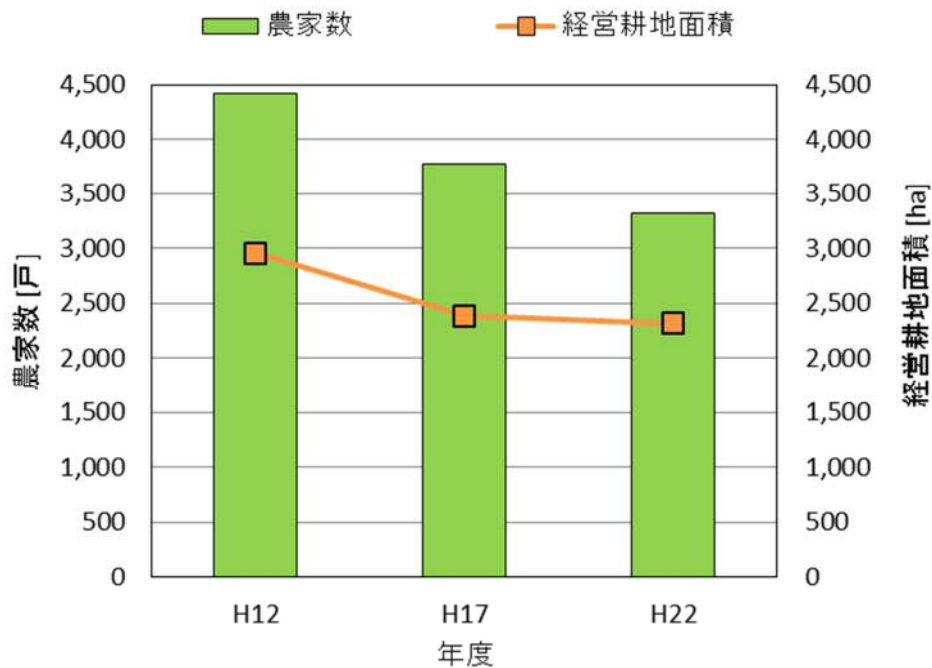


図 2.8 農家数及び経営耕地面積の推移

(2) 林業

本市の林野面積の推移を表 2.14 及び図 2.9 に示す。

本市の林野面積は横這いに推移している。また、林野面積の大半を私有林が占めている。

平成 22 年度における林野面積の合計は 20,345ha となっており、本市全体の約 6 割を森林が占めている。

表 2.14 林野面積の推移

年度	林野面積 [ha]			七尾市の 総面積[ha]	総面積に占める 森林の割合[%]
	合計	国有林	公有林		
H12	20,373	51	1,707	31,832	63.9
H17	20,382	53	1,702		
H22	20,345	53	1,714		

出典)農林業センサス (各年 2 月 1 日現在)

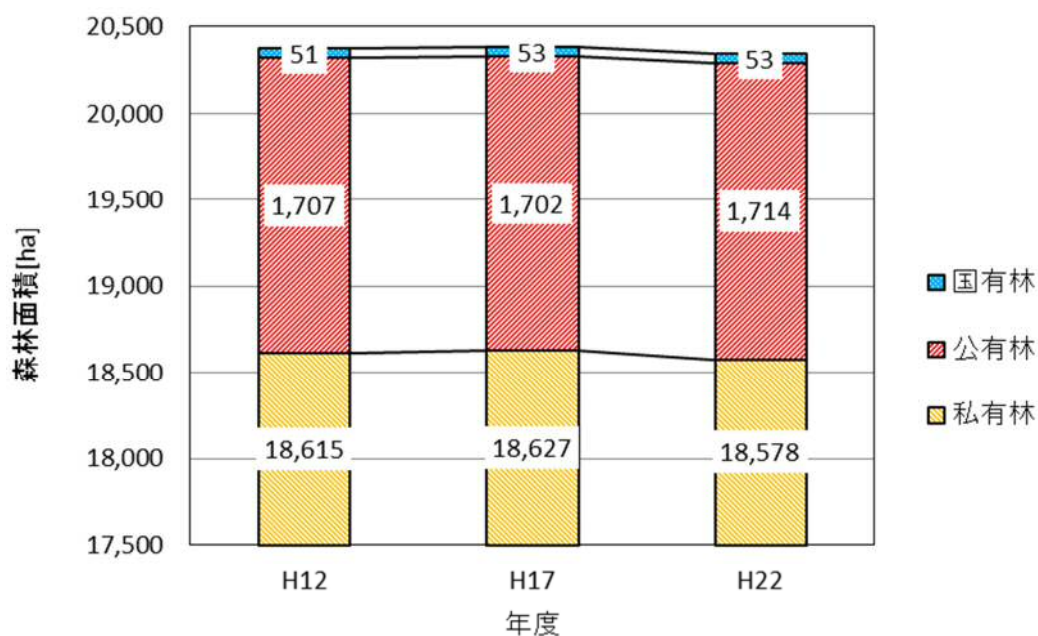


図 2.9 林野面積の推移

(3) 水産業

本市の漁業経営体数・漁業就業者数の推移を表 2.15 に、本市における海面漁業漁獲量の推移を表 2.16 に示す。

漁業経営体数・漁業就業者数の推移をみると、いずれも減少傾向にある。

海面漁業漁獲量の推移をみると、漁獲量及び養殖量は、年によって変動している。

表 2.15 漁業経営対数・漁業就業者数の推移

年	漁業経営体数[経営体]			漁業就業者数[人]		
	合計	漁業 ^{※1}	養殖業 ^{※2}	合計	男	女
H5	669	580	89	1,230	947	283
H10	536	457	79	988	786	202
H15	419	354	65	854	701	153
H20	394	338	56	855	683	172
H25	283	242	41	618	538	80

※1 漁業センサスにおける漁業種類別の海面養殖業以外に係る経営体の総数

※2 漁業センサスにおける漁業種類別の海面養殖業に係る経営体の総数

出典)漁業センサス

表 2.16 海面漁業漁獲量の推移

年	漁獲量[t/年]					養殖量[t/年]
	総量	魚類	貝類	藻類	その他	貝類
H19	8,994	7,986	42	71	895	1,734
H20	8,044	6,983	43	70	948	1,808
H21	9,877	8,472	47	36	1,322	1,727
H22	9,501	8,295	57	25	1,124	1,796
H23	8,770	7,361	42	34	1,333	1,875
H24	7,213	5,870	63	31	1,249	1,635
H25	11,307	9,773	53	26	1,455	1,426
H26	8,396	6,991	54	17	1,334	1,787

出典)石川農林水産統計年報

2.4.3 商工業

(1) 工業

事業所数・従業者数・年間製造品出荷額の推移を表 2.17、図 2.10 に、業種別の事業所数・従業者数・年間製造品出荷額を表 2.18 に示す。

事業所数・従業者数・年間製造品出荷額はいずれも減少傾向にあり、平成 26 年における事業所数は 126 箇所、従業者数は 3,488 人、年間製造品出荷額は約 553 億円である。

業種別の事業所数・従業者数・年間製造品出荷額をみると、食料品に係る産業の割合が最も大きい。

表 2.17 事業所数・従業者数・年間製造品出荷額の推移

年	事業所数 [箇所]	従業者数 [人]	年間製造品出荷額 [万円]
H17	196	4,267	7,201,216
H18	177	4,149	6,933,016
H19	174	4,183	7,372,099
H20	185	4,098	7,027,682
H21	156	3,715	5,842,078
H22	149	3,733	5,547,127
H23	145	3,665	5,799,416
H24	139	3,755	5,652,540
H25	130	3,549	5,385,443
H26	126	3,488	5,531,613

出典)工業統計調査 (各年 12 月末日現在)

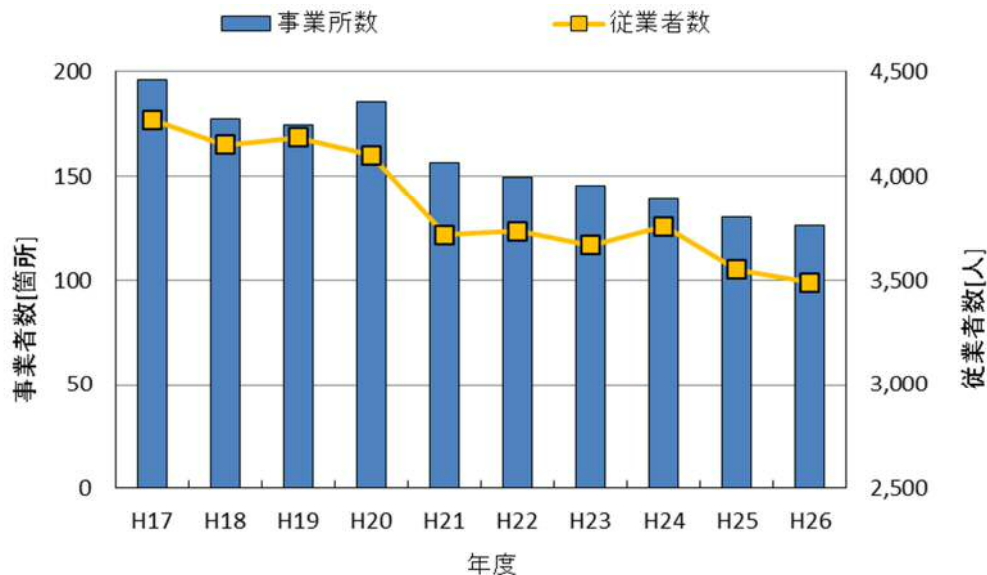


図 2.10 事業所数・従業者数の推移

表 2.18 業種別の事業所数・従業者数・年間製造品出荷額

産業分類	事業所数 [箇所]	従業者数 [人]	年間製造品出荷額 [万円]
食料品	33	1,066	1,727,995
飲料・たばこ・飼料	1	18	X
繊維工業	21	563	604,644
木材・木製品	9	247	839,120
家具・装備品	6	57	85,273
パルプ・紙	4	57	69,115
印刷	3	38	41,309
化学工業	1	17	X
石油・石炭	1	6	X
プラスチック製品	8	224	340,368
ゴム製品	1	5	X
皮革	1	10	X
窯業・土石	13	203	520,800
鉄鋼業	1	8	X
非鉄金属	0	0	0
金属製品	5	81	80,630
はん用機械	0	0	0
生産用機械	1	4	X
業務用機械	0	0	0
電子部品	2	343	X
電気機械	5	310	314,672
情報通信	2	120	X
輸送機械	6	97	137,618
その他製品	2	14	X
合計	126	3,488	5,531,613

※ 表中の「x」は、個々の報告者の秘密の漏洩を防止するため秘匿とした箇所である。

出典)工業統計調査(平成26年12月末日現在)

(2) 商業

本市における事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移を表 2.19、図 2.11 に、業種別の業種別事業所数・従業者数・年間商品販売額を表 2.20 に示す。

事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移をみると、いずれも減少傾向にある。業種別の事業所数・従業者数・年間商品販売額をみると、卸売業・小売業ともに、飲食料品関連の割合が大きい。

表 2.19 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

区分	H14	H16	H19	H26
事業所数[箇所]	1,025	1,257	1,130	775
卸売業	217	244	219	181
小売業	808	1,013	911	594
従業者数[人]	5,347	6,290	5,544	4,209
卸売業	1,658	1,782	1,522	1,315
小売業	3,689	4,508	4,022	2,894
年間商品販売額※[百万円]	153,315	153,748	147,727	125,154
卸売業	88,775	82,443	80,248	69,328
小売業	64,541	71,305	67,479	55,827

※ 年間商品販売額は、十万円以下を省略しているため、合計が合わないことがある。

出典)商業統計調査 (各年 6 月 1 日現在)

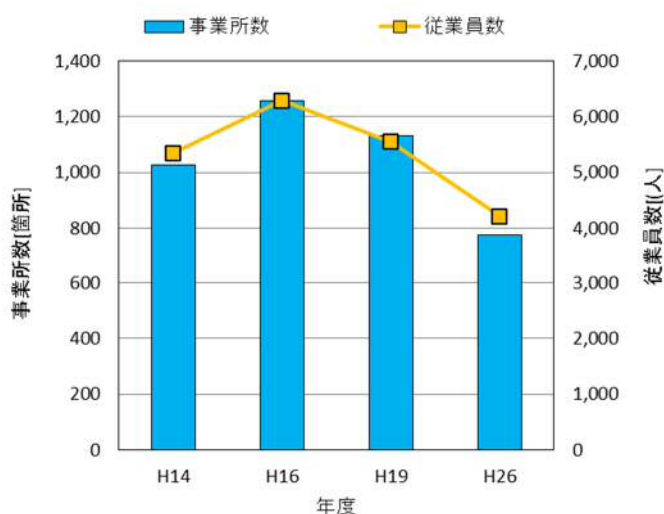


図 2.11 事業所数・従業者数の推移

表 2.20 業種別の事業所数・従業者数・年間商品販売額

項目	事業所数 [箇所]	従業者数 [人]	年間商品販売額※ ¹ [百万円]
卸売業計	181	1,315	69,328
各種商品卸売業	—	—	—
繊維・衣服等卸売業	3	8	X
飲食料品卸売業	69	519	27,647
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	33	217	9,618
機械器具卸売業	37	275	11,416
その他の卸売業	39	296	X
小売業計	594	2,894	55,827
各種商品小売業	1	77	X
織物・衣服・身の回り品小売業	82	274	3,163
飲食料品小売業	195	985	16,065
機械器具小売業	68	413	9,794
その他の小売業	238	1,101	X
無店舗小売業	10	44	420
合計	775	4,209	125,154

※¹ 年間商品販売額は、十万円以下を省略しているため、合計が合わないことがある。

※² 表中の「x」は、個々の報告者の秘密の漏洩を防止するため秘匿とした箇所である。

出典)商業統計調査 (平成 26 年 6 月 1 日現在)

2.4.4 観光産業

本市の特産品・観光地等を表 2.21 に、本市における観光入込客数の推移を表 2.22 及び図 2.12 に示す。

本市は、全国有数の温泉街である和倉温泉をはじめ、豊かな自然環境、新鮮な海の幸・山の幸、伝統的な祭り等、多様な地域資源に恵まれている。

本市における観光入込客数の推移をみると、増加傾向にあり、平成 27 年度の観光入込客数の総数は 4,030 千人となっている。北陸新幹線開業や能越自動車道開通(いずれも平成 27 年)等の効果から、平成 26 年度に比べて約 22 万人の増加となった。今後も、北陸新幹線開業効果等は継続すると思われる。また、石川県が「ほっと石川観光プラン 2016」において、全国からの観光入込客数を平成 27 年度の 2,500 万人(見込み)から、平成 37 年度には 3,000 万人に増加させるという誘客目標を掲げていることから、今後も本市の観光入込客数の増加が期待できる。

表 2.21 特産品・観光地等

種別	内容
特産品	いきいき七尾魚、能登かき、能登なまこ、水産加工品、中島菜、能登白ねぎ、沢野ごぼう、小菊かぼちゃ、崎山いちご、金糸瓜、赤土ジャガイモ、七尾仏壇、和ろうそく、田鶴浜建具、珪藻土コンロ、大豆飴(まめあめ)
観光地	七尾城跡、和倉温泉、小丸山城址公園、山の寺寺院群と瞑想の道、七尾美術館、一本杉通り、能登食祭市場、赤蔵山、能登演劇堂、能登島ガラス美術館、能登島ガラス工房、道の駅のとじま、のとじま臨海公園水族館
イベント	青柏祭、七尾港まつり、七尾城まつり、モントレージャズフェスティバルイン能登、能登よさこい祭り、石崎奉燈祭、住吉大祭、お熊甲祭、能登島向田の火祭、七尾湾能登かきまつり、能登和倉万葉の里マラソン、花嫁のれん、能登島ロードレース、YOSAKOI ソーラン日本海、ツール・ド・のと 400、丸亀市の観光と物産展
郷土芸能	七尾まだら、七尾豊年太鼓、多根獅子舞、三引獅子舞、塩津かがり火太鼓、向田雨乞い太鼓

出典)七尾市観光交流課 資料

表 2.22 観光入込客数の推移

単位;千人

年度	H23	H24	H25	H26	H27
イベント	401	391	373	329	377
観光施設	2,409	2,307	2,451	2,467	2,485
宿泊施設 ^{※1}	1,074	1,002	1,091	1,016	1,168
総数 ^{※2}	3,884	3,701	3,915	3,812	4,030
対前年度増減数	—	-183	214	-102	218
対前年度増減率[%]	—	-4.7	5.8	-2.6	5.7

※1 和倉温泉旅館協同組合加盟旅館・その他宿泊施設における日帰り客と宿泊客の合計

※2 百人以下を省略しているため、合計が合わないことがある。

出典)七尾市観光交流課 資料(各年度末日現在)

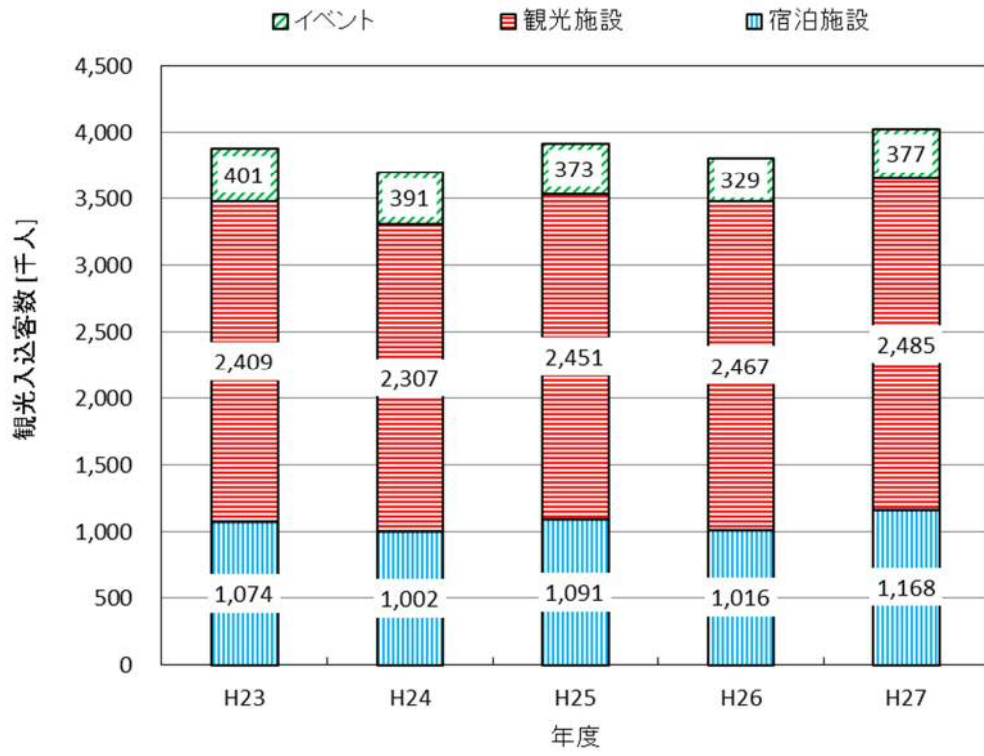


図 2.12 観光入込客数の推移

2.5 環境情報

2.5.1 大気環境

本市における大気環境測定結果を表 2.23 に示す。

過去 10 年間、全ての測定項目・測定局で、環境基準を下回っており、良好な大気環境が保たれている。

表 2.23 大気環境測定結果

項目	市町	測定局	年平均[ppm]										環境基準	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26		
二酸化硫黄	七尾市	七尾	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	1時間値の平均値が 0.04ppm以下・1時間値 0.1以下
		大田	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		田鶴浜	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		能登島	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	—	—	—	
		石崎	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	
		崎山	0.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		徳田	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
二酸化窒素	七尾市	七尾	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	1時間値の1日 平均値が0.04 ～00.6ppm以下
		大田	0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		田鶴浜	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		能登島	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	—	—	—	
		石崎	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	
		崎山	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		徳田	0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
項目	市町	測定局	昼間1時間値の年平均値[ppm]										環境基準	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26		
光化学オキシダント	七尾市	七尾	0.032	0.034	0.036	0.037	0.038	0.037	0.036	0.039	0.041	0.038	1時間値が 0.06ppm以下	
		大田	0.042	0.039	0.039	0.037	0.042	0.041	—	—	—	—		
		田鶴浜	0.035	0.037	0.033	0.039	0.037	0.035	—	—	—	—		
		能登島	0.039	0.035	0.039	0.035	0.038	0.040	0.035	—	—	—		
		石崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		崎山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		徳田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
項目	市町	測定局	年平均値[mg/m ³]										環境基準	
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26		
浮遊粒子状物質	七尾市	七尾	0.025	0.019	0.015	0.019	0.016	0.018	0.016	0.017	0.016	0.015	1時間値の1日 平均値が 0.10mg/m ³ 以下・1時間値 が20ppm以下	
		大田	0.019	0.017	0.016	0.016	0.015	0.017	0.019	0.019	0.020	0.019		
		田鶴浜	0.019	0.017	0.017	0.017	0.015	0.016	0.016	0.016	0.017	0.015		
		能登島	0.019	0.016	0.014	0.016	0.015	0.016	0.015	0.015	0.016	0.014		
		石崎	0.024	0.021	0.021	0.020	0.019	0.019	0.022	0.020	0.019	0.017		
		崎山	0.022	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		徳田	0.020	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

出典)石川県 環境大気調査報告書

2.5.2 ダイオキシン類

本市におけるダイオキシン類環境調査結果を表 2.24 に示す。

過去 9 年間、全ての測定項目・測定局で、環境基準を下回っており、良好な生活環境が保たれている。

表 2.24 ダイオキシン類環境調査結果

項目	測定地点		年平均値									環境基準
			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
大気 [pg-TEQ/m ³]	七尾測定局		0.033	0.018	0.023	0.0071	0.0066	0.0088	0.007	0.0079	0.0096	0.6以下
水質 [pg-TEQ/L]	御祓川 (本川)	藤橋二号橋	0.550	0.480	0.310	0.260	0.400	0.250	0.410	0.430	0.500	1以下
		仙対橋	0.290	0.160	0.160	0.220	0.140	0.500	0.072	0.160	0.098	
	七尾湾	南湾中央部	0.051	0.052	0.044	0.045	0.045	0.054	0.036	0.035	0.050	
底質 [pg-TEQ/g]	御祓川 (本川)	藤橋二号橋	1.2	1.8	0.7	0.3	1.1	1.5	0.4	0.3	1.0	150以下
		仙対橋	34.0	19.0	17.0	18.0	19.0	6.9	23.0	12.0	18.0	
	七尾湾	南湾中央部	12.0	28.0	15.0	12.0	8.0	9.9	9.4	19.0	8.5	
地下水 [pg-TEQ/L]	七尾市	中島町外原	—	—	—	—	—	—	—	—	0.045	1以下
		能登島向田町	—	—	—	—	—	—	0.031	—	—	
		奥原町	0.049	—	—	—	—	0.051	—	—	—	
		相生町	—	—	—	—	0.042	—	—	—	—	
		中島町	—	—	—	0.043	—	—	—	—	—	
		能登島南町	—	0.048	—	—	—	—	—	—	—	
土壌 [1000pg-TEQ/g]	七尾市	藤野町	—	—	—	—	—	—	0.180	—	—	1,000以下
		石崎町	0.120	—	—	—	—	—	0.028	—	—	
		千野町	—	—	—	—	—	—	0.023	—	—	
		中島町中島	—	—	—	0.029	—	—	0.038	—	—	
		能登島向田町	—	0.089	—	—	—	—	—	—	—	

出典)石川県 ダイオキシン類環境調査報告書

2.6 上位計画等

2.6.1 七尾市環境基本計画 (計画期間:平成 21 年度～平成 30 年度)

本市の環境基本計画は「七尾市環境基本条例(平成 18 年 3 月制定)」の第 9 条第 1 項の規定に基づき、環境基本条例の基本理念の実現、さらには七尾市総合計画を環境面から具現化するため、自然的・社会的条件に応じた環境の保全・共生に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 21 年 3 月に制定された。また、平成 26 年 3 月に達成度を評価し、目標指標の見直しを行っている。

環境基本計画は環境の保全・共生を目的とする関連諸計画の上位計画に位置付けられるものである。次に、本市の環境基本計画の概要を示す。

(1) 環境基本計画における基本認識・基本理念・基本方針

本市の環境基本計画における基本理念や施策の基本方針は「七尾市環境基本条例」に示される考え方に基づいている。

【環境保全に向けた基本認識】(七尾市環境基本条例前文)

- ①豊かな自然に恵まれている七尾市
- ②まちと生活の発展に伴う環境問題
- ③環境保全のための生活の見直し
- ④環境保全の主体としての自覚と努力

【環境保全の基本理念】(七尾市環境基本条例第 3 条)

- ①良好な環境の確保と将来の世代への継承
- ②人と自然の共生
- ③協働による環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ④事業活動及び日常生活における地球環境保全の積極的な推進

【環境保全施策の基本方針】(七尾市環境基本条例第 8 条)

- ①環境の自然的構成要素を良好な状態に保持
- ②野生生物の種の保存、その他生物多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全
- ③自然との豊かなふれあいの保存、地域固有の景観の創出、歴史的文化的遺産の保存と活用
- ④エネルギー有効活用、資源の段階的・循環的利用及び廃棄物の減量
- ⑤地球環境保全に資する施策の積極的な推進

(2) 将来の環境像

次に、環境基本計画における基本テーマ・めざす環境像を示す。

【七尾市における環境保全・共生の基本テーマ】

「みんなの心が育む、人と環境にやさしいまち・ななお」

■みんなの心が育む：七尾市の環境保全・共生の取組には、市民それぞれが自覚・理解・連携・協力などの気持ち(=心)を持つことが不可欠であると考えています。

■人と環境にやさしい：環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な社会こそ環境と人にやさしく人と環境が共生することで、将来の世代に良好な環境を継承できると考えています。

【めざす環境像】

- ①自然を守り育て共に生きる
- ②暮らし続ける環境を創る
- ③美しい地球を子や孫に引き継ぐ

(3) 基本目標・基本方針

本市がめざす将来の環境像を実現するための施策は、「自然」「生活」「地球」の3つの分野から構成される。このうち、ごみ処理関連施策の基本目標・基本方針の概要を次に示す。

【環境像の実現に向けた基本目標】

「もったいない」の心で取り組む「ごみゼロ」のまちづくり

七尾市は、「もったいない」の心を大切にしながら、持続可能な循環型社会の形成に向け、これまでのライフスタイルを見直し、環境に配慮した消費行動への転換、ごみの発生抑制・再使用・再生利用のためにできることから、具体的な取組を進めます。また、不法投棄や海岸漂着ごみなどによる環境破壊を防止します。

【環境施策の基本方針】

①資源循環型社会の拡充

- ・資源循環に対する重要性や意義、具体的な取組などに対する市民・事業者の理解と協力をさらに促しつつ、そのために有効な 3R 運動の組織的な展開、合わせてバイオマスの有効活用に向け、市民や事業者とくに観光関連事業者などとの連携体制を強化します。

②廃棄物の適正処理

- ・循環型社会形成推進基本法など、関係法令に基づく関係者間の取組を「もったいない」の心で積極的に進めるとともに、ごみ減量化・再資源化などにより、ごみの発生と排出を抑制します。
- ・ごみの発生抑制、排出抑制と合わせて、容器包装リサイクル法などに基づく分別収集拡充による資源化の促進と再利用により、ごみの最終処分量を抑制し、ごみなどの適正な処理によって、「ごみゼロ」のまちづくりをめざします。

③不法投棄の防止

- ・不法投棄については、市民・事業者のモラル向上に向けた意識啓発とともに、不法投棄されやすい場所の根絶、環境美化への取組を拡充・強化します。
- ・七尾市の海は本市の宝であり、とくに海岸線の美化に向けた海岸漂着ごみの処分など、七尾市だけでは限界のある取組について、市民や事業者の理解と協力による海岸清掃など、市民・事業者・行政の協働による取組を拡充します。

(4) 数値目標

見直し後(平成 26 年 3 月)の環境基本計画におけるごみ処理に係る数値目標を表 2.25 に示す。

表 2.25 数値目標

項目	平成 25 年度 (中間)	平成 30 年度 (最終)
1 人当たりのごみ排出量[g/人・日]	1,026	780
不法投棄発生件数の削減[件]	35	15
リサイクル率[%]	20.2	25.0
食用油の BDF 化量[L]	33,000	35,000

2.6.2 七尾市まち・人・しごと創生 総合戦略 (計画期間:平成 27 年度～平成 31 年度)

総合戦略は、平成 26 年 11 月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に掲げるものである。次に、総合戦略の概要を示す。

(1) 総合戦略策定にあたっての基本的視点・基本目標

本市では、総合戦略の策定にあたり、3つの基本的視点と、基本的視点を実現するための4つの柱を基本目標に設定している。基本的視点及び基本目標及びごみ処理関連施策は次のとおりである。

【基本的視点】

- ①七尾市における若い世代が希望する就労、結婚・妊娠・出産・子育てを実現する
- ②東京や金沢市への大量の人口流出に歯止めをかける
- ③人口減少・超高齢社会など時代を見据えた都市を構築する

【基本目標】

- ①若い世代が結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる
- ②七尾市にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ③七尾市への新しい人の流れをつくる
- ④時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守る

【人と環境にやさしいまちづくりの推進(環境保全・生活環境の向上)】

○現在の課題

- ・生ごみ堆肥処理事業申請件数の減少
- ・家庭用生ごみ処理機モニター事業利用者の減少
- ・不法投棄やばい捨ての発生

○必要な対応

- ・廃棄物の減量化・分別意識の向上
- ・生ごみ堆肥処理事業・家庭用生ごみ処理機モニター事業のさらなる周知
- ・常時監視カメラ等の設置による不法投棄やばい捨ての防止

(2) 主要施策

上記の基本目標における主要施策のうち、ごみ処理関連施策の数値目標を表 2.26 に示す。

表 2.26 取組内容と数値目標

平成 28 年度以降の取組内容	平成 31 年度の数値目標
○家庭用ごみ減量機器設置者に対する補助	○生ごみ処理機設置件数:150 件 (30 件/年)
○監視カメラ等の設置管理	
○不法投棄、ばい捨て禁止看板の設置及び監視パトロール	○不法投棄報告件数:30 件/年

第 3 章 ごみ処理の概況

3.1 ごみの排出状況

3.1.1 ごみの分別収集区分

本市におけるごみの分別収集区分を表 3.1 に、分別区分がわかりにくいごみの出し方を表 3.2 に示す。また、処理できない(ごみステーションに出しても収集しないもの、処理場へ持ち込むことができない)ごみの例を表 3.3 に示す。

本市では、資源化が可能なごみについては、可能な限りリサイクルし、ごみの減量化を推進するため、「7 種 15 分別」の分別収集区分を設定している。

表 3.1 分別収集区分

種類	分別	対象物	
燃えるごみ	RDF 化ごみ (固形燃料化ごみ)	生ごみ(残飯・調理くず)、木製品類(長さ 50cm、太さ 5cm 以下)、プラスチック・ビニール製品類(硬質プラは埋立ごみへ)、紙類(汚物を除く・リサイクル不適物)、布製品類(50cm 以下、金具等除く)、合成皮革・ゴム製品類(50cm 以下・金具を外せないものは埋立ごみ)その他(鉛筆・吸い殻・アルミホイール)等	
埋立ごみ	不燃物一般	小型電気製品等(電池は乾電池等へ)、硬質プラスチック(手で曲げられないもの)、陶磁器類等(ガラス等にはキケンと記載)、スプレー缶(穴をあける)・使い捨てライター等	
リサイクルごみ	古紙等	新聞紙	新聞紙(折り込みチラシは雑誌等へ)
		雑誌等	雑誌・折り込みチラシ、酒・ビール・菓子等の空き箱、紙箱等(ビニール等取り除く)、写真・インクジェット紙・絵ハガキ等は燃えるごみへ
		ダンボール	ダンボール
		アルミ缶	アルミ缶、アルミ製のふた等(中を洗うこと)
	ペットボトル	ペットボトル一般	ペットボトル(「PET1」マークのついているもの)
	金物類	スチール・その他 金属	スチール缶(中を洗うこと)、金属製品(金属部分が大半を超えるもの、アルミ製の鍋・やかんを含む)、小型家電製品の一部、その他金属
		石油暖房機	石油暖房機(乾電池を外す、灯油を空にする)、
	びん類	無色びん	無色びん・茶色びん・その他の色のびん(ふたを外す、中を洗う、耐熱ガラス製品・化粧品・農薬のびん・コップは埋立ごみへ)
		茶色びん	
		その他の色のびん	
	その他資源	蛍光灯	蛍光灯(割れたものも含む)
		乾電池	乾電池(充電式及びボタン電池の回収は販売店での回収も可)
		水銀含有物一般	水銀含有物一般

出典)七尾市環境課 資料

表 3.2 分別方法がわかりにくいごみの出し方

種類	分別方法
紙とプラスチック・木	燃えるごみ
紙と布・革・ゴム	燃えるごみ
紙と金属	分解して素材別に排出(分解できないものは、大半が金属であれば金物類、そうでなければ埋立ごみ)
紙とガラス	分解して素材別に排出(分解できないものは、埋立ごみ)
プラスチック・木と金属	分解して素材別に排出(分解できないものは、大半が金属であれば金物類、そうでなければ埋立ごみ)
プラスチック・木と布・革・ゴム	燃えるごみ
プラスチック・木とガラス	分解して素材別に排出(分解できないものは、埋立ごみ)
金属と布・革・ゴム	分解して素材別に排出(分解できないものは、大半が金属であれば金物類、そうでなければ埋立ごみ)
金属とガラス	分解して素材別に排出(分解できないものは、大半が金属であれば金物類、そうでなければ埋立ごみ)
布・革・ゴムとガラス	分解して素材別に排出(分解できないものは、埋立ごみ)

出典)七尾市環境課 資料

表 3.3 処理できないごみの例

種類	処理方法
消火器	販売店にて処理
車、バイク、プレジャーボート	販売店にて処理
農薬、劇薬	販売店にて処理
タイヤ、バッテリー	販売店にて処理
ガスボンベ	販売店にて処理
注射器	病院(販売店)にて処理
石、コンクリート、土	排出者にて処理
産業廃棄物	産業廃棄物処理業者にて処理
ペットの死骸	ななか斎場にて火葬(有料)
農業用廃プラスチック類	農協で年数回の回収を実施
廃油類	販売店・ガソリンスタンドにて処理
家電リサイクル6品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)、パソコン	指定のリサイクルルートにて処理 (家電販売店、メーカー等による処理)

出典)七尾市環境課 資料

3.1.2 ごみの処理体系

本市におけるごみの処理方法を表 3.4 に、ごみ処理体系を図 3.1 に示す。

表 3.4 ごみの処理方法

分類		処理形態
燃えるごみ (固形燃料化ごみ)		ごみステーションに集積し、指定日に収集する。「ななかりサイクルセンター」にて、破碎、選別、乾燥、成形を経て RDF(ごみ固形燃料)化する。 RDF 化不適物は、「ななか中央埋立場」へ搬入する。 RDF は「石川北部 RDF センター」へ運搬し、燃料として使用する。
埋立ごみ		ごみステーション付属のかごに集積(収集車に積載可能なものに限る)し、指定日に収集する。「ななか中央埋立場」にて減容化し、埋立処分する。
古紙等	新聞紙	ごみステーション・資源物集積所「えーこ屋」にて種類別に集積する。 廃棄物再生業者・資源再生業者を経て、リサイクル製品として利用される。
	雑誌等	
	ダンボール	
	アルミ缶	
ペットボトル		ごみステーション・資源物集積所「えーこ屋」にて種類別に集積する。「ななかりサイクルセンター」にて、圧縮・選別・梱包した後、廃棄物再生業者に搬出する。廃棄物再生業者・資源再生業者を経て、リサイクル製品として利用される。
金物類	スチール・その他金属	ごみステーションにて集積し、指定日に収集する。廃棄物再生業者にて圧縮し、金属塊に成形される。金属塊は、資源再生業者にて鉄製原料やスチール缶等に利用される。(鉄・アルミ等の有用金属の回収および鉛等の有害物質の適正処理のため、小型家電製品の一部は金物類として回収する。小型家電製品は、ごみステーションにて回収され、資源再生業者にて分別・破碎・選別される。金属製錬事業者にて有用金属を取り出し、メーカーで原材料として使用される。)
	石油暖房機	
びん類	無色びん	ごみステーションにて集積し、指定日に収集する。
	茶色びん	廃棄物再生業者にて色別に選別し、異物を取り除き、細かく破碎して保管される。
	その他の色のびん	資源再生業者にて新しいガラスびん・ブロック等に利用される。
その他資源	蛍光灯	ごみステーションにて集積し、指定日に収集する。
	乾電池	「ななかりサイクルセンター」にて品目別に選別して、異物を取り除き保管する。
	水銀含有物一般	資源再生業者にて製鉄原料・アルミ原料・蛍光灯の材料、建築材料等に利用される。
粗大ごみ		「ななかりサイクルセンター」、もしくは「ななか中央埋立場」に直接搬入又は許可業者により搬入される。「ななかりサイクルセンター」においては、分解して素材別に処理(RDF 化・資源化)する。「ななか中央埋立場」においては、選別して処理(埋立・資源化)する。
テレビ、冷蔵庫、冷凍庫 洗濯機、エアコン 衣類乾燥機		ごみステーションに出すことはできない。「家電リサイクル法」の対象となる機器は家電小売店により回収、家電メーカー等がリサイクルする。または、指定引取場所にて回収し、リサイクル工場にて資源(鉄、銅、アルミ、ガラス)としてリサイクルされる。
パソコン		ごみステーションに出すことはできない。 「資源有効利用促進法」に基づき各パソコンメーカーが回収・リサイクルする。

出典)七尾市環境課 資料

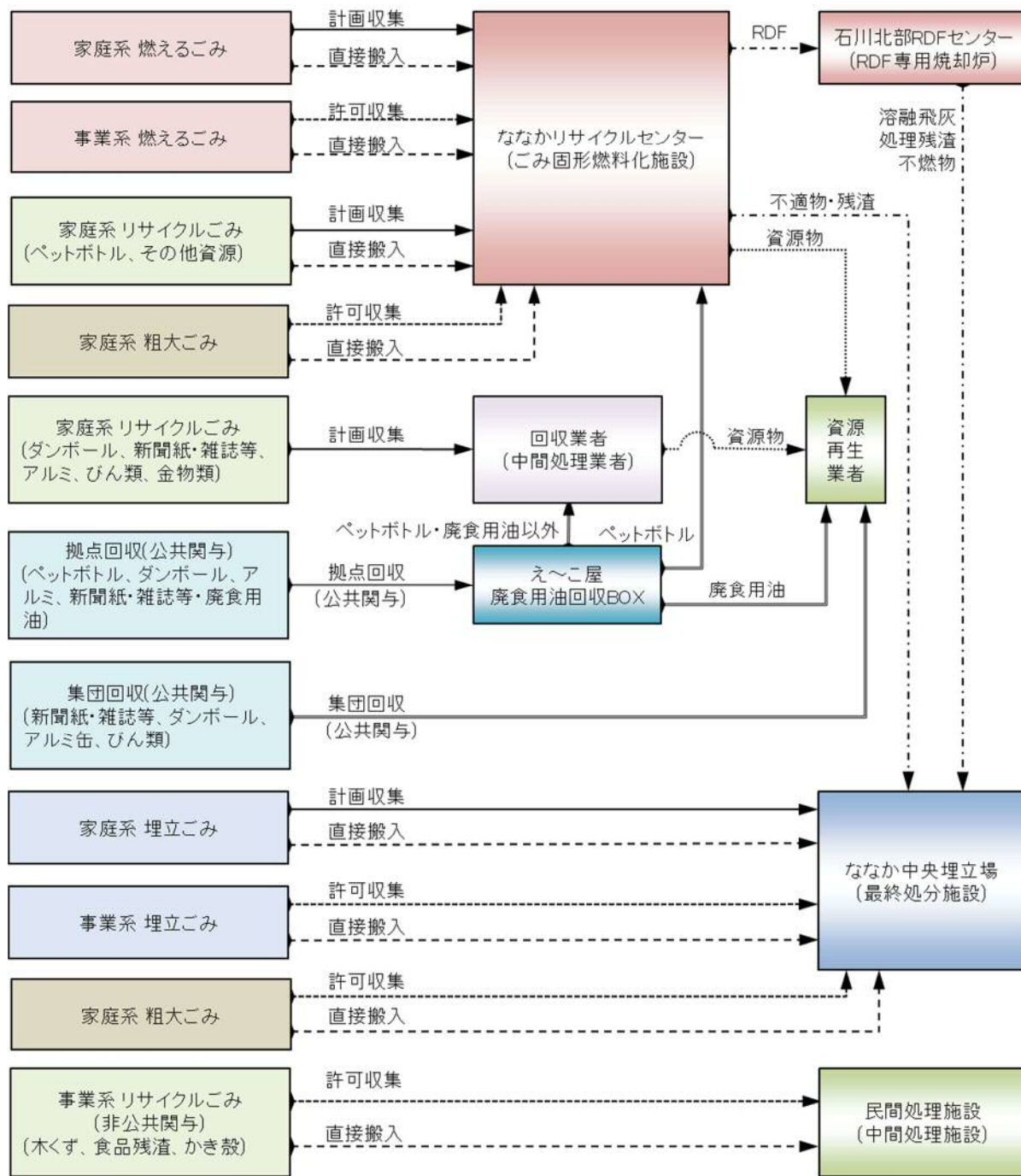


図 3.1 ごみ処理体系

3.1.3 ごみの排出量

本市におけるごみ排出量の推移を表 3.5 及び図 3.2 に、分別区分毎のごみ排出量の内訳を表 3.6 に示す。

本市のごみの総排出量は、平成 18 年度の 25,888t/年から減少傾向にあり、平成 27 年度には 20,473t/年となっている。家庭系ごみについては減少傾向にあるものの、1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量(リサイクルごみを除く)は、平成 22 年度から増加傾向にある。事業系ごみについては、平成 26 年度に 6,710t/年まで減少したものの、平成 27 年度には 7,230t/年まで増加している。

表 3.5 ごみ排出量の推移

単位:t/年

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
行政区域内人口 [人]	62,142	61,408	60,497	59,794	59,033	58,234	57,468	56,659	55,790	54,988
家庭系ごみ	—	—	15,048	14,426	13,944	13,679	13,569	13,451	13,257	12,906
燃えるごみ	—	—	11,351	10,892	10,558	10,559	10,518	10,418	10,316	10,249
埋立ごみ	—	—	539	523	519	508	530	510	891	810
リサイクルごみ	—	3,677	3,158	3,011	2,867	2,612	2,521	2,523	2,050	1,847
事業系ごみ	—	—	9,591	7,710	7,768	7,718	7,769	7,935	6,710	7,230
燃えるごみ	—	—	7,707	7,169	7,413	7,225	7,185	6,977	6,593	7,105
埋立ごみ	—	—	1,865	518	347	371	385	933	117	125
リサイクルごみ	—	16	19	23	8	122	199	25	0	0
拠点回収(公共関与)	0	0	0	0	0	7	165	229	247	237
集団回収(公共関与)	114	189	205	169	152	163	140	129	109	100
総排出量	25,888	25,755	24,844	22,305	21,864	21,567	21,643	21,744	20,323	20,473
1人1日当たりごみ排出量 [g/人・日]	1141.4	1149.1	1125.1	1022.0	1014.7	1014.7	1031.8	1051.4	998.0	1020.0
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 [g/人・日]	—	—	690.8	668.7	654.2	651.6	661.4	667.7	668.5	659.8
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (リサイクルごみを除く)[g/人・日]	—	—	538.5	523.0	514.1	520.7	526.7	528.4	550.4	551.0

出典) ななかリサイクルセンター・ななか中央埋立場 運営実績

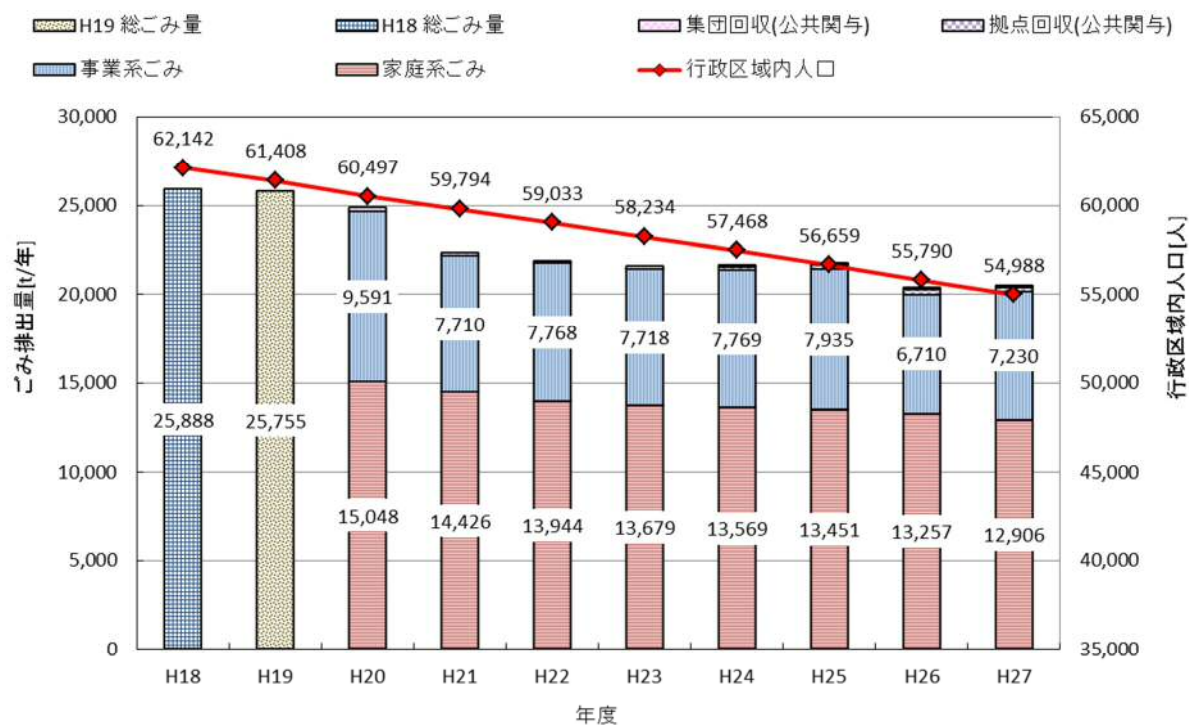


図 3.2 ごみ排出量の推移

表 3.6 ごみ排出量の内訳

単位: t/年

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
行政区域内人口 [人]	62,142	61,408	60,497	59,794	59,033	58,234	57,468	56,659	55,790	54,988
家庭系ごみ	—	—	15,048	14,426	13,944	13,679	13,569	13,451	13,257	12,906
燃えるごみ	—	—	11,351	10,892	10,558	10,559	10,518	10,418	10,316	10,249
計画収集	11,720	11,367	10,979	10,490	10,163	10,215	10,164	10,012	9,795	9,607
直接搬入	—	—	372	402	395	344	354	406	521	642
埋立ごみ	—	—	539	523	519	508	530	510	891	810
計画収集	472	540	457	455	451	439	454	428	421	412
直接搬入	—	—	82	68	68	69	76	82	470	398
リサイクルごみ	—	—	3,158	3,011	2,867	2,612	2,521	2,523	2,050	1,847
計画収集	3,677	3,622	3,134	3,011	2,847	2,603	2,505	2,507	2,036	1,830
古紙等										
新聞紙・雑誌等	2,130	2,109	1,799	1,729	1,610	1,455	1,385	1,377	1,034	915
ダンボール	254	264	237	242	265	232	236	247	181	163
アルミ缶	58	52	47	43	42	40	39	40	32	29
金物類										
スチール・その他金属	473	451	372	349	285	271	271	259	263	222
石油暖房機	51	44	38	33	21	19	23	23	25	21
びん類										
無色びん	220	217	192	185	181	170	161	166	152	151
茶色びん	263	266	242	232	231	217	204	202	182	169
その他の色のびん	86	70	61	57	64	66	59	62	60	62
ペットボトル	105	112	111	109	115	102	97	100	78	69
その他資源	37	37	35	32	33	31	30	31	29	29
直接搬入	—	—	24	0	20	9	16	16	14	17
金物類	—	27	20	0	17	9	16	16	14	17
その他資源	—	—	4	0	3	0	0	0	0	0
事業系ごみ	—	—	9,591	7,710	7,768	7,718	7,769	7,935	6,710	7,230
燃えるごみ	—	—	7,707	7,169	7,413	7,225	7,185	6,977	6,593	7,105
許可収集	5,414	5,185	5,169	5,104	5,079	5,200	5,142	4,744	4,559	4,406
直接搬入	—	—	2,538	2,065	2,334	2,025	2,043	2,233	2,034	2,699
埋立ごみ	—	—	1,865	518	347	371	385	933	117	125
許可収集	59	74	67	62	72	72	84	100	103	112
直接搬入	—	—	1,798	456	275	299	301	833	14	13
リサイクルごみ	—	16	19	23	8	122	199	25	0	0
許可収集	7	5	5	5	5	7	6	6	0	0
その他資源	7	5	5	5	5	7	6	6	0	0
直接搬入	—	11	14	18	3	115	193	19	0	0
びん類	—	6	10	14	0	112	190	17	0	0
その他資源	—	5	4	4	3	3	3	2	0	0
拠点回収(公共関与)	0	0	0	0	0	7	165	229	247	237
古紙等										
新聞紙・雑誌類	0	0	0	0	0	0	—	159	170	159
ダンボール	0	0	0	0	0	0	—	40	42	41
アルミ缶	0	0	0	0	0	0	—	6	7	7
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	—	16	18	18
廃食用油(BDF化)	0	0	0	0	0	7	7	8	10	12
集団回収(公共関与)	114	189	205	169	152	163	140	129	109	100
古紙等										
新聞紙・雑誌等	102	151	138	128	111	129	113	107	92	86
ダンボール	0	0	17	6	10	10	5	4	0	0
アルミ缶	4	7	10	10	8	7	7	6	5	5
びん類	8	31	40	25	23	17	15	12	12	9
総排出量	25,888	25,755	24,844	22,305	21,864	21,567	21,643	21,744	20,323	20,473

※ 排出量が不明の場合は「—」と表記している。

出典) ななかりイサイクルセンター・ななか中央埋立場 運営実績

3.1.4 ごみの種類組成等

(1) 燃えるごみの種類組成等

「ななかりサイクルセンター」における燃えるごみの種類組成等分析結果を表 3.7、図 3.3 に示す。

平成 27 年度の燃えるごみの種類組成は、紙・布類 47.5%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 20.6%、木・竹・わら類 4.4%、厨芥類 23.0%、不燃物類 0.4%、その他 4.1%で構成されている。また、3 成分は、水分 50.6%、灰分 7.4%、可燃分 42.0%で構成されている。

表 3.7 燃えるごみの種類組成等

単位：%

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	10カ年平均
種類組成	紙・布類	39.6	42.5	44.7	38.3	31.1	42.3	45.8	40.5	35.3	47.5	40.7
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	28.9	24.6	27.0	26.2	31.3	28.6	29.4	22.2	28.2	20.6	26.7
	木・竹・わら類	4.2	6.3	4.9	10.0	12.7	6.4	6.2	6.1	1.9	4.4	6.3
	厨芥類	20.8	20.0	16.5	17.6	16.7	15.0	13.7	26.5	31.8	23.0	20.2
	不燃物類	3.3	2.3	4.2	3.2	3.3	4.7	2.4	0.4	0.2	0.4	2.4
	その他	3.2	4.4	2.7	4.8	5.0	3.1	2.7	4.3	2.6	4.1	3.7
単位体積重量[kg/m ³]		163.7	145.2	185.7	139.3	115.8	122.3	136.8	176.8	175.0	166.3	152.7
三成分	水分	41.0	39.0	42.4	33.7	35.0	39.3	43.9	49.0	53.3	50.6	42.7
	灰分	8.3	8.4	9.4	10.6	12.4	11.3	9.3	8.4	8.7	7.4	9.4
	可燃分	50.7	52.6	48.3	55.8	52.6	49.4	46.8	42.6	38.0	42.0	47.9
低位発熱量[kJ/kg]		8,506.7	8,915.8	8,017.2	9,237.0	9,022.5	7,799.8	7,708.0	6,784.0	4,071.5	6,632.8	7,669.5

※ 種類組成及び三成分は、端数処理の関係で、合計が 100.0 にならないことがある。

出典)ななかりサイクルセンター 運営実績

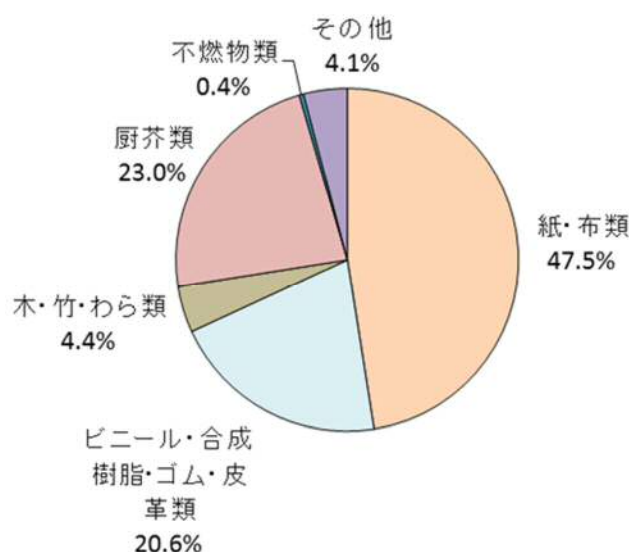


図 3.3 燃えるごみの種類組成(平成 27 年度)

(2) 埋立ごみの種類組成等

「ななか中央埋立場」における埋立ごみの種類組成等の分析結果を表 3.8 及び図 3.4 に示す。

平成 27 年度の埋立ごみの種類組成は、金属類 9.7%、ガラス類 26.7%、陶器・土砂類 21.8%、プラスチック類 35.8%、布・皮革類 1.2%、可燃物(紙類)4.2%、分析不能物 0.6%で構成されている。

表 3.8 埋立ごみの種類組成等

単位：%

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	10カ年平均
種類組成	金属類	36.5	36.1	24.5	26.0	9.3	17.5	22.4	19.6	9.8	9.7	21.1
	ガラス類	14.3	21.7	19.9	16.9	25.0	18.5	21.2	19.6	26.8	26.7	21.1
	陶器・土砂類	15.4	17.7	14.9	17.4	27.9	37.8	27.2	21.1	16.6	21.8	21.8
	プラスチック類	28.8	21.3	31.9	32.9	33.4	24.1	26.2	36.6	42.3	35.8	31.3
	布・皮革類	0.9	0.3	1.8	1.1	1.5	0.0	0.0	0.0	3.0	1.2	1.0
	可燃物(紙類)	2.2	1.9	0.8	4.0	1.2	1.2	2.9	3.2	1.3	4.2	2.3
	分析不能物	1.9	1.1	6.1	1.7	1.7	0.9	0.0	0.0	0.1	0.6	1.4
単位体積重量[kg/m ³]		207	241	247	203	314	375	206	208	213	180	239.4

※ 種類組成は、端数処理の関係で、合計が 100.0 にならないことがある。

出典)ななか中央埋立場 運営実績

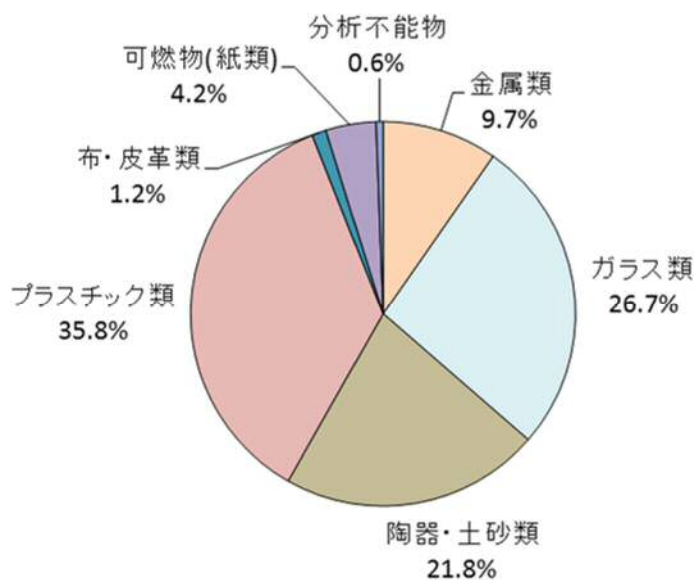


図 3.4 埋立ごみの種類組成(平成 27 年度)

3.2 資源化の状況

3.2.1 本市による資源化の状況

(1) 本市による資源化の状況

本市による資源化の状況を表 3.9 に示す。

本市では、計画収集^{※1}、直接搬入^{※2}、拠点回収、集団回収により、リサイクルごみを回収し、資源再生業者へ搬送・資源化している。また、「ななかりサイクルセンター」において本市の燃えるごみ(固形燃料化ごみ)から製造した RDF は「石川北部 RDF センター」でガス化溶融処理^{※3}され、生成される溶融スラグ^{※4}はコンクリート製品等の材料に有効利用されている。

リサイクルごみの回収量は減少傾向にあり、リサイクル率は、平成 21 年度の 14.4% をピークに平成 27 年度には 10.7% まで低下している。同様に、溶融スラグを資源化量に計上した場合も、平成 21 年度の 18.0% をピークに平成 27 年度には 14.1% まで低下している。

※1 本市が計画的に行うごみ収集のこと。

※2 排出者(市民・事業者等)が本市の処理施設にごみを直接持ち込むこと。

※3 RDF をガス化炉において約 600℃で熱分解し、熱分解ガス、チャー(炭化残渣)、タール等を発生させ、後段の溶融炉において空気を供給して熱分解ガス、チャー、タール等を 1,300℃以上の高温で燃焼し、灰分を自己熱溶融させること。溶融した灰分を冷却固化することで溶融スラグが生成される。

※4 ガス化溶融処理により生成される溶融固化物のうち、主に二酸化ケイ素(SiO_2)、酸化アルミニウム(Al_2O_3)、酸化カルシウム(CaO)が溶融し、冷却固化したもの。

表 3.9 本市による資源化の状況

単位:t/年

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
計画収集量	3,677	3,622	3,134	3,011	2,847	2,603	2,505	2,507	2,036	1,830	
古紙等	新聞紙・雑誌等	2,130	2,109	1,799	1,729	1,610	1,455	1,385	1,377	1,034	915
	ダンボール	254	264	237	242	265	232	236	247	181	163
金物類	アルミ缶	58	52	47	43	42	40	39	40	32	29
	スチール・その他金属	473	451	372	349	285	271	271	259	263	222
びん類	石油暖房機	51	44	38	33	21	19	23	23	25	21
	無色びん	220	217	192	185	181	170	161	166	152	151
	茶色びん	263	266	242	232	231	217	204	202	182	169
その他資源	その他の色のびん	86	70	61	57	64	66	59	62	60	62
	ペットボトル	105	112	111	109	115	102	97	100	78	69
その他資源	37	37	35	32	33	31	30	31	29	29	
直接搬入量	—	—	43	23	28	131	215	41	14	17	
古紙等	金物類	—	27	20	0	17	9	16	16	14	17
	びん類	—	6	10	14	0	112	190	17	0	0
	その他資源	—	—	13	9	11	10	9	8	0	0
拠点回収量(公共関与)	0	0	0	0	0	7	165	229	247	237	
古紙等	新聞紙・雑誌等	0	0	0	0	0	0	113	159	170	159
	ダンボール	0	0	0	0	0	0	28	40	42	41
その他資源	アルミ缶	0	0	0	0	0	0	12	16	18	18
	ペットボトル	0	0	0	0	0	0	5	6	7	7
廃食用油	0	0	0	0	0	7	7	8	10	12	
集団回収量(公共関与)	114	189	205	169	152	163	140	129	109	100	
古紙等	新聞紙・雑誌等	102	151	138	128	111	129	113	107	92	86
	ダンボール	0	0	17	6	10	10	5	4	0	0
びん類	アルミ缶	4	7	10	10	8	7	7	6	5	5
	その他資源	8	31	40	25	23	17	15	12	12	9
溶融スラグ資源化量 ^{※1}	912	901	906	814	803	776	749	725	709	704	
本市による資源化量	—	—	3,382	3,203	3,027	2,904	3,025	2,906	2,406	2,184	
本市による資源化量 (溶融スラグ資源化量を含む)	—	—	4,288	4,017	3,830	3,680	3,774	3,631	3,115	2,888	
本市のリサイクル率[%]	—	—	13.6	14.4	13.8	13.5	14.0	13.4	11.8	10.7	
本市のリサイクル率[%] (溶融スラグ資源化量を含む)	—	—	17.3	18.0	17.5	17.1	17.4	16.7	15.3	14.1	

※1 溶融スラグの資源化量は、石川北部 RDF センターで生成された溶融スラグの総量を、同施設で処理した RDF の総量に占める本市の RDF の量で案分した数値である。

※2 資源化量が不明の場合は「—」と表記している。

出典)七尾市環境課 資料

(2) 資源物引取単価の推移

本市における資源物引取単価を表 3.10 に示す。

表 3.10 資源物引取単価の推移

単位:円/kg

年度	期間	本市が業者へ支払う額			業者が本市へ支払う額						
		びん類			新聞紙	雑誌等	ダンボール	ストーブ	その他金属	アルミ缶	ペットボトル
		無色	茶色	その他の色							
H 2 3	第1期	4.3	4.3	5.0	14.1	12.1	13.3	20.4	20.4	106.0	68.0
	第2期	↓	↓	↓	14.3	12.2	14.1	—	20.5	102.0	70.6
	第3期	↓	↓	↓	14.6	12.5	14.5	18.6	22.1	95.1	64.1
	第4期	↓	↓	↓	13.3	12.4	15.2	—	18.1	76.0	45.0
H 2 4	第1期	4.3	4.3	5.0	13.6	12.8	14.9	17.6	21.0	87.1	59.1
	第2期	↓	↓	↓	12.5	11.7	14.3	—	18.1	78.2	18.0
	第3期	↓	↓	↓	10.7	8.2	12.1	9.5	17.3	79.3	11.1
	第4期	↓	↓	↓	10.9	8.3	11.2	—	16.3	82.0	23.8
H 2 5	第1期	4.3	4.3	5.0	11.4	9.5	11.5	15.0	22.1	97.0	33.8
	第2期	↓	↓	↓	11.8	9.9	11.8	—	18.1	106.0	39.0
	第3期	↓	↓	↓	12.5	10.4	13.0	16.0	21.2	118.0	57.8
	第4期	↓	↓	↓	14.5	12.1	13.7	—	23.4	124.0	53.0
H 2 6	第1期	4.3	4.3	5.0	16.0	13.2	14.3	14.0	18.5	127.1	53.0
	第2期	↓	↓	↓	14.9	12.5	13.3	—	20.3	138.0	53.0
	第3期	↓	↓	↓	15.3	13.1	13.7	15.3	22.1	147.0	50.0
	第4期	↓	↓	↓	17.5	16.4	17.0	10.2	16.2	162.0	45.0
H 2 7	第1期	4.3	4.3	5.0	16.7	15.7	17.0	7.6	14.0	157.0	25.3
	第2期	↓	↓	↓	16.8	15.4	17.0	8.2	15.4	123.1	25.3
	第3期	↓	↓	↓	17.2	14.5	17.0	1.2	6.0	120.1	25.3
	第4期	↓	↓	↓	17.8	14.6	17.1	0.1	4.6	103.0	25.1

※ 記号「↓」は、引取単価が前期と同額であることを示す。

出典)七尾市環境課 資料

3.2.2 民間処理施設による資源化の状況

民間処理施設による資源化の状況を表 3.11 に示す。

本市における事業系ごみのうち、非公共関与の扱いとしている「木くず、食品残渣、かき殻」は、民間処理施設において処理を行っている。木くずは平成 23 年度から、食品残渣及びかき殻は平成 26 年度から処理を開始した。

本市では、資源循環・資源化の促進の観点から民間事業者による中間処理施設(再生化施設)の整備を促進しており、平成 23 年度から民間処理施設における資源化量は増加傾向にある。

本市と民間処理施設の資源化量を合わせたリサイクル率は、平成 23 年度の 15.1%から平成 27 年度には 19.0%まで上昇している。同様に、溶融スラグを資源化量に計上した場合も平成 23 年度の 18.6%から平成 27 年度には 22.1%まで上昇している。

表 3.11 民間処理施設による資源化の状況

単位;t/年

年度	H23	H24	H25	H26	H27
木くず	411	495	482	512	588
食品残渣	0	0	0	500	500
かき殻	0	0	0	652	1,016
民間処理施設による資源化量	411	495	482	1,664	2,104
本市・民間処理施設のリサイクル率[%]	15.1	15.9	15.2	18.5	19.0
本市・民間処理施設のリサイクル率[%] (溶融スラグ資源化量を含む)	18.6	19.3	18.5	21.7	22.1

出典)七尾市環境課 資料

3.3 収集・運搬の状況

3.3.1 収集・運搬体制

本市における収集・運搬体制を表 3.12 に示す。

家庭系ごみについては、ステーション方式を基本とするが、引越しごみ等の一時的に多量排出される粗大ごみ等は排出者自らが直接搬入、もしくは本市が許可した収集業者に依頼し、戸別収集している。

事業系ごみについては、排出者自らが直接搬入、もしくは本市が許可した収集業者に依頼し、戸別収集している。

容器包装廃棄物のうち、飲料用紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装は「燃えるごみ」として混合収集、その他紙製容器包装は「雑誌等」として混合収集している。

なお、飲料用紙製容器包装、白色トレイについては、事業者による拠点回収(非公共関与)が実施されている。

表 3.12 収集・運搬体制

分別収集区分		収集頻度	排出方式	収集方式	収集体制	
家庭系ごみ	燃えるごみ	2回/1週	指定袋(黄色)	ステーション方式	委託業者による収集	
	埋立ごみ	1回/3週	分別用かご		委託業者による収集	
	古紙等	新聞紙	1回/4週		十字結束、新聞紙専用袋	委託業者による収集
		雑誌等			十字結束	
		ダンボール			十字結束	
		アルミ缶			分別用かご	
	ペットボトル		分別用かご			
	金物類	スチール・その他金属	1回/3週		分別用かご	委託業者による収集
		石油暖房機	4月、5月、11月、12月の金物類の日に回収		分別用かご	
	びん類	無色びん	1回/3週		分別用かご	委託業者による収集
		茶色びん				
		その他の色のびん				
	その他資源	蛍光灯	1回/3週		分別用かご	委託業者による収集
乾電池						
水銀含有物一般						
粗大ごみ	随時	—	戸別収集方式	許可業者による収集		
事業系ごみ	燃えるごみ	随時	—	戸別収集方式	許可業者による収集	
	埋立ごみ					
	リサイクルごみ					

出典)七尾市環境課 資料

3.3.2 有料化の状況

指定ごみ袋の販売価格・仕様等を表 3.13 に示す。本市では、昭和 55 年 10 月にごみ袋の色分け・規格を統一し、平成 12 年 4 月から、指定ごみ袋により家庭系ごみの処理を有料化している。なお、指定ごみ袋は 2 度の料金改定(平成 18 年 7 月・平成 19 年 7 月)により、現在の販売価格となっている。

表 3.13 指定ごみ袋の販売価格・仕様等

サイズ	販売価格	材質	色	備考
大(80×66cm)	1,200 円/20 枚	低密度ポリエチレン	黄色半透明	H12.4 有料化
中(70×47cm)	900 円/20 枚			H18.7 料金改定
小(50×35cm)	600 円/20 枚			H19.7 料金改定

出典)七尾市環境課 資料

3.3.3 拠点回収の状況

拠点回収施設の設置場所・回収対象を表 3.14 に示す。

本市では、資源物集積所「えーこ屋」を設置し、リサイクルごみ(新聞紙、雑誌等、ダンボール、アルミ缶、ペットボトル)を常時回収している。また、廃食用油回収 BOX を設置し、廃食用油を回収している。

なお、廃食用油については、市民団体「七尾市快適環境づくり市民委員会」の組織回収と事業者支援により、BDF(バイオディーゼル燃料)化に取り組んでいる。

表 3.14 設置場所・回収対象

設置場所	回収対象
えーこ屋 (七尾市役所前駐車場、各旧市民センター)	新聞紙、雑誌等、ダンボール、アルミ缶 ペットボトル
廃食用油回収 BOX (七尾市役所前駐車場、田鶴浜・中島コミュニティセンター、スーパーマーケット等)	廃食用油

出典)七尾市環境課 資料

3.4 中間処理の状況

3.4.1 ななかりサイクルセンター

(1) 施設概要

「ななかりサイクルセンター」の施設概要を表 3.15 に示す。

「ななかりサイクルセンター」では、本市および中能登町の燃えるごみから RDF(ごみ固形燃料)を製造している。

製造した RDF の焼却・発電を行う「石川北部 RDF センター」が平成 34 年度末に稼働を停止することが決定し、それに伴い「ななかりサイクルセンター」における処理を終了することとなったため、新ごみ処理施設の整備が喫緊の課題となっている。

表 3.15 ななかりサイクルセンター 施設概要

名 称	ななかりサイクルセンター	
所 在 地	七尾市吉田町 10 部 12 番 1	
施 設 規 模	94t/日(47t/16h×2 系列)	
処 理 方 式	受入供給設備	ピット&クレーン方式
	破碎設備	二軸せん断方式
	選別設備	磁力選別方式、比重差選別方式
	乾燥設備	灯油燃焼温風通気乾燥方式
	固形化設備	圧縮成形方式
	貯留搬出設備	貯留サイロ、貯留ホッパ、フレコンパック詰方式
	脱臭設備	高温酸化方式、活性炭吸着方式
	排ガス処理設備	乾式ろ過方式、触媒反応方式
	排水処理設備	生物処理、物理化学処理、砂ろ過、活性炭ろ過方式
面 積	敷地面積	25,895.30 m ²
	建築・延床面積	10,058.55 m ²
竣 工 年 月	平成 15 年 3 月	

出典)ななかりサイクルセンター 資料

(2) 持込ごみ処理手数料

家庭系ごみ・事業系ごみを排出者自らが直接搬入する場合の処理手数料を表 3.16 示す。

表 3.16 持込みごみ処理手数料の履歴

施行日 \ 対象	家庭系	事業系
平成 13 年 4 月 1 日	100kg まで無料とし、100kg を超える 100kg ごとに 40 円を加算	100kg まで 600 円とし、100kg を超える 10kg ごとに 60 円を加算
平成 18 年 5 月 1 日	10kg までごとに 60 円を加算	—
平成 23 年 4 月 1 日	10kg(10kg 未満の場合は 10kg とみなす)につき 100 円	10kg(10kg 未満の場合は 10kg とみなす)につき 200 円

出典)七尾市環境課 資料

(3) RDF 製造量等

「ななかりサイクルセンター」における RDF 製造量等の実績を表 3.17 に示す。

固形燃料化残渣(RDF 化不適化物)は RDF の製造時に発生し、溶融スラグは「石川北部 RDF センター」において RDF を処理した際に生成されるものである。

表 3.17 ななかりサイクルセンターにおける RDF 製造量等[t/月]

単位:t/年

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
RDF搬出量	13,099	12,795	12,204	11,754	11,419	11,446	11,215	11,229	10,689	11,085
固形燃料化残渣量	72	93	103	53	50	57	50	62	50	65
溶融スラグ生成量	1,093	1,088	1,090	979	962	931	902	875	859	849

出典)七尾市環境課 資料

3.5 最終処分の状況

3.5.1 ななか中央埋立場

(1) 施設概要

「ななか中央埋立場」の施設概要を表 3.18 に示す。

「ななか中央埋立場」では、本市及び中能登町の埋立ごみ进行处理している。

平成 7 年 5 月の竣工から 20 年以上が経過しており、平成 27 年度末現在で埋立容量 210,800m³ の約 50%が消費されている。

表 3.18 ななか中央埋立場 施設概要

施設名称	中央埋立場	
所在地	七尾市藤橋町キ部 1 番地	
整備面積	81,528 m ²	
着工年月	平成 5 年 3 月	
竣工年月	平成 7 年 5 月	
埋立処分場	埋立工法	サンドイッチ方式
	埋立対象物	不燃物、焼却灰
	埋立面積	25,500m ²
	埋立容量	210,800m ³
浸出水処理施設	処理能力	200 m ³ /日
	処理方法	接触曝気 → 凝集沈殿 → 砂ろ過
	放流水質	pH 5.8~8.6、BOD 10mg/L 以下、SS 10mg/L 以下

出典)ななか中央埋立場 資料

(2) 持込ごみ処理手数料

家庭系ごみ・事業系ごみを排出者自らが直接搬入する場合の処理手数料を表 3.19 に示す。

表 3.19 持込みごみ処理手数料の履歴

施行日	対象	家庭系	事業系
平成 13 年 4 月 1 日		100kg まで無料 100kg を超える 100kg ごとに 40 円を 加算	100kg まで 1000 円 100kg を超える 10kg ごとに 100 円を 加算
平成 16 年 7 月 1 日		—	10kg までごとに 120 円を加算
平成 20 年 7 月 1 日		10kg までごとに 60 円を加算	—
平成 23 年 4 月 1 日		10kg(10kg 未満の場合は 10kg とみな す)につき 100 円	10kg(10kg 未満の場合は 10kg とみな す)につき 200 円

出典)七尾市環境課 資料

(3) 最終処分量の推移

「ななか中央埋立場」の処分実績を表 3.20 に示す。

「ななか中央埋立場」には、本市及び中能登町の埋立ごみ、「ななかりサイクルセンター」において燃えるごみを RDF 化した際の処理残渣、「石川北部 RDF センター」における RDF の処理に伴い発生する溶融飛灰^{※1}、クリンカ^{※2}等が搬入される。

表 3.20 ななか中央埋立場の処分実績

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
七尾市 最終処分量	—	3,202	3,330	1,849	1,600	1,603	1,653	2,171	1,685	1,589
埋立ごみ	—	2,315	2,404	1,041	866	879	915	1,443	1,008	935
固形燃料化残渣 ^{※1}	60	77	77	44	42	47	42	51	41	54
溶融飛灰 ^{※2}	827	736	785	692	641	631	624	606	571	525
クリンカ ^{※2}	53	74	64	72	51	46	72	71	65	76
中能登町 最終処分量	731	1,032	346	582	361	401	390	339	373	743
埋立ごみ	544	849	159	418	216	255	240	188	231	609
固形燃料化残渣 ^{※1}	12	16	26	9	8	10	8	11	9	11
溶融飛灰 ^{※2}	164	152	148	140	127	126	127	125	120	108
クリンカ ^{※2}	11	15	13	15	10	10	15	15	13	16
覆土	80	—	61	30	156	180	239	243	238	86
最終処分量(合計) [t]	—	—	3,737	2,461	2,117	2,183	2,282	2,752	2,296	2,418
最終処分量(合計) [m ³] ^{※3}	—	—	3,221	2,121	1,825	1,882	1,967	2,373	1,979	2,085

※1 ななかりサイクルセンターで発生した処理残渣の総量を、同施設で処理した燃えるごみの総量に占める本市及び中能登町の燃えるごみの量で案分した数値である。

※2 石川北部 RDF センターで発生した溶融飛灰、クリンカの総量を、同施設で処理した RDF の総量に占める本市及び中能登町の RDF の量で案分した数値である。

※3 最終処分対象(覆土含む)の単位体積重量は、1.16t/m³とした。

※4 端数処理の関係で、合計が合わないことがある。

出典)ななか中央埋立場 運営実績

※1 RDF のガス化溶融処理に伴う排ガスから、集じん設備等で捕集されたばいじん(飛灰)のこと。ガス化溶融処理の過程で、灰分中の低沸点の重金属類や塩類等が排ガス中に揮発するため、溶融飛灰には、鉛等の重金属類の塩化物、塩化ナトリウム、塩化カリウム等の塩類が多く含まれている。

※2 ガス化溶融施設内において、局所的な高温により灰分等が溶融し、炉内壁面等に付着して塊となったもの。

3.6 不法投棄の状況

本市における不法投棄の状況を表 3.21 及び図 3.5 に示す。

本市では、ごみ処理に対するモラルの低下等により、家庭系ごみをはじめ、テレビ・エアコン等が人目につきにくい山林や林道沿い等へ不法投棄される状況にある。その対策として、「七尾市ぼい捨て等を防止する条例」を平成 26 年 10 月 1 日に施行し、不法投棄やぼい捨ての禁止に関する規定を整備するとともに、不法投棄監視員・環境美化指導員による地域の巡回、注意看板や監視カメラの設置等を行っているものの、不法投棄は依然として後を絶たない状況にあり、平成 27 年度における不法投棄報告件数は 38 件となっている。

本市の海岸には、多くの海岸漂着ごみが漂着する状況にあり、その中には海外から流れ着くもののほか、市民の日常生活から排出されたものも多く含まれており、環境保全や景観美化の観点から、市民を主体とした美化活動が実施されている。

表 3.21 不法投棄報告件数の推移

単位:件

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
不法投棄報告件数	53	51	34	28	55	59	28	24	37	38

出典)七尾市環境課 資料

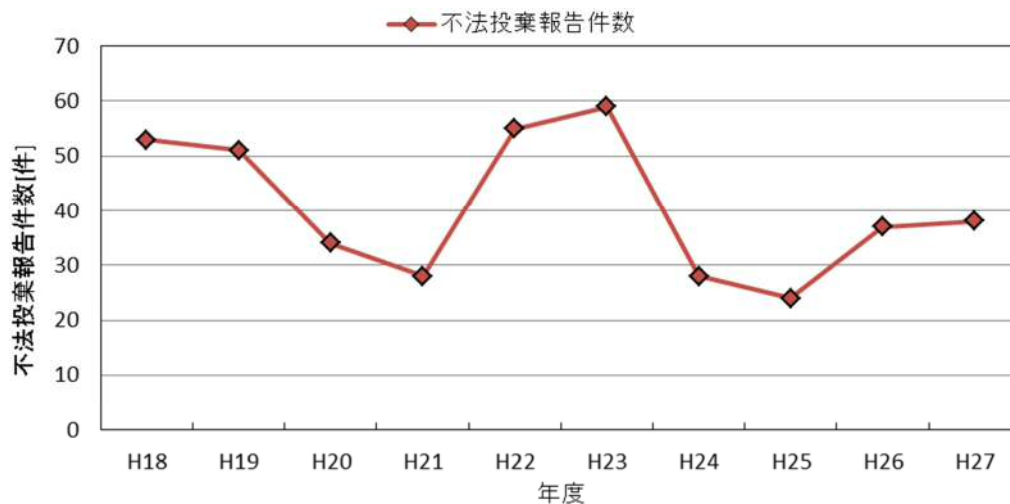


図 3.5 不法投棄報告件数の推移

3.7 啓発・指導の状況

3.7.1 啓発指導・環境学習等

(1) ごみの分別・出し方等の意識向上

- ・「家庭ごみ収集カレンダー」・「家庭ごみの分け方・出し方」等の冊子の配布、ホームページ上でのごみ処理関連施策の公開等の啓発活動を行っている。
- ・違反ごみにステッカーを貼り付け、排出者に対し指導・啓発を行っている。
- ・学校や地域に対し、ごみの分別や排出抑制に関する啓発のため、「子どもごみ分別検定」や「ふろしき講習会」を実施している。なお、「子どもごみ分別検定」では、参加者に対してエコバックを配布している。また、「やってみよう!ごみ分別」と題して市政講座を開催し、ごみの分別・排出抑制・資源化に関する市政講座を実施している。

(2) 不用品の交換情報制度(長期使用の推進)

- ・子ども服や家具等の「ゆずってほしい品物・ゆずりたい品物(使用可能なもの)」の情報を「不用品活用銀行」の台帳に登録する取組を実施している。台帳に登録された不用品は広報誌に掲載され、市民間の交渉・調整が成立すれば、希望者に品物が譲渡される。

(3) 不法投棄防止活動の推進

①「七尾市ぽい捨て等を防止する条例」の施行

- ・「七尾市ぽい捨て等を防止する条例」を平成 26 年 10 月 1 日に施行し、行政・市民・事業者の各々の責任を明確化するとともに、不法投棄、ぽい捨て、飼い犬等のふんの放置の禁止及び路上喫煙を制限している。

②不法投棄監視員・環境美化指導員の委嘱

- ・不法投棄防止の啓発、早期発見のため、市民を対象に不法投棄監視員を委嘱している。さらに、団体、個人を対象に、環境美化指導員を随時委嘱している。委嘱された不法投棄監視員、並びに環境美化指導員は、ごみの不法投棄やぽい捨てを防止するため、監視活動や情報収集を行っている。

③その他の指導・啓発活動

- ・市民・環境美化指導員・不法投棄監視員から不法投棄等の報告があった場合、必要に応じて現地確認・調査し、排出者が判明した場合は指導等を行っている。また、市内小中学生から募集した「ごみのぽい捨て防止 PR ポスター」の入選作品を基に不法投棄防止看板を製作し、不法投棄多発地点に設置している。

(4) 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

①事業系ごみの減量化計画書の作成

- ・事業用の大規模建築物の所有者に対し、毎年度 1 回の事業系ごみの減量化に関する計画書の作成・提出を義務付けている。

②民間再生処理施設の整備促進

- ・資源循環・資源化の促進の観点から、民間事業者が行う中間処理施設(再生化施設)の整備を促進している。

(5) 市民主体の取組

①廃食用油の回収

- ・廃食用油の回収量増大のため、地域内に廃食用油回収 BOX を設置しており、回収した廃食用油は BDF(バイオディーゼル燃料)に再生利用されている。

②生ごみの組織回収

- ・生ごみの組織回収の試験的な取組として、モデル町内会において生ごみの分別回収を行っている。

3.7.2 各種助成制度

(1) 家庭用ごみ減量機器に係る助成

家庭用ごみ減量機器に係る助成制度を表 3.22 に、補助金の交付実績を表 3.23 に示す。

本市では、家庭から排出されるごみの減量化を目的として、個人が購入・設置した家庭用ごみ減量機器の費用に対して補助金を交付しているほか、家庭用生ごみ処理機の普及拡大に向けて「七尾市家庭用生ごみ処理機モニター事業」による処理機の貸し出しを行っており、ホームページや広報誌を通じた PR により、普及拡大に努めている。

補助金の交付実績は、コンポスト(生ごみ処理容器)、電気生ごみ処理機ともには減少傾向にある。

表 3.22 生ごみ処理機等に係る助成制度

区分	補助率	限度額	備考
コンポスト(生ごみ処理容器)	2 分の 1	30,000 円	100 円未満は切り捨て
電気生ごみ処理機			

※申請額が 1000 円未満の家庭用ごみ減量機器は対象外としている。

出典)七尾市家庭ごみの分け方・出し方(平成 25 年 6 月発行)

表 3.23 補助金の交付実績

単位;件

項目	H23	H24	H25	H26	H27
生ごみ処理機	34	31	22	19	11
コンポスト	29	22	14	8	12

出典)七尾市環境課 資料

(2) 集団回収に係る助成

集団回収に対する助成制度を表 3.24 に、集団回収の実施団体数を表 3.25 に示す。

本市では、市民がごみの分別及び資源化を体験する機会を設け、ごみ処理に関する意識高揚を目的として、町会や子ども会等の団体による古紙等(新聞紙・雑誌等、ダンボール)、アルミ缶、びん類の資源物回収事業に対して奨励金を交付している。

集団回収の実施団体数は、平成 18 年度の 33 団体から平成 27 年度には 16 団体まで減少している。

表 3.24 集団回収に対する助成制度

種類	品目	奨励金
古紙等	新聞紙、雑誌、ダンボール等	2 円/kg
空き缶類	アルミ缶	3 円/kg
びん類	清酒びん、ビールびん等	1 円/本

出典)七尾市環境課 資料

表 3.25 集団回収の実施団体数

単位:団体

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
子ども会	15	13	16	14	14	11	8	8	8	7
小中学校	15	9	12	10	9	9	10	9	9	7
婦人会	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2
町内会・その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	33	26	31	27	26	23	21	20	20	17

出典)七尾市環境課 資料

3.8 環境政策動向・数値目標

3.8.1 第3次循環型社会形成推進基本計画

平成25年5月に策定された「第3次循環型社会形成推進基本計画」における一般廃棄物処理に係る数値目標を表3.26に示す。

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会推進基本法に基づき、循環型社会形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められたものである。第3次循環型社会形成推進基本計画における基本的方向は次のとおりである。

【基本的方向】

「質にも着目した循環型社会の形成」

- ①リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築
- ②小型家電リサイクル法の着実な施工など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥低炭素・自然共生社会との総合的取組と地域循環圏の高度化

「国際的取組の推進」

- ①アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ②有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

「東日本大震災への対応」

- ①災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ②放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

表 3.26 第3次循環型社会形成推進基本計画における数値目標

項目	目標年度	目標値
1人1日当たりのごみ排出量	平成32年度	平成12年度比で約25%減 (約890グラム)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※集団回収量、資源ごみ等を除く。		平成12年度比で約25%減 (約500グラム)
事業系ごみ排出量 ※事業所数の変動、規模による排出量差を考慮し、総量に対する指標とする。		平成12年度比で約35%減 (約1,170万トン)

3.8.2 廃棄物処理基本方針

平成 28 年 1 月に変更された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下、廃棄物処理基本方針」という。))」における数値目標を表 3.27 に示す。廃棄物処理法に基づき定められた廃棄物処理基本方針では、一般廃棄物の減量化目標、市町村の役割等を定めている。廃棄物処理基本方針における「廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向」は次のとおりである。

【基本的な方向】

- ①排出抑制及び適正な循環利用の徹底(再使用・再生利用・熱回収の順にできる限り循環利用)
- ②適正な循環利用が行われないものの適正処分の確保
- ③エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含めた循環型社会の構築に向けた取組の推進

表 3.27 廃棄物処理基本方針における数値目標

項目	目標年度	目標値
排出量	平成 32 年度	平成 24 年度に対し約 12%削減
再生利用量(排出量に対する割合)		平成 24 年度：約 21% ⇒ 約 27%に増加
最終処分量		平成 24 年度に対し約 14%削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量		500g

3.8.3 廃棄物処理施設整備計画

平成 25 年 5 月に策定された「廃棄物処理施設整備計画」における数値目標を表 3.28 に示す。

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法に基づき、策定されるものである。循環型社会の形成に向け、計画期間中の廃棄物処理施設整備事業及び関連する施策により実現を図るべき重点目標と、当該目標の達成のために実施すべき廃棄物処理施設整備事業の概要を明らかにして、廃棄物処理施設の重点的かつ効率的な整備を進めるものである。平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間を計画期間とする廃棄物処理施設整備計画の基本的な方向は次のとおりである。

【基本的な方向】

- ①市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進
- ②地域住民等の理解と協力の確保
- ③広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善
- ④地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備
- ⑤廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- ⑥災害対策の強化
- ⑦廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

表 3.28 廃棄物処理施設整備計画における数値目標

項目	基準値	目標値
ごみのリサイクル率	平成 24 年度見込み:22%	平成 29 年度 : 26%
最終処分場の残余年数	平成 24 年度の水準(20 年分)	平成 29 年度 : 20 年分を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	平成 24 年度の見込み:16%	平成 29 年度 : 21%

3.8.4 パリ協定・地球温暖化対策計画

平成 27 年 11 月 30 日から開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる地球温暖化対策の新たな枠組みとして、同年 12 月 12 日に「パリ協定」が採択された。また、平成 28 年 10 月 5 日時点で 55 ヶ国以上が批准し、世界の全温室効果ガス排出量の 55%に達したため、同年 11 月 4 日に発効された。パリ協定では、世界共通の長期目標として「産業革命前からの気温上昇を 2 度より十分低く保持し、1.5 度に抑える努力を追求すること」を掲げたほか、主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること等を定めている。

我が国ではパリ協定の採択を受け、平成 28 年 5 月 13 日に地球温暖化対策計画が閣議決定された。地球温暖化対策計画では、COP21 の開催に先行して国連気候変動枠組条約事務局に提出された「日本の約束草案」に基づき、温室効果ガス削減目標を「国内の排出削減・吸収量の確保により、平成 42 年度において平成 25 年度比 26.0%減」の水準にすることとしている。

同計画では、温室効果ガス削減に係る廃棄物処理における取組として 3R の推進や分別収集の徹底等による廃棄物焼却処理量及び最終処分量の削減、廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等について規定している。

平成 28 年 5 月に策定された「地球温暖化対策計画」における一般廃棄物処理に係る取組の数値目標を表 3.29 に示す。

表 3.29 地球温暖化対策計画における数値目標

項目	平成 25 年度 (基準年度)	平成 32 年度	平成 42 年度
プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量[万 t]	66	69	73
排出削減量見込み[万 t-CO ₂]	—	2.5	6.2
ごみ処理量当たりの発電電力量[kWh/t]	231	284~312	359~428
排出削減量見込み[万 t-CO ₂]	—	86~136	135~214
一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量[千 t-dry]	2,856	2,675	2,458
排出削減量見込み[万 t-CO ₂]	—	32	44
有機性の一般廃棄物の最終処分量[千 t-dry]	371	105	10
排出削減量見込み[万 t-CO ₂]	—	18	52

3.9 ごみ処理技術の動向

我が国では、循環型社会の形成のために重要な位置づけにある廃棄物からのエネルギー回収について、普及促進に向けた政策が講じられている。

廃棄物からのエネルギー回収に係る主要な要素技術として、発電、熱回収(余熱利用)のほか、メタン発酵(メタンガス化)が挙げられる。このうち、メタン発酵は生ごみ等の有機性廃棄物の有効活用が可能であること、並びに高効率のエネルギー回収が可能であることから、普及促進に向けた取組が推進されている。

廃棄物からのエネルギー回収に係る主要な要素技術の概要・動向を表 3.30 に示す。

表 3.30 エネルギー回収に係る主要技術の概要・動向

項目	概要・動向
発電	<p>ごみの焼却に伴い発生する排ガスから、排熱ボイラーによって高温高压の蒸気を作りだし、蒸気タービンを回して電力を得るものである。</p> <p>従前の廃棄物発電施設では、公衆衛生の向上が優先され、発電効率は重視されてこなかった。しかし、近年は、発電技術の進展や温室効果ガス排出抑制対策の要請から、廃棄物発電施設における発電効率は向上しており、平成 25 年度から平成 29 年度に竣工予定の施設では、発電効率が 20%を上回る施設も多数存在し、施設規模 100t/日～150t/日程度の小規模施設においても、発電効率が 19%～21%と高い水準にある。これらの施設では、蒸気条件が 4MPa,400℃の高温高压であり、かつ発電効率向上のため、白煙防止対策を実施していない。</p> <p>近年の動向として、小規模施設を含む廃棄物発電施設の発電効率は向上しているものの、施設規模が 70t/日程度未満の施設においては、費用対効果を得づらい状況にあるため、経済性以外の面を含めて導入意義を検討すべきである。</p>
熱回収 (余熱利用)	<p>ごみの焼却に伴い発生する高温の排ガスから、熱交換器等を通して温水、あるいは蒸気として熱回収し、施設内の給湯や空調、施設敷地内外のロードヒーティング等に利用するものである。また、潜熱蓄熱材を利用すれば、オフラインでの施設外への熱供給が可能である。</p> <p>回収した熱の利用技術としては、ヒートポンプや冷凍機が挙げられる。特に、ヒートポンプは、外部環境(空気等)から熱を汲み上げ、とりわけ低温(低位)排熱を熱源として利用でき、投入したエネルギーの 3～6 倍程度のエネルギーを回収可能であるため、近年導入が進んでいる。</p> <p>給湯や空調、ロードヒーティング等の利用方法を組み合わせ、回収した熱を無駄なく利用することで、施設を省エネルギー化し、エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減が期待できる。なお、電気と熱の価値評価については種々の考え方があるが、現行制度上では、熱を電気に換算する場合、熱の有効利用量に等価係数(0.46)を乗じることで、電気と等価の扱いができるという考え方が採用されている。</p>
メタン発酵 (メタンガス化)	<p>生ごみ等の有機性廃棄物を嫌気性条件下において分解し、バイオガスを生成するものである。メタン発酵の方式は、固形物濃度によって湿式(6%～10%)もしくは乾式(25%～40%)、温度条件によって中温発酵方式(約 35℃)もしくは高温発酵方式(約 55℃)に区分される。それぞれ安定性や分解速度が異なる等メリット・デメリットがあることから、目的に応じて方式を使い分ける必要がある。一般的に、バイオガスはメタンを 50%以上含有しており、熱量が約 18MJ/Nm³の気体であるため、ガスエンジン等による電力・熱回収や都市ガス(導管注入)として利用することが可能である。</p> <p>上記のように、生ごみ等からメタン発酵によってバイオガスを回収するための設備を有する施設をメタンガス化施設という。近年の動向としては、ごみ焼却施設を併設し、メタン発酵に適した廃棄物はメタンガス化し、メタン発酵に不適な廃棄物及び発酵残渣を焼却処理する「メタンコンバインドシステム」が、最新の技術として注目されている。メタンコンバインドシステムは、単純に生ごみを含む燃えるごみを焼却するよりも、高効率のエネルギー回収が可能とされるが、ごみ焼却施設を併設するため設置面積が大きいこと、イニシャルコストが高いことが課題として挙げられる。</p>

第4章 ごみ処理に係る課題の整理

4.1 地域の概況に係る課題

4.1.1 人口等に係る課題

本市全体の人口は、平成18年度から平成27年度にかけて7,154人(11.5%)減少しており、平均では毎年800人程度が減少している。

地区別の人口は、平成18年度から平成27年度にかけて、七尾地区が4,811(10.5%)、田鶴浜地区が607(10.4%)、中島地区が1,213人(16.7%)、能登島地区が523人(15.6%)減少しており、地区によって減少傾向に差がある。

世帯数は、平成21年度から平成26年度まで一貫して減少傾向にあったが、平成27年度には増加に転じ、22,151世帯となっている。一方で、1世帯当たり人員は、平成18年度から一貫して減少傾向にあり、平成27年度には2.48人となっている。

各年齢3区分別人口が総人口に占める割合は、平成22年において年少人口は6,932人(12.0%)、生産年齢人口は33,807人(58.4%)、老年人口は17,118人(29.5%)となっており、少子高齢化が進行している。

今後は、地域によって人口減少の傾向や年齢・家族構成等が異なることが予想されるため、それぞれの地域にあった施策を行う必要がある。また、人口等に係る諸課題の進行に伴う地域のつながりの希薄化により、町会等の団体による集団回収や清掃活動等のごみ処理に係る地域活動の衰退化が予想されるため、これを活性化していく必要がある。

4.1.2 産業等に係る課題

本市では、産業分類別人口、産業分類別事業所数ともに、第3次産業の占める割合が大きい。第3次産業では、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業等の占める割合が大きく、比較的ごみの排出量の多い業種の占める割合が大きいと推測される。なお、商工業分野の従業者数及び事業所数等においては、食品関連産業の割合が最も大きい。

今後は、ごみ排出量が多いと推測される業種の事業者に対して啓発等を行い、事業系ごみの排出抑制・減量化を促進する必要がある。また、食品関連事業者に対してごみの減量化に向けた啓発を強化する必要がある。

4.2 ごみ処理の概況に係る課題

4.2.1 ごみの排出等に係る課題

(1) 家庭系ごみの排出状況

本市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量の状況を図4.1に示す。

近年、本市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は増加傾向にある。平成27年度における1人1日当たり家庭系ごみ排出量は659.8g/人・日、リサイクルごみを除いた場合は551.0g/人・日となっており、国の廃棄物処理基本方針における数値目標(平成32年度において、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする)を上回っている。

今後は、国の廃棄物処理基本方針において定められた数値目標の達成に向け、市民1人ひとりのごみ排出抑制・減量化に対する意識を向上させ、ごみの排出量を減らす必要がある。

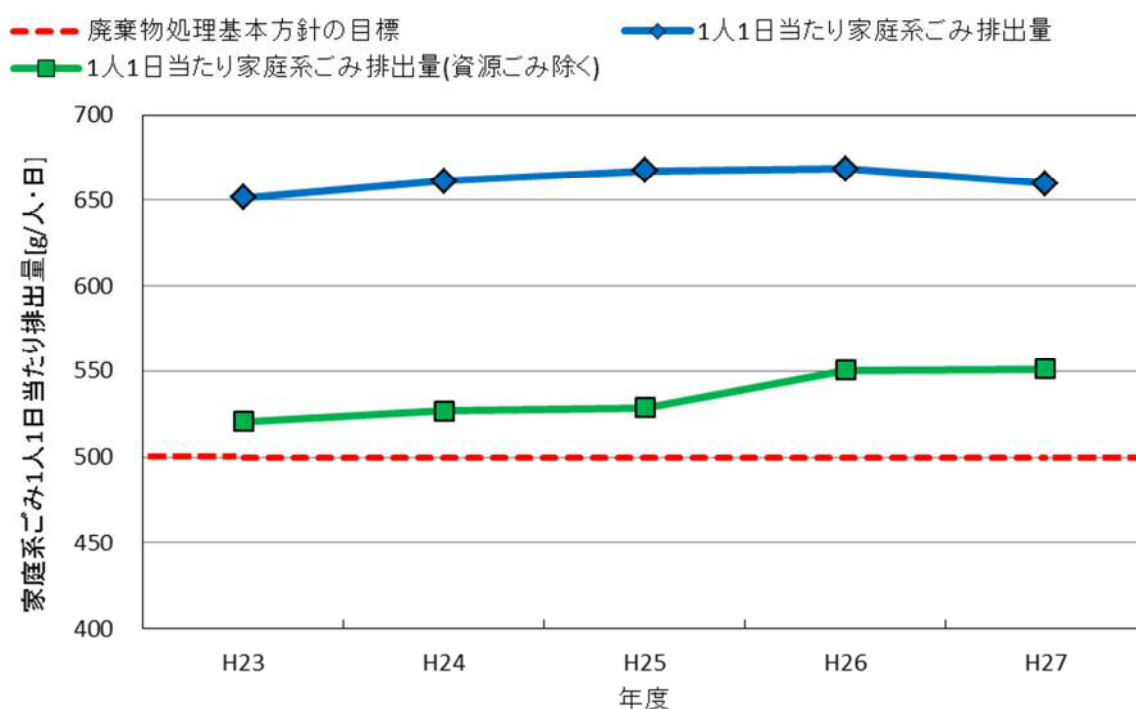


図4.1 家庭系1人1日当たり排出量の状況

(2) 事業系ごみの排出状況

事業系ごみ排出量は、平成20年度の9,591tから平成26年度には6,710tまで減少したものの、平成27年度には520t増加し7,230tとなっている。本市では、和倉温泉から直接搬入される廃棄物量が観光客数の増減に合わせて変動しており、北陸新幹線開業効果や誘客推進施策の実施等による観光客数の増加等により、平成27年度の排出量が増加したと考えられる。

今後も北陸新幹線開業効果等により観光客数は増加する見込みであり、事業系ごみ排出量の増加が予想されるため、事業者に対してごみの減量化に向けた啓発を強化する必要がある。

(3) ごみの種類組成等

燃えるごみの種類組成については、紙・布類が約 40%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が約 27%、厨芥類が約 20%と大部分を占めている。また、3 成分のうち水分の割合が高く、平成 26 年度及び平成 27 年度には 50%を上回っているため、紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、厨芥類の排出抑制・資源化を促進するとともに、燃えるごみの水分量を削減する取組が必要である。

埋立ごみの種類組成については、金属類が約 21%、ガラス類が約 21%、プラスチック類が約 31%と大部分を占めている。最終処分場の延命化の観点から、ごみの分別徹底・適正排出を促し、資源化が可能なガラス類、金属類の埋立ごみへの混入を防止するとともに、プラスチック類についても有効利用を検討する必要がある。

(4) 資源化の状況

本市のリサイクル率は、資源化量に計上するリサイクルごみの対象範囲によって 4 通りで表される。各リサイクル率の推移を表 4.1 に示す。

本市のリサイクルごみの回収量は、古紙等(新聞紙、雑誌等、ダンボール、アルミ缶)、金物類(スチール缶、石油暖房機、その他金属)、びん類(無色びん、茶色びん、その他の色のびん)、ペットボトル、その他資源の分別収集、拠点回収施設の設置、町会等の団体が行う集団回収に対する奨励金の交付等を実施しているものの減少傾向にある。また、平成 34 年度末の「石川北部 RDF センター」の稼働停止に伴い、熔融スラグの資源化が終了する。

今後は、更なるリサイクルごみの分別徹底、拠点回収及び集団回収への積極的な協力・実施を推進するとともに、民間処理施設の整備推進・有効活用を検討し、リサイクル率の向上を図る必要がある。

表 4.1 本市のリサイクル率の推移

単位:%

リサイクル率の種別	対象	H23	H24	H25	H26	H27
本市のリサイクル率	計画収集量、直接搬入量、拠点回収量(公共関与)、集団回収量(公共関与)	13.5	14.0	13.4	11.8	10.7
本市のリサイクル率 (熔融スラグ資源化量を含む)	計画収集量、直接搬入量、拠点回収量(公共関与)、集団回収量(公共関与)、熔融スラグ資源化量	17.1	17.4	16.7	15.3	14.1
本市・民間処理施設のリサイクル率	計画収集量、直接搬入量、拠点回収量(公共関与)、集団回収量(公共関与)、民間処理施設による資源化量	15.1	15.9	15.2	18.5	19.0
本市・民間処理施設のリサイクル率 (熔融スラグ資源化量を含む)	計画収集量、直接搬入量、拠点回収量(公共関与)、集団回収量(公共関与)、民間処理施設による資源化量、熔融スラグ資源化量	18.6	19.3	18.5	21.7	22.1

(5) 不法投棄の状況

本市では、不法投棄対策を行っているものの、不法投棄は依然として後を絶たない状況にあり、平成 27 年度における不法投棄報告件数は 38 件となっている。また、本市の海岸には、多くの海岸漂着ごみが漂着する状況にあり、市民の日常生活から排出されたごみも多く含まれている。

今後も、不法投棄を「しない」・「させない」雰囲気づくりに向け、市民・事業者の意識向上と周知徹底を図るとともに、監視体制の強化や公共遊休地の整備を行う等、一体的な環境づくりが求められる。また、海岸漂着ごみについては、行政の支援や市民・事業者の理解と協力による清掃機会の増加等、行政・市民・事業者の協働による取組の拡充が求められる。

4.2.2 処理体制に係る課題

(1) 収集・運搬

家庭系ごみについては、全ての地区(七尾地区・田鶴浜地区・中島地区・能登島地区)で、ステーション方式による収集を基本としている。地域によって、人口減少の傾向や年齢構成が異なることが予想されるため、高齢化の進行した地域には高齢者への負担を軽減する収集方法を検討する等、地域に適した収集運搬体制を構築していく必要がある。

平成 19 年 6 月に環境省から公表(平成 25 年 4 月改訂)された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(以下、「一廃処理システムの指針」という。)」に示される一般廃棄物の標準的な分別収集区分を表 4.2 に示す。

本市では、分別収集区分を 7 種 15 区分としており、今後は、ごみの減量化・資源化等の推進の観点から、分別収集区分を継続的に見直していくものとするが、分別区分を増やすことで、市民の負担増につながることに留意しつつ、検討するものとする。

表 4.2 一般廃棄物の標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型 I	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
	⑧粗大ごみ		
類型 II	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組み合わせに留意することが必要)
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	④小型家電		
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

出典)市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(平成 25 年 4 月改訂)

(2) 中間処理

平成 34 年度末の「石川北部 RDF センター(RDF 専焼炉)」の稼働停止に伴い、「ななかり サイクルセンター(ごみ固形燃料化施設)」における燃えるごみの処理を終了するため、新ごみ処理施設を整備する必要がある。平成 35 年度から新ごみ処理施設を供用開始するため、整備事業を計画的に進めていく必要がある。

(3) 最終処分

「ななか中央埋立場」は平成 7 年 5 月の竣工から 20 年以上が経過しており、平成 27 年度末現在の残余容量は、埋立容量 210,800m³の 50%程度となっている。最終処分場の延命化の観点から、今後も最終処分量の削減に向けて取り組む必要がある。また、資源の有効利用や温室効果ガス排出抑制の観点から、「ななか中央埋立場」における有機性廃棄物^{*}の搬入・埋立を防止する必要がある。

^{*} 生ごみ、家畜・ペットふん尿、飲食店の残飯、魚のあら等の有機物が主体の廃棄物の総称。

4.2.3 類似自治体との比較・評価

(1) 一般廃棄物処理システムの比較・評価

市町村の一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの安定化・減量化等による生活環境の保全及び公衆衛生の向上という段階をさらに進め、3Rの推進による循環型社会形成を目指すものとなっており、その実現には、市民・事業者・行政の各々が課題を自覚し、相互に協力・連携することが必要不可欠である。

このような背景のもと、「一廃処理システムの指針」において、「市町村は、自らの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から、客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努めるものとする」と示されている。

ここでは、「一廃処理システムの指針」に示される「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」を用いて評価を行う。「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」とは、評価結果を市町村間で活用可能にするため、評価結果の表示の方法を共通化するように定めたものである。標準的な評価項目をレーダーチャートで示し、各評価項目の基準値との比較・評価の結果を図示するとともに分析を行うものである。

評価には、環境省から公開されている「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(平成26年度実績版)」を使用した。

類型市町村との比較・評価の基準とする本市のごみ排出量等は、「七尾市・中能登町地域 循環型社会形成推進地域計画(平成28年12月策定)」に採用した実績値を使用しており、「石川の廃棄物処理(一般廃棄物) ー平成26年度実績ー」ならびに「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果(平成26年度調査結果)」において公表されている数値とは異なる。

(2) 評価結果

本市の概要・類型区分を表4.3に、評価支援ツールによる算出結果表4.4に、標準的な指標値によるレーダーチャートを図4.2に示す。標準的な指標値によるレーダーチャートでは、類似市町村の処理実績の平均値を100とした場合の比較値(本市の実績)を示しており、数値が大きい(赤い線の外側)ほど良好な結果を示している。

平成26年度の本市の人口1人1日当たりごみ総排出量は0.998kg/人・日、廃棄物のうち最終処分される割合は0.118t/tと平均よりやや大きく、廃棄物からの資源回収率は0.118t/tと平均よりやや小さくなっている。さらに、人口1人当たり年間処理経費は21,021円/人・年、最終処分減量に要する費用は56,421円/tと、平均を上回っている。

以上から、今後は、排出抑制・資源化を推進し、最終処分量を低減するとともに、費用対効果の高い施策を取り入れていく必要がある。

表 4.3 本市の概要(平成 26 年度)

人口		55,790 人	
産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	93.8%	
	Ⅲ次人口比率	67.7%	
類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	Ⅱ	5,0000 人以上～100,000 人未満
	産業構造	1	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%未満、Ⅲ次人口比 55%以上
類似市町村数*		102	

※ 類似市町村のうち、「標準的な指標」の数値が「0」と計上されているものは比較・評価の対象外とした。

表 4.4 評価支援ツールによる算出結果(平成 26 年度実績)

標準的な指標	人口 1 人 1 日 当たりごみ 総排出量 [kg/人・日]	廃棄物からの 資源回収率 [t/t]	廃棄物のうち 最終処分 される割合 [t/t]	人口 1 人当たり 年間処理経費 [円/人・年]	最終処分減量 に要する費用 [円/t]
平均値	0.939	0.165	0.100	11,423	34,728
最大値	1.288	0.563	0.286	24,281	92,550
最小値	0.626	0.055	0.009	1,892	7,283
本市の実績*1	0.998	0.118	0.118	21,021	56,421
指標値*2	94	72	82	16	38

※1 人口 1 人 1 日当たり排出量、廃棄物からの資源回収率、廃棄物のうち最終処分される割合は、民間処理施設による資源化量を除いた数値。また、廃棄物のうち最終処分される割合には、熔融スラグの量を含む。

※2 平均値を 100 とした場合の対比值であり、数値が大きいほど優秀といえる。

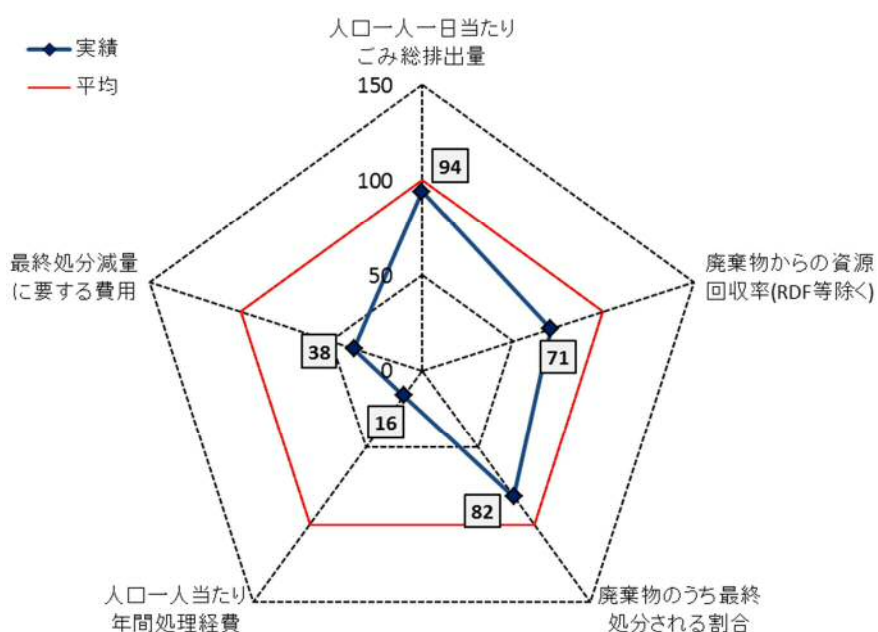


図 4.2 標準的な指標値によるレーダーチャート

4.2.4 減量化施策の実施状況

石川県内の各自治体における減量化施策の実施状況等を表 4.5 及び表 4.6 に示す。

本市では、表中の減量化施策のうち、集団回収への助成(団体)、不用品の交換情報制度、ポイ捨て禁止条例等制定、生ごみ処理機への助成(コンポスト容器、生ごみ処理機)、家庭ごみ有料化、指定袋導入を実施している。

減量化施策の実施数と人口 1 人 1 日当たり排出量及び廃棄物からの資源回収率の明確な相関関係は見出せない。しかし、県内自治体の平均と比べて、1 人 1 日当たりごみ排出量は多く、廃棄物からの資源回収率は小さいため、既存の施策内容を見直し・充実化を図るとともに、新たな減量化施策の導入を検討する必要がある。

表 4.5 石川県内の減量化施策実施状況(平成 28 年 4 月 1 日現在) [1/2]

市町	集団回収への助成		町会等への回収推進費交付等	ステーション設置助成	減量等推進員委員会の設置	ごみ減量化等推進員の委嘱	不用品の交換情報制度	ポイ捨て禁止条例等制定状況	生ごみ処理機への助成		
	団体	業者							コンポスト容器	生ごみ処理機	ぼかし容器
七尾市	○						○	○	○	○	
金沢市	○		○		○	○	○	○		○	
小松市				○		○		○	○	○	○
輪島市	○			○	○	○	○		○	○	
珠洲市						○	○	○	○	○	
加賀市	○		○	○	○	○		○	○	○	○
羽咋市	○					○	○	○	○	○	○
かほく市	○			○	○	○	○	○	○	○	
白山市	○			○		○	○	○			
能美市				○		○	○	○			
野々市市	○		○	○			○	○			
中能登町	○		○	○				○	○	○	
川北町	○							○		○	
津幡町	○			○		○		○	○	○	
内灘町	○		○	○			○	○	○	○	○
志賀町	○		○	○				○	○	○	
宝達志水町					○	○		○			
穴水町	○			○		○		○	○	○	○
能登町								○	○	○	
市	8	0	3	7	4	9	9	10	7	8	3
町	6	0	3	5	1	3	1	8	6	7	2
合計	14	0	6	12	5	12	10	18	13	15	5

出典)石川の廃棄物処理(一般廃棄物) - 平成 26 年度実績 -

表 4.6 石川県内自治体の減量化施策実施状況(平成 28 年 4 月 1 日現在) [2/2]

市町	家庭 ごみ 有料化	指定袋 導入 状況	減量化 施策 実施数	人口1人1日当たり ごみ排出量※		廃棄物からの 資源回収率※	
				kg/人・日	順位	t/t	順位
七尾市	○	○	7	0.998	13	0.118	13
金沢市		○	8	1.057	17	0.106	18
小松市			6	0.851	6	0.112	16
輪島市	○	○	9	1.327	19	0.141	11
珠洲市	○	○	7	0.856	8	0.204	6
加賀市	○	○	11	1.081	18	0.144	10
羽咋市	○	○	9	0.852	7	0.257	2
かほく市	○	○	10	0.809	4	0.112	15
白山市		○	6	0.980	12	0.128	12
能美市	○	○	6	0.874	9	0.104	19
野々市市		○	6	1.027	16	0.116	14
中能登町	○	○	8	0.657	1	0.161	9
川北町	○	○	5	0.963	11	0.109	17
津幡町	○	○	8	0.770	2	0.207	5
内灘町	○	○	10	0.827	5	0.173	8
志賀町	○		7	0.894	10	0.250	3
宝達志水町	○	○	5	0.776	3	0.203	7
穴水町	○	○	9	1.001	14	0.231	4
能登町	○	○	5	1.014	15	0.301	1
市	7	10	85				
町	8	7	57				
合計	15	17	142				

※1 本市以外の市町の人口1人1日当たりごみ排出量及び廃棄物からの資源回収率は、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成 26 年度実績版」により出力した。

※2 本市の廃棄物からの資源回収率は、熔融スラグの資源化量、民間処理施設による資源化量を除いた数値となっている。

※3 表中の順位は、人口1人1日当たりごみ排出量は昇順(数値の小さいものから大きいものへ)、廃棄物からの資源回収率は降順(数値の大きいものから小さいものへ)となっている。

出典)石川の廃棄物処理(一般廃棄物) - 平成 26 年度実績 -

4.3 課題の整理

「4.1 地域の概況に係る課題」及び「4.2 ごみ処理の概況に係る課題」を踏まえ、本市の課題と対応を表 4.7 に整理する。

表 4.7 課題と対応

項目	課題と対応
地域の概況に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域によって人口減少の傾向、年齢・家族構成等が異なることが予想されるため、それぞれの地域に適した施策を行う。 ・ごみ処理に係る地域活動の衰退が予想されるため、集団回収に対する奨励金制度の拡充の検討・調整や清掃活動を推進し、地域活動を活性化する。 ・市内に多く存在するごみ排出量が多いと推測される業種の事業者や食品関連事業者に対し、ごみの減量化に向けた啓発を強化する。
ごみ処理の概況に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たり家庭系ごみ排出量が増加傾向にあることから、ごみの排出抑制の重要性を発信し、市民1人ひとりの意識を向上させる。 ・事業系ごみの排出量が、平成27年度は増加しており、北陸新幹線開業効果等により今後も排出量は増加する見込みであるため、事業者に対するごみの減量化に向けた啓発を強化する。 ・燃えるごみの割合の大部分を占める紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、厨芥類の排出抑制・減量化・資源化を推進する。また、燃えるごみ中の水分が50%を超えている状況が見られるため、水分量を削減する。 ・ごみの分別を徹底し、資源化が可能なガラス類、金属類の埋立ごみへの混入を防止するとともに、プラスチック類の有効利用についても検討する。 ・本市によるリサイクル率が減少傾向にあるため、ごみの分別を徹底するとともに、リサイクル率の向上に係る取組を強化する。また、更なるリサイクル率向上のため、民間処理施設の整備推進・有効活用を検討する。 ・依然として不法投棄が後を絶たない状況にあるため、市民・事業者の意識向上や不法投棄されない環境づくりを推進する。また、多くの海岸漂着ごみが漂着しているため、行政の支援や市民・事業者の理解と協力による清掃機会の増加等、行政・市民・事業者の協働による取組を拡充する。 ・類似自治体及び県内市町に比べて、人口1人1日当たり排出量や資源回収率が劣る状況にあるため、ごみの排出抑制・減量化・資源化を推進し、最終処分量を削減する。
処理体制に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域によって人口減少の傾向や年齢構成等が異なることが予想されるため、それぞれの地域に適した収集運搬体制の構築を検討する。 ・ごみの減量化・資源化等の促進の観点から、市民や事業者等への負担にも留意しつつ、分別収集区分の継続的な見直しを検討する。 ・「石川北部RDFセンター」が平成34年度末に稼働を停止することから、平成35年度から供用開始する新ごみ処理施設の整備事業を計画的に進めていく。 ・「ななか中央埋立場」は平成27年度末現在で埋立容量210,800m³の約50%が消費されているため、最終処分量の削減に向けた取組を推進する。また、資源の有効利用や温室効果ガス排出抑制の観点から、有機性廃棄物の搬入・埋立を防止する。

第5章 ごみ処理に係る基本理念・方針

5.1 基本理念

「もったいない」の心で取り組む「ごみゼロ」のまちづくりの実現

我が国では、平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、各種リサイクル法が施行され、市町村の一般廃棄物処理事業は、公衆衛生の向上や生活環境の保全はもとより、3Rの推進、熱回収、適正処分により循環型社会の形成を目指すものとなっている。

本市では、平成21年3月に「七尾市環境基本計画」を策定し、目指す環境像として「自然を守り育て共に生きる・暮らし続ける環境を創る・美しい地球を子や孫に引き継ぐ」を掲げ、これをごみ処理の分野から具現化するために“「もったいない」の心で取り組む「ごみゼロ」のまちづくり”を基本目標に、ごみの排出抑制や資源の有効利用、不法投棄対策等を推進してきた。しかし、本市では、1人1日当たり家庭系ごみ排出量や事業系ごみ排出量は増加、本市による資源化量は減少、不法投棄は依然として後を絶たない状況にある。

このような状況において、本計画は、ごみ処理の分野から循環型社会の形成を図るうえで重要な位置づけにあるものである。本計画の策定にあたり、地域の状況、ごみ処理の状況を見つめ直し、今一度“「もったいない」の心で取り組む「ごみゼロ」のまちづくりの実現”に向け、市民・事業者・行政が協働して循環型社会の形成を推進していくものとする。

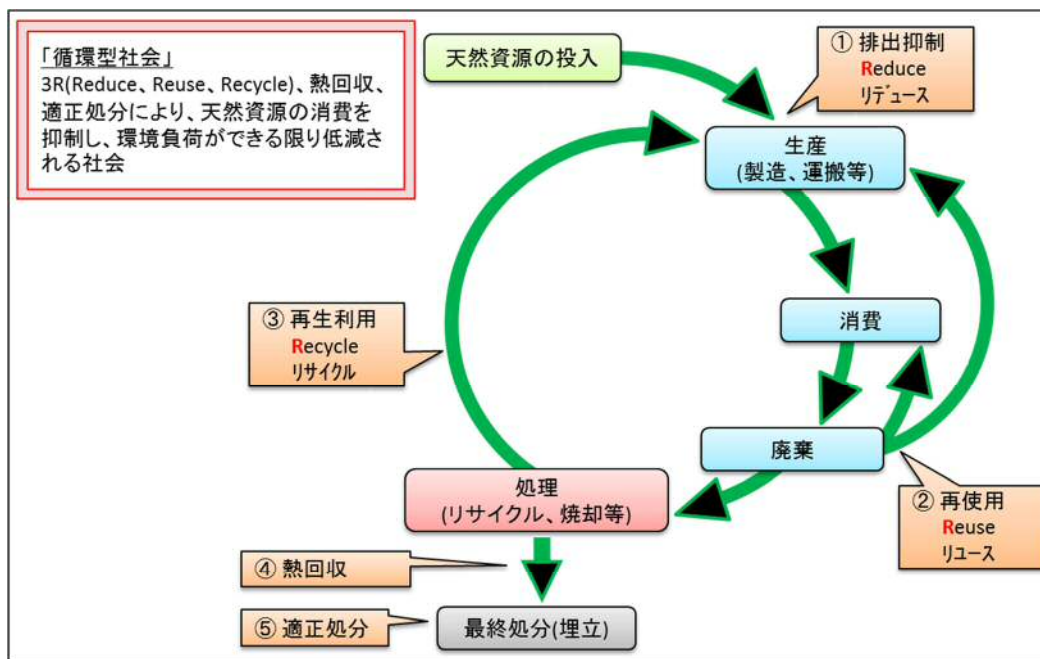


図 5.1 循環型社会のイメージ

5.2 基本方針

5.2.1 基本方針

“「もったいない」の心で取り組む「ごみゼロ」のまちづくりの実現”に向け、次に示す基本方針のもと、各種施策・取組を実践していく。

基本方針1 「資源循環型社会の拡充」

資源循環に対する重要性や意義、具体的な取り組み等に対する市民・事業者の理解と協力を促すことで、物の長期使用や簡易包装商品の選択等、環境への負荷が少ないライフスタイルへの見直しを図り、ごみの発生と排出を抑制する。

基本方針2 「廃棄物の適正処理」

ごみの発生・排出抑制を行っても発生したごみについては、ステーション回収、集団回収、拠点回収等の多様な収集体制の確保、市民・事業者自らの積極的な再生利用、再生品の利用の促進、ごみの分別・資源化の促進等により、ごみの最終処分量の削減を図る。

基本方針3 「不法投棄の防止」

不法投棄・ばい捨てへの監視体制を強化するとともに、市民・事業者のモラル向上に向けた意識啓発、不法投棄されやすい場所の根絶、環境美化への取組を拡充・強化する。

5.2.2 減量化の数値目標【基本方針1】

国の廃棄物処理基本方針において掲げられた一般廃棄物の減量化の目標(平成32年度において1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする)を踏まえつつ、本市の実状を加味し、独自の数値目標を設定する。

事業系ごみの排出量については数値目標を設定しないが、事業者に対するごみの減量化に向けた啓発の強化、民間処理施設の整備推進・有効活用の検討等により、排出抑制・減量化を推進していく。

本計画における減量化の数値目標を次の通り設定する。なお、平成36年度以降は、中間目標年度における水準を維持するものとする。

【数値目標】

単位:g/人・日

項目	平成27年度 目標基準年度	平成35年度 中間目標年度	平成42年度 最終目標年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 [※]	551	500	500

※ リサイクルごみの排出量を除く。

5.2.3 資源化の数値目標【基本方針2】

将来的に「石川北部RDFセンター」での溶融スラグの製造が終了することを踏まえ、平成27年度における資源化量に溶融スラグの資源化量を計上しない場合のリサイクル率を基準に設定する。

本計画における資源化の数値目標を次の通り設定する。なお、平成36年度以降は、中間目標年度における水準を維持するものとする。

【数値目標】

単位:%

項目	平成27年度 目標基準年度	平成35年度 中間目標年度	平成42年度 最終目標年度
本市のリサイクル率 [※]	10.7	13.0	13.0
本市・民間処理施設のリサイクル率 [※]	19.0	25.0	25.0

※ 溶融スラグの資源化量を除く。

5.2.4 不法投棄防止の数値目標【基本方針3】

本計画における不法投棄防止の数値目標を次の通り設定する。

不法投棄報告件数を平成35年度時点で15件以下まで減少させ、平成42年度には0件とするものとする。

【数値目標】

単位:件

項目	平成27年度 目標基準年度	平成35年度 中間目標年度	平成42年度 最終目標年度
不法投棄報告件数	38	15	0

5.3 ごみ排出量の見通し

5.3.1 ごみ排出量の見通し(現状推移)

現状の傾向で推移した場合の将来的なごみ排出量を表 5.1 及び図 5.2 に示す。

「5.3.1 ごみ排出量の見通し(現状推移)」の詳細は、「資料編」に示す。

表 5.1 ごみ排出量の見通し(現状推移)

単位:t/年

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35 (中間)	H42 (最終)
行政区域内人口 [人]	54,988	53,992	52,996	52,000	51,390	50,780	50,289	49,798	49,308	45,966
家庭系ごみ	12,906	12,952	12,718	12,485	12,336	12,189	12,065	11,944	11,821	11,011
燃えるごみ	10,249	9,835	9,659	9,481	9,368	9,256	9,162	9,068	8,974	8,343
埋立ごみ	810	867	861	855	852	849	846	844	841	825
リサイクルごみ※ ¹	1,847	2,250	2,199	2,149	2,116	2,084	2,057	2,032	2,006	1,843
事業系ごみ	7,230	7,212	7,228	7,245	7,260	7,273	7,285	7,296	7,304	7,326
燃えるごみ	7,105	7,087	7,099	7,112	7,123	7,133	7,142	7,149	7,155	7,160
埋立ごみ	125	125	129	133	137	140	143	146	149	166
リサイクルごみ※ ¹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拠点回収(公共関与)	237	273	287	299	311	321	331	340	348	396
集団回収(公共関与)	100	109	106	103	100	98	96	94	93	84
総排出量	20,473	20,545	20,339	20,132	20,007	19,881	19,777	19,674	19,566	18,817
家庭系1人1日当たり排出量 (リサイクルごみを除く)[g/人・日]	551.0	543.1	543.8	544.6	544.9	545.2	545.2	545.4	545.4	546.4
本市のリサイクル率[%]	10.7	12.8	12.7	12.7	12.6	12.6	12.6	12.5	12.5	12.3

※1 リサイクルごみの排出量は、民間処理施設による資源化量を除いた数値となっている。

※2 端数処理の関係で、合計が合わないことがある。

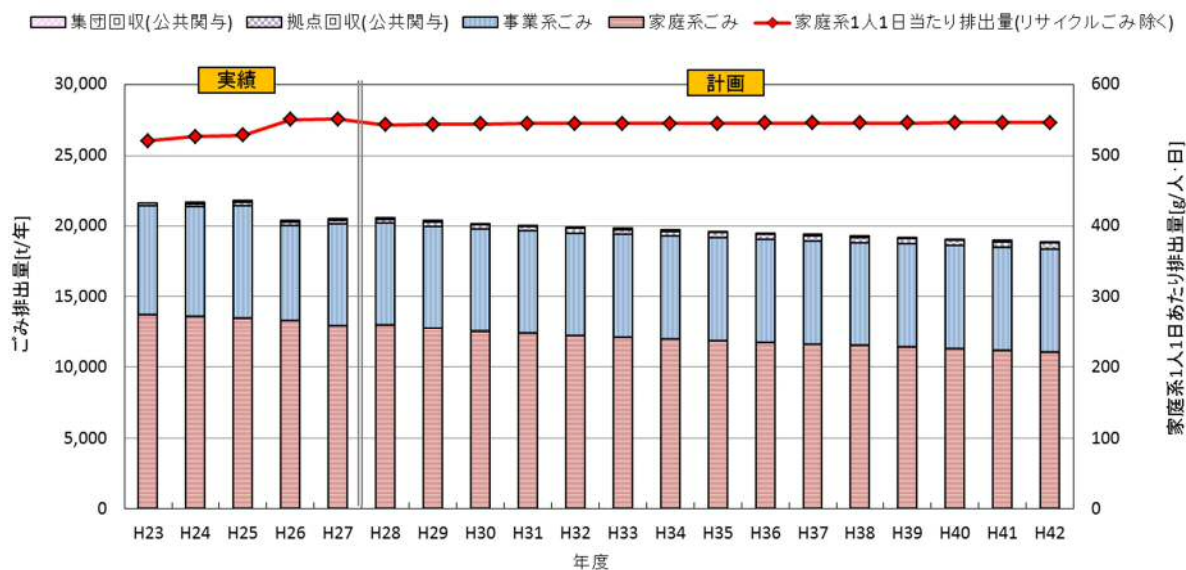


図 5.2 ごみ排出量の見通し(現状推移)

5.3.2 ごみ排出量の見通し(数値目標反映)

本計画で設定した数値目標を反映したごみ排出量の推計結果を表 5.2 及び図 5.3 に示す。

「5.3.2 ごみ排出量の見通し(数値目標反映)」の詳細は、「資料編」に示す。

表 5.2 ごみ排出量の見通し(数値目標反映)

単位:t/年

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35 (中間)	H42 (最終)
行政区域内人口 [人]	54,988	53,992	52,996	52,000	51,390	50,780	50,289	49,798	49,308	45,966
家庭系ごみ	12,906	12,989	12,628	12,273	12,006	11,742	11,507	11,274	11,044	10,272
燃えるごみ	10,249	9,864	9,559	9,260	9,035	8,813	8,616	8,420	8,228	7,634
埋立ごみ	810	869	852	835	822	808	796	784	771	755
リサイクルごみ ^{※1}	1,847	2,256	2,217	2,178	2,149	2,120	2,095	2,070	2,045	1,884
事業系ごみ	7,230	7,212	7,228	7,245	7,260	7,273	7,285	7,296	7,304	7,326
燃えるごみ	7,105	7,087	7,099	7,112	7,123	7,133	7,142	7,149	7,155	7,160
埋立ごみ	125	125	129	133	137	140	143	146	149	166
リサイクルごみ ^{※1}	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拠点回収(公共関与)	237	273	287	299	311	321	331	340	348	396
集団回収(公共関与)	100	109	106	103	100	98	96	94	93	84
総排出量	20,473	20,582	20,249	19,920	19,677	19,435	19,219	19,004	18,789	18,079
家庭系1人1日当たり排出量 (リサイクルごみを除く)[g/人・日]	551.0	544.6	538.2	531.9	525.5	519.1	512.8	506.4	500.0	500.0
本市のリサイクル率[%]	10.7	12.8	12.9	13.0	13.0	13.1	13.1	13.2	13.2	13.1

※1 リサイクルごみの排出量は、民間処理施設による資源化量を除いた数値となっている。

※2 端数処理の関係で、合計が合わないことがある。

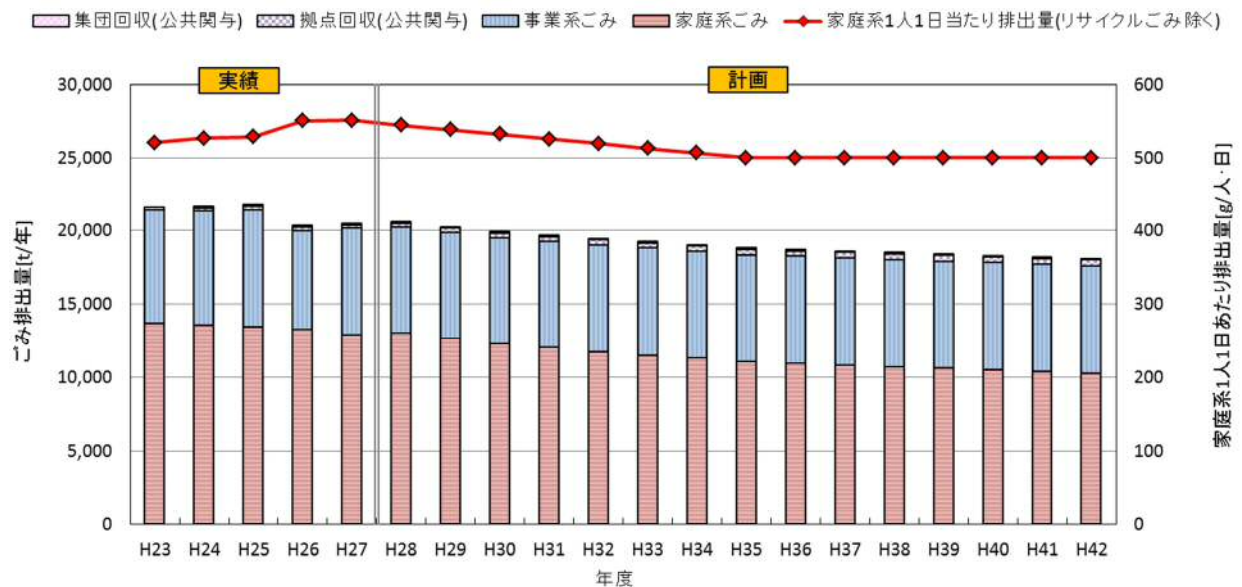


図 5.3 ごみ排出量の見通し(数値目標反映)

第 6 章 ごみ処理に係る施策・取組

6.1 基本方針 1 「資源循環型社会の拡充」に基づく施策・取組

次に、基本方針 1 「資源循環型社会の拡充」に基づく行政、市民、事業者のそれぞれの取組を示す。

6.1.1 行政の取組

(1) 物の長期使用の推進

- ・ 不用になった家具・家電等をすぐ買い替えるのではなく、可能な限り使用してもらおう働き掛けを行う。
- ・ 市民間の子ども服や家具等の「ゆずってほしい品物・ゆずりたい品物(使用可能なもの)」の交換・譲渡を促進するため、「不用品活用銀行」の取組を継続するとともに、ホームページや広報誌等による PR によって、利用者の増大・マッチングの向上を図る。

(2) 容器包装の利用削減

- ・ 事業者と連携して、買い物の際のエコバッグの持参、簡易包装商品の選択、詰め替え商品の利用等を市民に働き掛けていく。
- ・ 積極的に包装の簡素化や顧客に対するエコバッグ持参の呼び掛け等を実施している事業者を広く市民に周知する。

(3) 広報啓発活動の推進

- ・ 学校や地域での「子どもごみ分別検定」や「ふろしき講習会」の実施、「やってみよう！ごみ分別」と題した市政講座を開催し、ごみの分別・排出抑制・資源化に関する啓発活動を行っている。今後も、これらの啓発活動を継続し、環境に配慮したライフスタイルの形成に努める。また、市民・事業者が主体となって広報啓発活動を実施する場合には、これを積極的に支援する。
- ・ 分別の徹底等のごみの出し方マナーの向上、家庭用ごみ減量機器の普及拡大、資源物回収事業(集団回収)の活性化等に向けた行動を地域に働き掛ける。また、地域が一体となってごみの減量化や資源化を推進していくための活動を支援する。

(4) 生ごみの排出抑制・減量化の促進

- ・ 食品ロス等の生ごみの削減に向け、食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、生ごみを出す前に水を切る「水キリ」の 3 つのキリをキーワードに、市民の意識の向上を図り、「生ごみ 3 キリ運動」を推進する。
- ・ 外食時における適量注文、食べ残しの削減等により、事業者が排出する生ごみの排出抑制を目的とする「3010 運動[※]」を推進していく。

※ 会食や宴会での食べ残しを削減するため、会食開始後の 30 分間と終了前の 10 分間、離席せず食事を楽しむ運動。

- ・家庭から排出されるごみの減量化を目的として、個人が購入・設置した家庭用ごみ減量機器の費用に対して補助金を交付している。また、家庭用生ごみ処理機の普及拡大に向けて「七尾市家庭用生ごみ処理機モニター事業」による処理機の貸し出しを行っている。今後も、ホームページや広報誌を通じた PR を継続して実施するほか、制度の拡充等を検討・調整し、家庭用ごみ減量機器の普及拡大を図る。

(5) 事業系ごみの減量化の促進

- ・事業所内のごみ減量化対策を明確に位置づけ、減量化計画を作成し、事業系ごみの排出抑制に努めるよう働き掛ける。特に、事業用大規模建築物の所有者には、減量化計画書の作成・提出の義務化を継続するとともに、事業系ごみを計画よりも多量に排出した事業用大規模建築物の所有者に対し、減量化に向けた働き掛けを行う。

6.1.2 市民の取組

(1) ライフスタイルの見直し・改善

- ・常日頃から、不要な物を買わない・もらわないよう心掛けるとともに、物を購入する際は省エネ製品等の環境への負荷低減に配慮した商品を選択する。
- ・古紙を使用したトイレットペーパー等の再生品や省エネ家電等、環境への負荷低減に配慮した購買行動に努める。
- ・レンタル・リース製品を使用し、不要な物を買わない・もらわないようにする。
- ・買い物の際はエコバックやふろしき等を持参し、簡易包装商品を選択するよう心掛けるとともに、過剰包装商品の利用を控え、不要な容器包装廃棄物の削減に努める。
- ・使い捨て商品はできるだけ使用せず、再利用可能な詰め替え商品やリターナブル容器[※]等を選択する。

(2) 物の長期使用の推進

- ・商品を購入する際は、耐久性を考慮するとともに、可能な限り長く使えるよう大切に取扱う。また、家具や家電が故障した場合は、すぐに買い替えるのではなく、修理等により可能な限り使用するよう努める。
- ・不用になった子ども服や家具等をすぐに捨てるのではなく、「不用品活用銀行」を活用し、必要としている市民に譲渡するよう努める。
- ・バザーやフリーマーケット等のイベントに積極的に参加し、不用となったものの再使用に努める。

(3) 生ごみの排出抑制・減量化の促進

- ・食品を購入する際は、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入により、食品ロスの削減に資する購買行動に努める。
- ・食品ロス等の生ごみの削減に向け、食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、生ごみを出す前に水を切る「水キリ」の3つのキリを実践する。

※ 容器を回収・洗浄して繰り返し使用できる容器。

- ・ 外食における適量の注文、食べ残しの削減に向けた「3010 運動」の実践等により、事業者が排出する生ごみの排出抑制に協力する。

6.1.3 事業者の取組

(1) 事業活動の見直し・改善

- ・ 事業所内のごみ減量化対策を明確に位置づけ、減量化計画書を作成し、事業系ごみの排出抑制に努める。
- ・ 事業者は、原材料の選択や製造工程から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出されるごみの排出抑制に努める。
- ・ 事業活動を見直し、事業所から発生する紙・紙製品の排出抑制を推進する。

(2) 物の長期使用の推進

- ・ 不用となった事務機器等の再使用を推進する。
- ・ 消費者が可能な限り長く使えるよう、耐久性の高い商品の製造・販売を推進する。

(3) 容器包装の利用削減

- ・ 市民に対し、買い物の際のエコバックの持参、簡易包装商品の選択、詰め替え商品利用、リターナブル容器の使用等と呼び掛ける。
- ・ 使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛し、量り売りの実施、容器包装の簡素化、繰り返し利用可能な商品等の環境への負荷が少ない製品の製造・販売に努める。

(4) 生ごみの排出抑制・減量化の促進

- ・ 仕入や販売方法等を見直し、消費期限切れによる商品の廃棄を削減するよう努める。
- ・ 調理方法やメニュー・盛り付けの改善(ハーフサイズでの食品提供等)、利用者に対する「3010 運動」の実践の呼び掛け等により、食品ロス等の削減に努める。

6.2 基本方針 2 「廃棄物の適正処理」に基づく施策・取組

次に、基本方針 2 「廃棄物の適正処理」に基づく行政、市民、事業者のそれぞれの取組を示す。

6.2.1 行政の取組

(1) 処理手数料の適正化の検討・調整及び排出抑制の重要性の発信

- ・家庭系ごみについては、指定袋を媒体とした有料収集を実施している。また、家庭系ごみ及び事業系ごみを排出者自らが処理施設に直接搬入した場合、ごみの種類ごとに七尾市手数料条例に基づく処理手数料を徴収している。今後は、ごみの排出抑制の推進及び費用負担の公平性確保のため、処理手数料の適正化を検討するとともに、市民や事業者の排出抑制に係る意識が希薄にならないよう、ホームページや広報誌等を通じて排出抑制の重要性を発信していく。

(2) ごみの分別・出し方への意識向上

- ・ごみの分別に対する意識向上を目的として、「家庭ごみ収集カレンダー」や「家庭ごみの分け方・出し方」の配布、ホームページ上でのごみ処理関連施策の公開等の啓発活動を行っていく。これらの内容を充実させ、ごみの分別徹底により減量化・資源化を促進する。

(3) 資源物回収事業(集団回収)の促進

- ・市民がごみの分別及び資源化を体験する機会を設け、ごみ処理に関する意識高揚を目的として、町会や子ども会等の団体による資源物回収事業に対して奨励金を交付している。近年は、資源物回収事業実施団体・資源物回収量ともに減少傾向にあるため、ホームページや広報誌等を通じた PR を継続するとともに、奨励金制度の拡充を検討・調整し、資源物回収事業の活性化を図る。

(4) リサイクルごみの拠点回収の促進

- ・事業者(スーパーマーケット等)に対し、自主的な店舗拠点回収(紙パック・白色トレイ等)を働き掛ける。また、積極的に店舗拠点回収を実施する店舗をホームページや広報誌等を通じて市民に周知する。
- ・資源物集積所「えーこ屋」を設置して行う拠点回収への協力、有効活用を啓発していく。

(5) 廃食用油の回収の促進

- ・一般家庭や学校給食等から排出される廃食用油を地域内に設置した廃食用油回収 BOX にて回収し、資源化する取組を継続して行っていく。また、市民・事業者に対し、資源循環の重要性や意義の理解を促し、廃食用油の回収量を増大させるため、ホームページや広報誌等を通じた PR を継続するとともに、廃食用油回収 BOX 設置箇所の拡大等も検討・調整する。

(6) 事業系ごみの資源化の促進

- ・事業系ごみの資源化を促進するため、「木くず、食品残渣、かき殻」はもとより、その他の事業系ごみについても民間処理施設の整備促進・有効活用を検討していく。
- ・食品循環資源の再生利用等の実施率を向上させるよう啓発を行う。

(7) リサイクル関連法等対象物の再生利用促進

- ・小型家電製品や廃家電、パソコン等が各種リサイクル関連法に基づき、適切な回収・再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して啓発を行う。

(8) 再生利用品等の利用促進

- ・エコマーク^{※1}やグリーンマーク^{※2}のある製品等の環境に配慮した商品を行政が率先して利用するとともに、市民・事業者に対して積極的に利用するよう働き掛ける。

6.2.2 市民の取組

(1) ごみの分別・出し方への意識向上

- ・「家庭ごみ収集カレンダー」や「家庭ごみの分け方・出し方」に示される分別・排出方法に従って分別・排出を行い、行政が行うリサイクルごみの資源化に協力する。
- ・指定収集日や排出方法(容器の洗浄や異物の除去等)を遵守し、マナー向上に努める。

(2) 資源物回収事業(集団回収)の促進

- ・町会や子ども会、PTA 等による資源物回収事業(集団回収)に積極的に参加し、資源物回収量の増大に努める。また、資源物回収事業(集団回収)の実施団体は、計画的・定期的に事業を実施し、市民の積極的な参加を促すよう努める。

(3) リサイクルごみの拠点回収の促進

- ・資源物集積所「えーこ屋」を積極的に利用し、リサイクルごみ回収量の増大に協力する。
- ・事業者(スーパーマーケット等)が実施する店舗拠点回収施設(店頭の回収 BOX 等)を積極的に利用する。

(4) 廃食用油の回収の促進

- ・廃食用油回収 BOX を積極的に利用し、廃食用油回収量の増大に協力する。

(5) リサイクル関連法等対象物の再生利用促進

- ・各種リサイクル関連法の関連団体や小売店等による小型家電や廃家電、パソコン等の対象物の適正な回収・再商品化に協力するよう努める。

※1 生産・使用・廃棄に至る環境の負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベル。

※2 古紙のリサイクル促進を図ることを目的として、原料に古紙を規定の割合以上利用した商品に付けられる環境ラベル。

(6) 家庭用ごみ減量機器の積極的利用

- ・「家庭用ごみ減量機器設置費補助金」や「七尾市家庭用生ごみ処理機モニター事業」の有効活用により生ごみ処理機やコンポスト容器を利用し、生ごみの減量化・資源化に努める。

6.2.3 事業者の取組

(1) ごみの分別・出し方への意識向上

- ・ごみの分別区分・排出方法等を従業員に周知徹底し、事業所が一体となって適正排出の推進に努める。また、燃えるごみや埋立ごみにリサイクルごみが混入しないよう、ごみの分別徹底に努める。

(2) リサイクルごみの拠点回収の促進

- ・事業者(スーパーマーケット等)は、自主的かつ積極的な店舗拠点回収(紙パック・白色トレイ)の実施に努める。

(3) 事業系ごみの資源化の促進

- ・事業者は自ら排出する事業系ごみ(紙類、木くず、食品残渣、かき殻等)の資源化等に取り組むよう努める。もしくは、排出した事業系ごみの資源化等を行うことができる民間処理施設で処理するよう努める。特に、食品リサイクル法の対象となる食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施率を向上させるよう努める。

(4) リサイクル関連法等対象物の再生利用促進

- ・各種リサイクル関連法の関連事業者は、市と連携し、市民に対してリサイクルの対象物(家電製品、パソコン等)の適正な回収・リサイクルに協力するよう働き掛ける。

(5) 事業活動の見直し・改善

- ・事務用品やコピー用紙等の業務用品については、再生品を利用するよう努める。
- ・再生品やエコマーク商品、グリーンマーク商品等の積極的な製造・販売、PRを行うよう努める。

6.3 基本方針3「不法投棄の防止」に基づく施策・取組

次に、基本方針3「不法投棄の防止」に基づく行政、市民、事業者のそれぞれの取組を示す。

6.3.1 行政の取組

(1) 「七尾市ばい捨て等を防止する条例」の周知徹底

- ・「七尾市ばい捨て等を防止する条例」の周知徹底を図り、市民・事業者との協働により「美しいまちづくり」を推進する。

(2) 不法投棄に対する監視強化

- ・市民・事業者のモラル向上のため、ホームページや広報誌等による啓蒙・啓発を図るとともに、不法投棄やばい捨ての多発箇所には、監視カメラや注意看板を設置する。
- ・不法投棄監視員や環境美化指導員の活動を支援する。

(3) 美しいまちづくりの推進

- ・海岸漂着ごみ、不法投棄場所等の美化活動を支援する。
- ・公共遊休地の除草、清掃等の維持管理を徹底し、不法投棄されない環境づくりに取り組む。

6.3.2 市民の取組

(1) 不法投棄の防止・美しいまちづくりの推進

- ・美しい環境を守るため、たばこの吸い殻や空き缶のばい捨てをしない。
- ・海岸漂着ごみや不法投棄場所の清掃活動、身近な緑地や水辺等の地域の保全活動に積極的に参加し、地域美化に努める。
- ・不法投棄やばい捨てへの意識・理解を深め、地域が一丸となって不法投棄を監視する。

6.3.3 事業者の取組

(1) 不法投棄の防止・美しいまちづくりの推進

- ・不法投棄防止への意識と理解を深め、市民・行政と協力して、不法投棄されない環境づくりに努める。
- ・海岸漂着ごみや不法投棄場所の清掃活動、地域で行われる環境保全活動に積極的に参加し、地域美化に貢献する。

第7章 収集・運搬計画

7.1 収集・運搬に係る基本的考え方

ごみの減量化・資源化による最終処分量の削減、中間処理におけるエネルギー回収の推進等の観点から、分別収集区分の見直しを検討・調整する。

収集・運搬においては、市民の生活環境を保全するとともに、社会的コスト[※]の最小化を見据えた安定的、かつ効率的な収集・運搬体制を構築する。

7.2 収集・運搬計画

7.2.1 分別収集の対象

(1) 分別収集区分の見直し

本市の分別収集区分を表 7.1 に示す。

現在、「7種15分別」の分別収集区分に基づき、収集・運搬を行っている。今後も、同様の分別収集区分を継続していくものとするが、ごみの減量化・資源化の推進等の観点から、分別収集区分の見直しを継続的に検討していく。なお、分別収集区分を細分化する際は、市民等の負担増につながることに留意しつつ、最適な区分を設定するものとする。

表 7.1 本市の分別収集区分

種類		分別区分
燃えるごみ		RDF 化ごみ(平成 35 年度以降は焼却対象ごみ)
埋立ごみ		不燃物一般
リサイクルごみ	古紙等	新聞紙、雑誌、ダンボール、アルミ缶
	金物類	スチール・その他金属、石油暖房機
	びん類	無色びん、茶色びん、その他の色のびん
	ペットボトル	ペットボトル一般
	その他資源	蛍光灯、乾電池、水銀含有物一般

(2) 硬質プラスチック類の分別収集

平成 35 年度の新ごみ処理施設の供用開始に併せて、現在は「埋立ごみ」に該当する硬質プラスチック類の一部の分別区分を「燃えるごみ」に変更し、焼却処理することを検討している。硬質プラスチック類を焼却処理することで、「埋立ごみ」の削減、新ごみ処理施設におけるエネルギー回収量の増加が期待できる。

※ ごみの分別収集に係る全過程において市民・事業者・行政が負担する各種コストを合算したもの。

(3) 適正処理困難物等への対応

「表 3.3 処理できないごみの例」に示したごみをはじめとする適正処理が困難なごみについては、本市による収集・処理を行わないものとして市民・事業者へ周知徹底を図るとともに、品目毎に適正処理を行うよう指導・啓発を行う。

7.2.2 収集・運搬体制

(1) 収集・運搬体制

現在、家庭系ごみ(粗大ごみを除く)は委託業者による収集、家庭系の粗大ごみ及び事業系ごみは許可業者による収集を行っており、収集・運搬能力の十分な余力を確保できている。今後は、人口減少等の社会情勢の変化や本計画における施策・取組の推進による収集量の変動、市民の利便性等を勘案のうえ、適宜見直しを行う。

(2) 収集方式

現在、「燃えるごみ」、「埋立ごみ」、「リサイクルごみ」はステーション方式、「粗大ごみ」は戸別収集方式による収集を行っている。今後も、現状の収集方式を継続していくものとする。

本市による分別収集のみではなく、集団回収や拠点回収、店舗拠点回収等によるリサイクルごみ等の回収を促進する。

(3) 収集頻度

現在、特に問題は生じていないため、現状の収集頻度を継続していく。

ただし、分別収集区分毎の収集量等に変動が生じた場合や分別収集区分を細分化した場合は、最適な収集頻度を検討・設定する。

(4) 排出方式

現在、排出方式として、燃えるごみは指定袋、埋立ごみは分別用かご、リサイクルごみのうち新聞紙・雑誌等・ダンボールは十字結束(新聞紙は専用袋も可)、その他のリサイクルごみは分別用かごを採用しており、特に問題は生じていないため、現状の方式を継続していく。ただし、収集量や組成・性状の変動等が生じた場合や分別収集区分を細分化した場合は、必要に応じて、最適な排出方式(容器の種類、設置個数、大きさ等)を検討・設定する。

(5) ごみステーションの管理

ごみステーションの管理は市民が行うこととし、本市はごみステーションの管理台帳の作成・調整やリサイクル推進のための分別用かごの配布等、管理に協力する。

違反ごみに対しては、委託業者の協力のもと、ステッカーの貼り付け等を行い、ごみの出し方マナーの向上・分別徹底を図る。特に、ごみの出しマナーが改善されない地域においては、重点的に指導・啓発活動を行う。

(6) 収集・運搬の効率化

地域の状況(人口、住宅戸数等)を勘案のうえ、ごみステーションの位置及び数、回収ルート等を検討・調整し、収集・運搬の効率化を図る。

分別収集区分の細分化や収集頻度等を変更した場合は、収集・運搬車両(台数・車種等)、作業要員の適正配置を検討し、収集・運搬業者に対する指導・働き掛けを行う。

(7) 環境負荷の低減

収集・運搬業者に対して、低公害車やバイオ燃料の利用等を働き掛け、収集・運搬時の温室効果ガスの排出抑制、エネルギー使用量の削減を図る。

第 8 章 中間処理計画

8.1 中間処理に係る基本的考え方

排出されたごみの中間処理については、量・質に応じて安定的に行い、可能な限り減量化、減容化、資源化することで、最終処分量の削減を図る。

本市の中間処理施設においては、処理の安定性や周辺環境等に配慮した運営管理を行い、処理の効率化、省エネルギー化等を推進する。また、平成 34 年度末の「石川北部 RDF センター(RDF 専焼炉)」の稼働停止に伴い、「ななかりサイクルセンター(ごみ固形燃料化施設)」での燃えるごみの処理を終了するため、新ごみ処理施設の整備を進める。

新ごみ処理施設の整備にあたっては、環境負荷低減の観点から、合理的なエネルギー回収・温室効果ガスの排出抑制等を推進していく。

8.2 中間処理計画

8.2.1 中間処理体制

(1) 燃えるごみ

平成 34 年度末までは、「ななかりサイクルセンター」において RDF(固形燃料)化し、製造した RDF は、「石川北部 RDF センター」においてガス化熔融処理を行う。処理に伴い生成される熔融スラグについては、コンクリート製品等の材料に有効利用する。

平成 34 年度末の「石川北部 RDF センター」の稼働停止に伴い「ななかりサイクルセンター」での燃えるごみの処理を終了し、平成 35 年度以降は、新ごみ処理施設において焼却処理を行う。

(2) 埋立ごみ

埋立ごみについては、不適物を摘出した後、「ななか中央埋立場」において最終処分を行う。

(3) リサイクルごみ

リサイクルごみについては、古紙等(新聞紙、雑誌等、ダンボール、アルミ缶)、金物類(スチール・その他金属、石油暖房機)、びん類(無色びん、茶色びん、その他の色のびん)は、資源再生業者において資源化する。ペットボトルは選別・圧縮・梱包、その他資源は選別のみを「ななかりサイクルセンター ペットボトル再生化施設」において行った後、資源再生業者において資源化する。

(4) 民間処理施設の整備・有効活用

「木くず、食品残渣、かき殻」はもとより、その他の事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、民間事業者の有効活用を推進する。

8.2.2 施設の運営・管理

(1) 運営・管理主体

「ななかりサイクルセンター」では、本市の燃えるごみに加え、中能登町の燃えるごみの処理を受託する形で広域処理を行ってきた。当該施設は、平成 24 年 10 月 23 日に告示された「七尾市及び中能登町の広域行政の推進に関する規約(以下、「広域行政の規約」という。))」において、本市及び中能登町が共同又は協力して事務を行うために設置する施設(以下、「共同設置施設」という。)に定められており、施設の設置及び管理運営に関して、中能登町は本市へ委託することとなっている。新ごみ処理施設(平成 35 年度供用開始予定)においても、同様の方針で広域処理を行っていく。

(2) 運営・管理体制

本市では、人口減少や少子高齢化の進行、市民のニーズの高度化・多様化等の社会情勢の変化に対応するため、行財政改革を実施しており、その一環として簡素で効率的な行政運営を推進するため、組織・人員配置の見直し・民間活力の導入等を行っている。

現在、「ななかりサイクルセンター」においては、施設の運営・管理は直営により行っている。新ごみ処理施設については、組織・人員配置の見直しによる職員数の削減・減少を見据え、業務の民間委託も含め、運営・管理体制のあり方を検討していく。

(3) 処理対象ごみ

処理対象ごみ量の見通しを表 8.1 に示す。

本市の中間処理施設では、本市及び中能登町の燃えるごみが処理対象である。処理対象ごみの量は、本計画における施策・取組の推進や人口減少等により、平成 28 年度以降は減少する見通しである。平成 35 年度からは、硬質プラスチック類の一部を焼却処理することを検討しており、処理対象ごみ量は年間 300t 程度増加する見通しである。

なお、中能登町では、平成 29 年 4 月から供用開始予定の「中能登町バイオマスメタン発酵施設」において一部の厨芥類・食品加工残渣を処理する予定であり、処理対象ごみ量を年間 109t 程度削減できる見通しである。

表 8.1 処理対象ごみ量の見通し

単位:t/年

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35 (中間)	H42 (最終)
七尾市 燃えるごみ量	17,354	16,950	16,659	16,372	16,159	15,947	15,758	15,569	15,686	15,098
燃えるごみ	17,354	16,950	16,659	16,372	16,159	15,947	15,758	15,569	15,383	14,794
硬質プラスチック類	—	—	—	—	—	—	—	—	304	304
中能登町 燃えるごみ量	3,619	3,497	3,355	3,320	3,283	3,244	3,218	3,191	3,221	2,996
燃えるごみ	3,619	3,497	3,464	3,429	3,392	3,353	3,327	3,300	3,272	3,055
硬質プラスチック類	—	—	—	—	—	—	—	—	58	51
厨芥類・食品加工残渣	—	—	-109	-109	-109	-109	-109	-109	-109	-109
処理対象ごみ量(合計)	20,973	20,448	20,014	19,692	19,441	19,191	18,976	18,760	18,907	18,094

※1 「5.2.2 減量化の数値目標」等を反映した排出量である。

※2 端数処理の関係で、合計が合わないことがある。

(4) 処理対象ごみの受入管理

搬入物の分別等が十分になされているかをチェックし、処理対象外のごみの混入が確認された場合は、搬入者ならびに排出者を厳重に指導する。また、頻繁に処理対象外のごみの混入が確認された場合は、広報誌等を通じた啓発を行い、適正排出を推進する。

(5) 効率的な運転・維持管理の実施

「ななかりサイクルセンター」においては、処理対象ごみ量が減少傾向にあることを踏まえ、施設の処理能力と負荷量を勘案のうえ、効率的な運転を行う。また、施設の稼働停止(平成34年度末)を見越して、必要最小限の補修・修繕を行い、コスト削減に努める。

新ごみ処理施設においては、ごみの搬入量及び組成・性状等の変動に対応可能な施設運用、処理体制の整備等を行う。また、処理の安定性を考慮しつつ、処理工程の効率化、制御及び監視の合理化によって省力化・省エネ化等を図る。

(6) 安全性の確保

定期的な安全衛生活動(安全衛生教育、危険予知活動等)の実施を継続するとともに、保護具の適切な使用・管理の徹底等により、運転・管理の従事者の安全性の確保に努める。

新ごみ処理施設においても、施設の運転・点検・清掃等を安全に行えるよう、粉じん・臭気、騒音・振動、照度等に配慮した適正な作業環境を確保する。

(7) 環境負荷の低減

ダイオキシン類、騒音・振動、悪臭、排水等に係る対策設備・機器等を適正に運転・維持管理し、周辺環境の保全に努める。

施設の補修等においては、廃材の資源化・適正処理に配慮するとともに、環境負荷の低減に配慮した資機材の利用に努める。

(8) 情報公開等

維持管理に係る情報(ごみの搬入量、モニタリング記録等)の透明性を確保し、施設に対する信頼性を高めるため、ホームページ等による情報公開を検討する。

市民・事業者等を対象として、施設見学の受け入れを行い、施設の概要・役割等を説明するとともに、市民・事業者による施策・取組の重要性等(ごみの適正排出等)の周知・啓発に努める。

8.2.3 新ごみ処理施設の整備について

(1) 新ごみ処理施設の規模

中間処理施設の整備には、多大な建設費用を要することから、本計画における施策・取組の推進等による処理対象ごみ量の減少等を考慮し、適切な施設規模を設定するものとする。

「8.2.2 (3) 処理対象ごみ」に示した処理対象ごみ量から、新ごみ処理施設の施設規模は、70t/日程度となる。施設規模に係る詳細な検討は、施設整備基本計画(平成 29 年度策定予定)において行うものとする。

(2) エネルギー回収方式

新ごみ処理施設では、燃えるごみの処理に伴い発生するエネルギーの回収・有効活用を推進し、エネルギー使用量の削減、温室効果ガスの排出抑制を図る。

新ごみ処理施設におけるエネルギー回収の方法としては、発電や熱回収(余熱利用)が考えられる。発電については、「3.9 ごみ処理技術の動向」に示したように、近年の動向として、小規模施設を含む廃棄物発電施設の発電効率は向上しているものの、施設規模が 70t/日程度未満の施設においては、費用対効果を得づらい状況にある。

よって、新ごみ処理施設では発電は行わず、同規模施設において導入実績が多く、安定的にエネルギー回収が可能な熱回収(余熱利用)を行う方針である。

(3) 処理方式

本市の最終処分場の残余容量は、竣工から 20 年以上経過した平成 27 年度末現在において埋立容量 210,800m³ の約 50%が確保されており、十分な残余容量があるため、新ごみ処理施設においては、灰溶融設備は付帯させず、焼却処理のみを行う方針である。

第9章 最終処分計画

9.1 最終処分に係る基本的考え方

周辺環境に配慮した適正な施設の運営管理を行うとともに、最終処分場におけるリサイクルごみや有機性廃棄物の埋立処分を防止し、最終処分場の延命化、温室効果ガスの発生抑制を推進する。

9.2 最終処分計画

9.2.1 施設の運営・管理

(1) 運営・管理主体

これまで「ななか中央埋立場」では、本市の埋立ごみに加え、中能登町の埋立ごみの処理を受託する形で広域処理を行ってきた。当該施設は、広域行政の規約において共同設置施設として定められるものであり、今後も同様の方針で広域処理を行っていく。

(2) 処理対象ごみ

平成34年度末までは、本市及び中能登町の埋立ごみ、固形燃料化残渣、溶融飛灰、クリンカ等が処理対象である。平成35年度以降は、本市及び中能登町の埋立ごみ、焼却残渣等が処理対象となる。なお、処理対象ごみ量の見通しについては、「9.2.2 最終処分量の見通し」に示す。

(3) 処理対象ごみの受入管理

搬入物の分別等が十分になされているかをチェックし、処理対象外のごみの混入が確認された場合は、指導を行う。特に、温室効果ガス発生の原因となる有機性廃棄物が直接埋立処分されないよう注視する。

頻繁に処理対象外のごみの混入が確認された場合は、広報誌等を通じた啓発を行い、適正排出を推進する。

(4) 受入情報の有効活用

埋立ごみ等の搬入量及び組成・性状等の把握・データ管理を行い、ごみの減量化や資源化に係る施策・取組の評価・見直しや施設の運営管理に有効活用する。

(5) 最終処分場の適正管理

地下水質・放流水質等の定期的なモニタリング及びデータ整理・評価等を実施すること、浸出水処理設備等の各設備の性能が適切に保持されるよう維持管理を行うこと等により、周辺環境に影響を及ぼさないよう努める。

処理対象ごみの搬入量等の把握・データ管理を適切に行い、最終処分場の残余容量の適確な把握に努める。

(6) 情報公開等

維持管理に係る情報(ごみの搬入量、モニタリング記録等)の透明性を確保し、施設に対する信頼性を高めるため、ホームページ等による情報公開を検討する。

9.2.2 最終処分量の見通し

最終処分量の見通しを表 9.1 に示す。

平成 35 年度からは、硬質プラスチック類の一部を焼却処理することを検討しており、最終処分量を年間 300t 程度削減できる見通しであるが、「8.2.3 (3) 処理方式」に示したとおり、新ごみ処理施設においては灰溶融設備を付帯させず、焼却処理のみを行うため、最終処分量は、平成 35 年度に増加する見通しである。

表 9.1 最終処分量の見通し

単位:t/年

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35 (中間)	H42 (最終)
七尾市 最終処分量	1,589	1,683	1,658	1,633	1,615	1,596	1,580	1,563	2,499	2,429
埋立ごみ	935	994	981	968	958	948	940	931	920	921
固形燃料化残渣 ^{※1}	54	51	50	49	49	48	47	47	—	—
溶融飛灰 ^{※2}	525	575	565	555	548	541	535	528	—	—
クリンカ ^{※2}	76	63	62	61	60	59	59	58	—	—
焼却残渣 ^{※3}	—	—	—	—	—	—	—	—	1,882	1,812
硬質プラスチック類(焼却により減量)	—	—	—	—	—	—	—	—	-304	-304
中能登町 最終処分量	743	347	337	331	325	320	315	310	505	462
埋立ごみ	609	205	201	196	192	188	184	181	177	153
固形燃料化残渣 ^{※1}	11	10	9	9	9	9	9	9	—	—
溶融飛灰 ^{※2}	108	119	114	113	111	110	109	108	—	—
クリンカ ^{※2}	16	13	13	13	13	12	12	12	—	—
焼却残渣 ^{※3}	—	—	—	—	—	—	—	—	387	360
硬質プラスチック類(焼却により減量)	—	—	—	—	—	—	—	—	-58	-51
覆土 ^{※4}	86	183	180	177	175	172	171	169	270	260
最終処分量(合計) [t]	2,418	2,213	2,175	2,141	2,115	2,088	2,066	2,042	3,274	3,151
最終処分量(合計) [m ³] ^{※5}	2,085	1,908	1,875	1,846	1,823	1,800	1,781	1,760	2,823	2,716

※1 ななかりサイクルセンターで発生した固形燃料化残渣の総量を、同施設で処理する燃えるごみの総量に占める本市及び中能登町の燃えるごみの量で案分した数値である。

※2 石川北部 RDF センターで発生した溶融飛灰、クリンカの総量を、同施設で処理する RDF の総量に占める本市及び中能登町の RDF の量で案分した数値である。

※3 新ごみ処理施設で発生する焼却残渣の量を、同施設で処理する燃えるごみの総量に占める本市及び中能登町の燃えるごみの量で案分した数値である。

※4 覆土量は、本市及び中能登町の見通し最終処分量の 9.0%とした。

※5 最終処分対象(覆土含む)の単位体積重量は、1.16t/m³とした。

※6 端数処理の関係で、合計が合わないことがある。

第 10 章 生活排水処理の概況

10.1 生活排水処理の状況

本市における生活排水処理形態別人口の推移を表 10.1 及び図 10.1 に、生活排水処理体系を図 10.2 に示す。

平成 27 年度末の行政人口は 54,988 人で、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、コミュニティ・プラント、小規模集合排水処理施設整備事業、浄化槽市町村整備推進事業について整備計画が策定され、計画に基づき順次整備している。

表 10.1 生活排水処理形態別人口の推移

年度	H23*	H24	H25	H26	H27
1. 計画処理区域内人口	57,796	57,468	56,659	55,790	54,988
(1)水洗化・生活雑排水処理人口 ^{出典 1}	33,769	33,973	34,324	34,873	35,257
①公共・特定環境保全公共下水道	15,060	15,572	16,034	16,633	17,061
②農業・漁業集落排水施設	10,052	9,991	9,840	9,713	9,545
③コミュニティ・プラント	1,601	1,323	1,398	1,363	1,332
④合併処理浄化槽	7,056	7,087	7,052	7,164	7,319
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口 ^{出典 2}	20,279	20,370	19,275	17,905	16,771
(3)非水洗化人口 ^{出典 2}	3,748	3,125	3,060	3,012	2,960
2. 計画処理区域外人口	—	—	—	—	—

※ 平成 23 年度は、住民基本台帳法の改正前であるため、外国人を除いた人口を計上した。

出典 1)七尾市上下水道課 資料

出典 2)七尾市環境課 資料

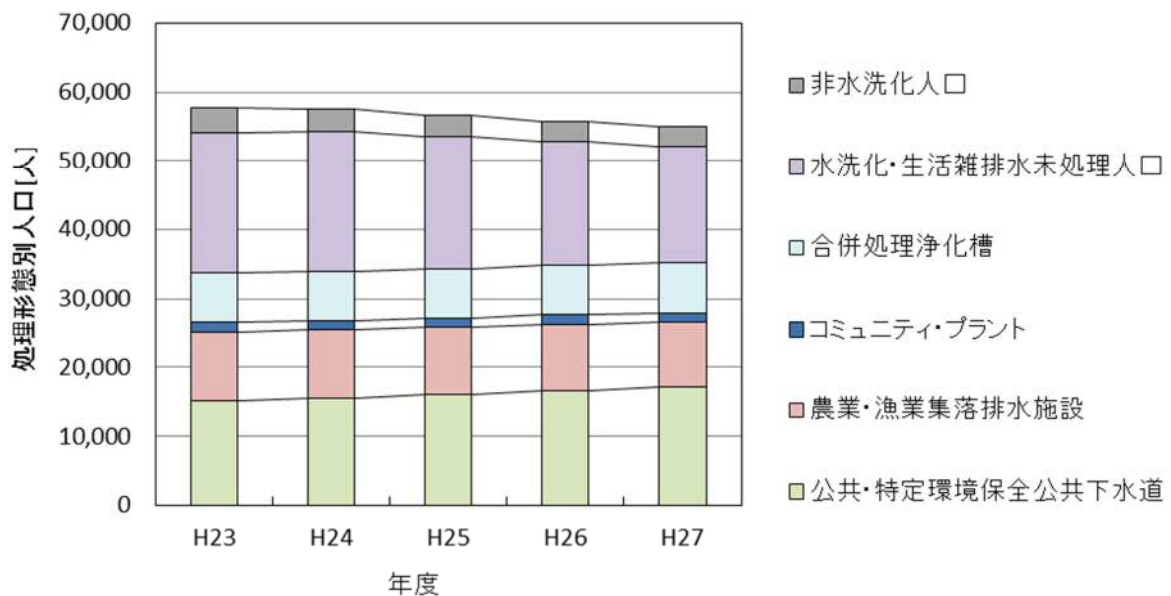


図 10.1 生活排水処理形態別人口の推移

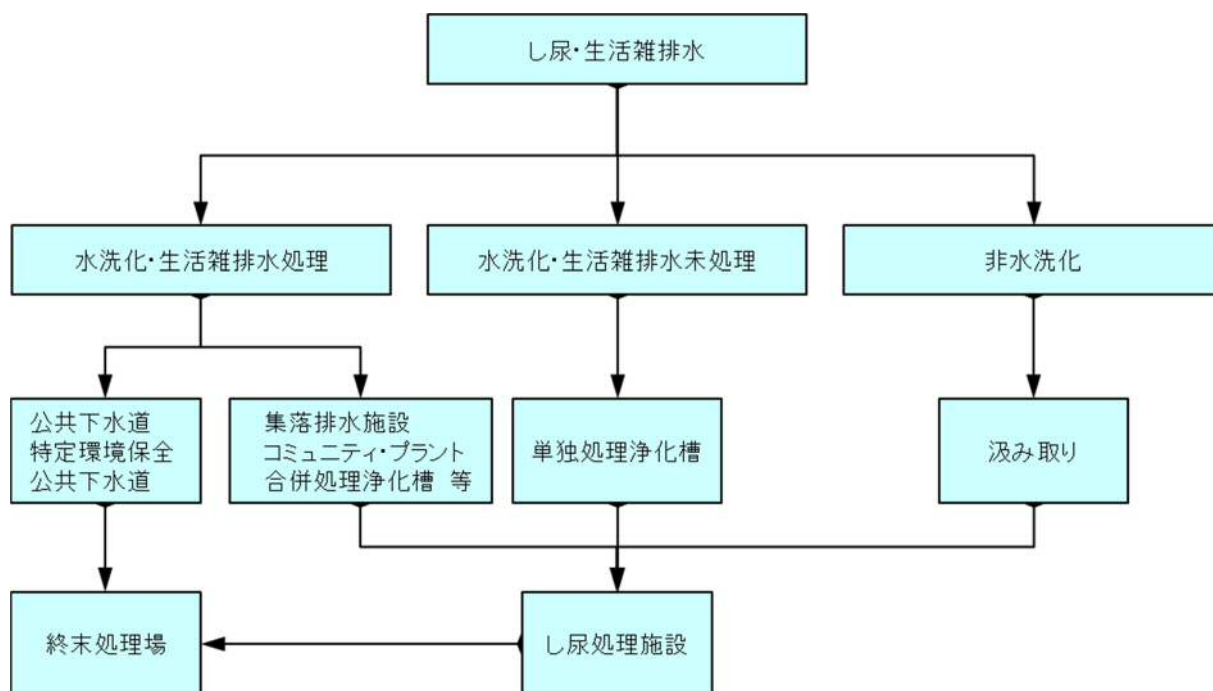


図 10.2 生活排水処理体系

10.2 生活排水処理関連施設の状況

10.2.1 し尿処理施設

「ななかクリーンセンター」の施設概要を表 10.2 に示す。

「ななかクリーンセンター」では、収集されるし尿・汚泥を除渣した後、公共下水道へ希釈放流している。

表 10.2 ななかクリーンセンター 施設概要

名 称	ななかクリーンセンター
所 在 地	石川県七尾市津向町浜高 52 番地 2
施設規模	79kL/日 (し尿:13kL/日 , 浄化槽汚泥:66kL/日)
処理方式	水処理:前処理+希釈+下水道放流 し渣・沈砂処理:脱水+焼却(し渣・沈砂混焼)+外部搬出
敷地面積	19,956 m ²
竣工年月	平成 9 年 3 月 竣工 (平成 26 年 8 月 処理方式・処理能力を変更)

出典)七尾市環境課 資料

10.2.2 下水処理施設

下水処理施設の概要を表 10.3 及び表 10.4 に示す。

表 10.3 下水処理施設 施設概要[1/2]

処理区名	七尾処理区	和倉処理区	田鶴浜処理区
処理場名	七尾市中央水質管理センター	七尾市西部水質管理センター	田鶴浜浄化センター
事業区分	単独公共下水道	単独公共下水道	単独特定環境保全公共下水道
所在地	七尾市矢田新町	七尾市石崎町	七尾市田鶴浜町
敷地面積[m ²]	36,500	32,500	8,520
排除方式	分流式	分流式	分流式
水処理方式	標準活性汚泥法	オキシーション・デイツ法	オキシーション・デイツ法
汚泥処理	濃縮・脱水	濃縮・脱水	濃縮・脱水
放流先	大谷川經由七尾南湾	農業用排水路經由七尾西湾	二ノ宮川經由七尾西湾
供用開始年月	平成 16 年 4 月	平成 6 年 8 月	平成 6 年 4 月

出典)七尾市上下水道課 資料

表 10.4 下水処理施設 施設概要[2/2]

処理区名	能登島処理区	中島処理区	長浦処理区
処理場名	中部処理場	中島浄化センター	長浦処理場
事業区分	単独特定環境保全公共下水道	単独特定環境保全公共下水道	単独特定環境保全公共下水道
所在地	七尾市能登島向田町	七尾市中島町浜田	七尾市中島町長浦
敷地面積[m ²]	3,370	10,100	1,300
排除方式	分流式	分流式	分流式
水処理方式	オキシーション・デイツ法	オキシーション・デイツ法	オキシーション・デイツ法
汚泥処理	濃縮・脱水	濃縮・脱水	濃縮(中島浄化センター)
放流先	農業用排水路經由七尾北湾	熊木川經由七尾西湾	農業用排水路經由七尾西湾
供用開始年月	平成 8 年 3 月	平成 10 年 3 月	平成 17 年 3 月

出典)七尾市上下水道課 資料

10.2.3 集落排水処理施設

集落排水施設の概要を表 10.5 及び表 10.6 に示す。

表 10.5 集落排水施設 施設概要 [1/2]

集排施設の名称	処理区域	処理場名	所在地	敷地面積 [m ²]	供用 開始 年月	処理方式	処理 能力 [m ³ /日]
南大呑地区 農業集落排水施設	花園町・山崎町・ 黒崎町の一部	南大呑地区処理場	七尾市黒崎町上部 54 番地 1	1,921	H8.5	JARUS-III	171
江泊地区 農業集落排水施設	江泊町の一部	江泊地区処理場	七尾市江泊町下部 18 番地 2	248	H9.6	JARUS- I	72
若林地区 農業集落排水施設	若林町・徳田新 町・江曾町の一 部及び飯川町の一 部	若林地区処理場	七尾市若林町は部 52 番地	939	H9.5	JARUS-III	221
高階地区 農業集落排水施設	旭町・池崎町・ 盤若野町・東三 階町・満仁町	たかしなクリーン センター	七尾市池崎町ろ部 12 番地 1	1,343	H16.4	JARUS- XIV	436
崎山地区 農業集落排水施設	岡町・湯川町・ 鶴浦町	崎山地区処理場	七尾市鶴浦町下部 12 番地	1,127	H11.8	JARUS- XIV	414
鶴浦地区 漁業集落排水施設							
端地区 農業集落排水施設	舟尾町・川尻 町・新屋町・垣 吉町の一部	端地区処理場	七尾市舟尾町ろ部 27 番地	919	H5.5	JARUS-III	327
大津地区 農業集落排水施設	大津町	大津地区処理場	七尾市大津町 5 部 92 番地 1	1,455	H6.4	JARUS-III	258
白深地区 農業集落排水施設	白浜町・深見町	白深地区処理場	七尾市白浜町 226 番地 1	732	H6.4	JARUS-III	192
伊久留地区 農業集落排水施設	伊久留町	伊久留地区処理場	七尾市伊久留町鹿 部 87 番地 1	827	H6.8	JARUS-III	168
西杉地区 農業集落排水施設	西下町・杉森 町・高田町	西杉・高田地区処 理場	七尾市高田町ほ部 41 番地	1,237	H6.11	JARUS-III	198
吉田地区 農業集落排水施設	吉田町	吉田地区処理場	七尾市吉田町丑部 10 番地 1	564	H8.7	JARUS-III	177
三引地区 農業集落排水施設	三引町	三引地区処理場	七尾市三引町ろ部 8 番地	1,283	H9.7	JARUS-III	300
奥吉田地区 農業集落排水施設	奥吉田・豊田の 一部	奥吉田地区処理場	七尾市中島町筆染 へ部 3 番地	499	H8.4	JARUS- I	74
藤瀬地区 農業集落排水施設	藤瀬・西谷内・ 古江・鳥越	藤瀬地区処理場	七尾市中島町藤瀬 い部 51 番地	1,099	H9.5	JARUS-III	241
北免田地区 農業集落排水施設	北免田・上島・ 町屋	北免田地区処理場	七尾市中島町北免 田い部 33 番地 1	648	H8.4	JARUS- I	107

出典)七尾市上下水道課 資料

表 10.6 集落排水施設 施設概要 [2/2]

集排施設の名称	処理区域	処理場名	所在地	敷地面積 [m ²]	供用 開始 年月	処理方式	処理 能力 [m ³ /日]
谷内地区 農業集落排水施設	谷内の一部・ 宮前・横田・ 山戸田	谷内地区処理場	七尾市中島町宮前二 部 74 番地	954	H10.5	JARUS-III	235
笠師保地区 農業集落排水施設	笠師・筆染・ 塩津	笠師保地区処理場	七尾市中島町笠師列 部 36 番地 2	4,496	H11.5	オキシデーション・ デイツ法	487
外地区 農業集落排水施設	深浦・小牧・ 外・田岸	外地区処理場	七尾市中島町外乙部 29 番地	2,471	H12.7	オキシデーション・ デイツ法	371
河内地区 農業集落排水施設	河内の一部	河内地区処理場	七尾市中島町河内イ 部甲番地 35	1,143	H15.3	JARUS-S	56
土川地区 農業集落排水施設	土川・外原	土川地区処理場	七尾市中島町土川 44 部 19 番地 1	1,055	H15.3	JARUS-I	110
島別所地区 農業集落排水施設	島別所町	島別所地区処理場	七尾市能登島島別所 町 43 部 11 番地 3	398	H8.10	JARUS-S	24
半浦地区 農業集落排水施設	半浦町	半浦地区処理場	七尾市能登島半浦町 17 部 98 番地	675	H9.3	JARUS-I	119
須曾地区 農業集落排水施設	須曾町	須曾地区処理場	七尾市能登島須曾町 9 部 14 番地	181	H10.3	JARUS-I	92
南地区 農業集落排水施設	南町	南地区処理場	七尾市能登島南町い 部 32 番地	929	H9.12	JARUS-S	30
二穴地区 農業集落排水施設	二穴町	二穴地区処理場	七尾市能登島二穴町 い部 13 番地 1	494	H12.3	JARUS-S	33
無閑地区 農業集落排水施設	無閑町	無閑地区処理場	七尾市能登島無閑町 ト部 14 甲番地 1	711	H13.3	JARUS-S	45
佐佐波地区 漁業集落排水施設	佐々波町	さざなみクリーン センター	七尾市佐々波町ワ部 52 番地 4	1,083	H15.5	接触曝気法	139
鰻目地区 漁業集落排水施設	鰻目町・八ヶ 崎町・長崎 町・野崎町	東部クリーンセン ター	七尾市能登島野崎町 89 部 44 番 55	1,869	H12.5	オキシデーション・ デイツ法	616
庵地区 漁業集落排水施設	庵町・百海町	庵・百海クリーン センター	七尾市庵町ウ部 141 番 2、125 番に各々隣接 する堤とうである国 有地の地先公有水面 埋立地	1,880	H20.10	接触曝気法	166
閨地区 漁業集落排水施設	閨町	閨クリーンセンタ ー	七尾市能登島閨町 54 部 50 番地 2	1,446	H14.2	接触曝気法	77
三ヶ地区 漁業集落排水施設	通町・久木 町・田尻町	三ヶクリーンセン ター	七尾市能登島田尻町 12 部 23 番地	1,118	H16.8	接触曝気法	105
祖母ヶ浦地区 漁業集落排水施設	祖母ヶ浦町	祖母ヶ浦クリーン センター	七尾市能登島鰻目町 ち部 72 番地	1,286	H16.2	接触曝気法	122
瀬嵐地区 漁業集落排水施設	瀬嵐の一部	瀬嵐地区処理場	七尾市中島町瀬嵐ウ 部 75 番地	649	H14.3	接触曝気法	89

出典)七尾市上下水道課 資料

10.2.4 コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントの概要を表 10.7 に示す。

表 10.7 コミュニティプラントの概要

集排施設の名称	緑ヶ丘町コミュニティ・プラント	大泊・東浜地区コミュニティ・プラント	大野木地区コミュニティ・プラント	八田・中挾地区コミュニティ・プラント
処理区域	緑ヶ丘町	大泊町・東浜町	大野木町	八田・中挾町
処理場名	緑ヶ丘地区処理場	鮭川クリーンセンター	大野木クリーンセンター	中挾・八田クリーンセンター
所在地	七尾市矢田町 23 号島田 3 番地 1	七尾市大泊町崎谷 134 番地	七尾市大野木町 141 番地	七尾市中挾町ホ部 27 番地 1
敷地面積[m ²]	1,793	712	280	1,251
供用開始年月	H9.4	H12.11	H15.7	H18.4
処理方式	接触曝気法	接触曝気法	膜分離活性汚泥法	接触曝気法
処理能力[m ³ /日]	232	180	58	186

出典)七尾市上下水道課 資料

10.3 し尿等処理の状況

10.3.1 収集・運搬の状況

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量の推移を表 10.8 に示す。

し尿、浄化槽汚泥ともに、一貫して減少傾向にある。

表 10.8 し尿等収集・処理量の推移

単位;kL/年

年度	H23	H24	H25	H26	H27
し尿	3,350	3,003	3,000	2,709	2,401
浄化槽汚泥	19,803	19,781	18,826	18,756	18,656

出典)七尾市環境課 資料

10.3.2 し尿処理場使用料

「ななかクリーンセンター」の使用料を表 10.9 に示す。

表 10.9 し尿処理場使用料

項目	使用料
し尿処理場使用料	月ごとのし尿投入量 180 リットルにつき 34 円を乗じた額に 100 分の 108 を乗じて得た額 (この額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

出典)七尾市環境課 資料

10.3.3 浄化槽に係る手数料

その他の手数料を表 10.10 に示す。

表 10.10 その他手数料

項目	手数料
浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可申請に対する審査	1 件につき 10,000 円。
浄化槽施設の脱水汚泥の処分	10 キログラム (10 キログラムに満たない場合は、10 キログラムとみなす。以下同じ) 120 円。

出典)七尾市環境課 資料

第 11 章 生活排水処理の基本理念・方針

11.1 基本理念

身近な水辺の一体的な水質改善と生活環境の保全の推進

本市では、昭和 58 年から公共下水道 2 処理区、特定環境保全公共下水道 4 処理区、農業集落排水 26 処理区、漁業集落排水 8 処理区、コミュニティ・プラント 4 処理区、その他浄化槽等による整備を進めてきた。しかし、平成 27 年度末における汚水処理人口普及率は 74.5%と、石川県の平均である 93.3%を下回っており、水環境を保全するための汚水処理施設の整備の遅れにより、生活雑排水に起因する水質汚濁が生じ、地域の河川、漁港といった親水空間の環境の悪化の原因となっている。また、汚水処理施設整備事業の実施開始当初は、当該事業に対する理解を得られづらい状況にあったものの、近年は、早期整備を望む声が高まっており、汚水処理施設の整備推進・普及拡大とともに、地域間格差の解消が求められている。

このような状況のもと、汚水処理施設整備交付金を活用して汚水処理施設の整備を推進することにより、公共水域の水質悪化を防止し、地域の生活環境の改善を図っていく。

汚水処理施設の整備においては、集合処理方式を中心としつつ個別処理方式も積極的に取り入れ、早期整備・普及を図り、身近な水辺である川、潟、海の一体的な水質改善、生活環境の保全とともに、本市の観光資源である海岸線や漁港、農村地域等の環境美化を推進する。

11.2 基本方針

11.2.1 基本方針

基本理念の実現に向け、次に示す基本方針のもと、生活排水処理に係る計画を実行する。

基本方針 1 「合理的な施設整備の推進」

地域の地理的特性等を勘案したうえで、集合処理方式及び個別処理方式を組み合わせ、合理的な施設整備を推進し、地域の水質改善・生活環境の保全、生活排水処理の地域間格差の解消を図る。

基本方針 2 「生活排水対策の推進」

公共下水道等への早期接続、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等を促進し、生活雑排水の適正処理を推進する。また、生ごみの水切りや米のとぎ汁の園芸利用の励行等により、家庭から排出される汚濁負荷の低減を図る。

11.2.2 生活排水処理の目標

本計画における生活排水処理の数値目標を次の通り設定する。

生活排水処理率の目標達成に向け、各種生活排水処理施設の整備を推進する。

【数値目標】

項目	平成 27 年度 目標基準年度	平成 35 年度 中間目標年度	平成 42 年度 最終目標年度
行政区域内人口 [人]	54,988	49,308	45,966
計画処理区域内人口 [人]	54,988	49,308	45,966
水洗化・生活排水処理人口 [人]	35,257	38,031	38,640
生活排水処理率 [%]	64.1	77.1	84.1

第 12 章 生活排水処理計画

12.1 生活排水処理に係る基本的考え方

公共下水道が整備されていない地域については、整備・普及を促進するとともに、未接続世帯の接続を推進していく。また、下水道等の集合処理が困難な地域や整備が当分の間見込めない地域については、合併処理浄化槽の設置整備を推進していく。今後、宅地開発等が行われた場合は、開発の規模に応じて集合処理方式・個別処理方式を組み合わせ、合理的な施設整備を推進する。

既に公共下水道等の集合処理施設が整備されている地域については、その役割や仕組み、必要性の理解を図るとともに、早期接続を促進していく。さらに、単独処理浄化槽から集合処理施設及び合併処理浄化槽への転換を促し、生活雑排水の適正処理を推進する。

12.2 生活排水処理計画

12.2.1 整備計画等

(1) 生活排水処理形態別人口の推移

生活排水処理形態別人口の推移を表 12.1 及び図 12.1 に示す。

生活排水処理の数値目標を達成するため、各種生活排水処理施設の特徴等を勘案し、合理的に整備を進めていく。

「12.2.1 (1) 生活排水処理形態別人口の推移」の詳細は、「資料編」に示す。

表 12.1 生活排水処理形態別人口の推移

年度	平成 27 年度 目標基準年度	平成 35 年度 中間目標年度	平成 42 年度 最終目標年度
1. 計画処理区域内人口	54,988	49,308	45,966
(1)水洗化・生活雑排水処理人口	35,257	38,031	38,640
①公共・特定環境保全公共下水道	17,061	20,101	20,751
②農業・漁業集落排水施設	9,545	7,751	6,699
③コミュニティ・プラント	1,332	1,271	1,098
④合併処理浄化槽	7,319	8,908	10,092
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口	16,771	10,693	7,326
(3)非水洗化人口	2,960	584	0
2. 計画処理区域外人口	—	—	—
3. 生活排水処理率 [%]	64.1	77.1	84.1

単位:人

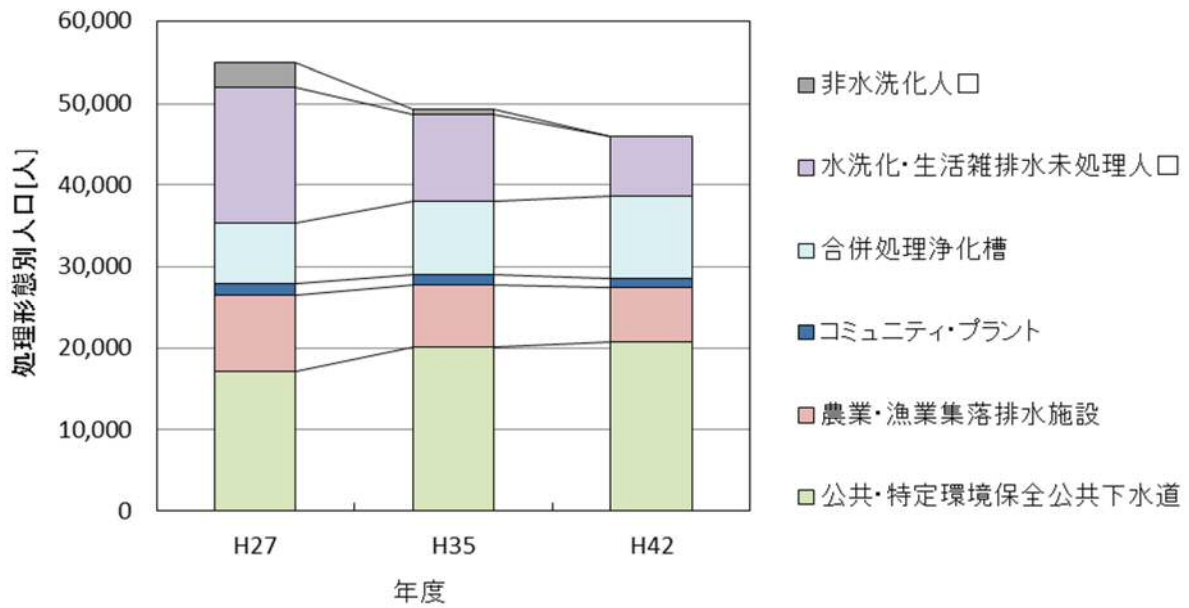


図 12.1 生活排水処理形態別人口の推移

(2) 生活排水施設の処理主体

中間目標年度及び最終目標年度における生活排水施設の処理主体を表 12.2 に示す。

表 12.2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる排水の種類	処理主体
1) 合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	七尾市・個人
2) コミュニティ・プラント	し尿、生活雑排水	七尾市
3) 農業集落排水	し尿、生活雑排水	七尾市
4) 漁業集落排水	し尿、生活雑排水	七尾市
5) 単独処理浄化槽	し尿	個人
6) 公共下水道	し尿、生活雑排水	七尾市
7) 特定環境保全公共下水道	し尿、生活雑排水	七尾市
8) 小規模集合排水処理	し尿、生活雑排水	七尾市
9) し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	七尾市

(3) 生活排水を処理する区域及び人口等

本市における整備計画の概要を表 12.3～表 12.6 に示す。

本市が生活排水処理を行う事業として、集合処理方式には、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、コミュニティ・プラント、小規模集合排水処理施設整備事業があり、個別処理方式には、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業がある。これらの事業を集落の形態、要望等をもとに採択要件に基づき区域を定めている。

公共下水道事業については、和倉処理区は昭和 58 年度から着手し、平成 6 年度に供用開始

し、ほぼ整備を完了している。七尾処理区は平成 9 年度から着手し、平成 16 年度に一部供用開始し、整備中である。

特定環境保全公共下水道事業については、4 地区において整備が完了し、供用を開始している。

農業集落排水事業については、26 地区において整備が完了し、供用を開始している。

漁業集落環境整備事業については、8 地区において整備が完了し、供用を開始している。

コミュニティ・プラントについては、4 地区において整備が完了し、供用を開始している。

なお、これ以外に既整備 1 地区を公共下水道に統合し、廃止している。

小規模集合排水処理事業は、1 地区において整備が完了し、供用を開始している。

個別排水処理施設整備事業については、旧能登島地区で、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業の処理区域の周辺部を平成 12 年度～平成 14 年度に整備している。

浄化槽設置整備事業については、平成 7 年度から着手し、集合処理区域を除く全地区を対象に整備を行い、平成 17 年度に整備を完了している。

浄化槽市町村整備推進事業は平成 17 年度から着手し、集合処理区域を除く全地区を対象に整備を進めている。

表 12.3 整備計画の概要[1/4]

施設名	計画処理区域	計画 処理人口 [人]	整備年度	事業費 [百万円]
公共下水道事業	和倉処理区	10,000	昭和 58～平成 37 年 度	20,000
	七尾処理区	18,600	平成 9～37 年度	60,000
特定環境保全公共下 水道事業	田鶴浜処理区※ ¹	2,030	平成 1～37 年度	4,729
	中島処理区※ ²	2,240	平成 5～37 年度	7,683
	長浦処理区	160	平成 14～37 年度	662
	能登島処理区	540	平成 5～37 年度	2,444

表 12.4 整備計画の概要[2/4]

施設名	計画処理区域	計画 処理人口 [人]	整備年度	事業費 [百万円]
農業集落排水事業	南大呑処理区	570	平成 5～8 年度	657
	江泊処理区	240	平成 7～8 年度	249
	若林処理区	670	平成 6～8 年度	895
	崎山処理区	800	平成 8～11 年度	1,120
	高階第 1 処理区	1,320	平成 12～19 年度	2,071
	端処理区	1,090	平成 1～5 年度	692
	大津処理区	860	平成 2～5 年度	929
	白深処理区	610	平成 3～5 年度	688
	伊久留処理区	560	平成 3～5 年度	559
	西杉処理区※1	660	平成 4～6 年度	864
	吉田処理区	580	平成 5～7 年度	984
	三引処理区	1,000	平成 6～8 年度	1,253
	奥吉田処理区	250	平成 5～7 年度	455
	藤瀬処理区	810	平成 5～9 年度	1,546
	北免田処理区	360	平成 5～7 年度	593
	谷内処理区※2	790	平成 6～10 年度	1,297
	笠師保処理区	1,640	平成 7～13 年度	2,924
	外処理区	1,250	平成 9～13 年度	1,620
	河内処理区	190	平成 11～15 年度	542
	土川処理区	370	平成 11～15 年度	966
	島別所処理区	80	平成 7～8 年度	153
	半浦処理区	400	平成 7～8 年度	448
	須曾処理区	380	平成 8～9 年度	353
	南処理区	100	平成 8～9 年度	214
二穴処理区	110	平成 10～11 年度	186	
無関処理区	150	平成 11～12 年度	195	

※1 田鶴浜処理区（特定環境保全公共下水道事業）へ平成 29 年度に統合する。

※2 中島処理区（特定環境保全公共下水道事業）へ平成 29 年度に統合する。

表 12.5 整備計画の概要[3/4]

施設名	計画処理区域	計画 処理人口 [人]	整備年度	事業費 [百万円]
漁業集落環境整備事業	庵処理区	520	平成 16～21 年度	531
	野崎・鰻目処理区	2,070	平成 7～12 年度	1,947
	閨処理区	260	平成 11～13 年度	304
	通・久木・田尻処理区	350	平成 13～16 年度	199
	祖母ヶ浦処理区	410	平成 13～15 年度	240
	鵜浦処理区	580	平成 8～11 年度	668
	佐々波処理区	420	平成 13～14 年度	605
	瀬嵐処理区	300	平成 13～14 年度	480
コミュニティ・プラント	緑ヶ丘処理区	800	平成 7～9 年度	550
	大泊・東浜処理区	620	平成 11～12 年度	744
	大野木処理区	210	平成 14～15 年度	252
	八田・中挾処理区	470	平成 15～17 年度	407
小規模集合排水処理施設 整備事業	佐波地区	110	平成 14～15 年度	123
合併処理浄化槽 (個別排水処理整備事業)	百万石地区	49	平成 12 年度	16
	日出ヶ島地区	64	平成 13 年度	24
	閨・通地区	16	平成 14 年度	13
し尿処理施設	ななかクリーンセンタ ー	—	平成 9 年度	—

※1 西杉処理区(農業集落排水事業)が平成 29 年度に接続される。

※2 谷内処理区(農業集落排水事業)が平成 29 年度に接続される。

※3 計画処理人口及び事業費見込みは接続後の数値である。

表 12.6 整備計画の概要[4/4]

施設名	計画処理区域	計画 処理人口 [人]	整備年度	事業費 [百万円]
合併処理浄化槽(浄化槽設置整備事業)	白馬地区	314	平成 9～12 年度	118
	黒崎地区	131	平成 10～12 年度	41
	青山地区	11	平成 12～15 年度	5
	三室地区	506	平成 12～14 年度	120
	麻生地区	30	平成 15～16 年度	4
	熊淵地区	82	平成 15～17 年度	11
	小川内地区	59	平成 15～17 年度	10
	滝尻地区	140	平成 15～17 年度	16
	虫崎地区	77	平成 15～17 年度	9
	多根地区	106	平成 15～17 年度	17
	水上地区	28	平成 16 年度	4
	新保地区	7	平成 15～16 年度	2
	伊久留地区	8	平成 11 年度	2
	大津地区	5	平成 11 年度	1
	七原地区	22	平成 16 年度	3
	豊田地区	18	平成 7～13 年度	5
	奥吉田地区	5	平成 8 年度	2
	萩谷地区	45	平成 11～12 年度	11
	木ノ浦地区	35	平成 7～8 年度	7
	鰯浦地区	36	平成 8～9 年度	9
	鹿島台地区	32	平成 12～16 年度	4
	鳥越地区	10	平成 8 年度	4
	大平地区	27	平成 9～10 年度	8
	岩穴地区	30	平成 13～14 年度	5
	越ヶ口地区	5	平成 18 年度	2
	別所地区	115	平成 10～15 年度	31
横見地区	83	平成 10～15 年度	19	
中島地区	5	平成 11～13 年度	3	
河崎地区	14	平成 13～15 年度	3	
能登島地区	—	平成 10～16 年度	14	
合併処理浄化槽(浄化槽市町村整備推進事業)	能登島地区	352	平成 15 年度	64
	全地区(下水道区域外・集合処理施設の整備が当分の間見込めない区域)	4,486	平成 17 年度～	586

(4) 集合処理施設への早期接続

公共下水道等の集合処理施設が整備された地域については、その役割や仕組み、必要性の理解を図るとともに、接続工事に対する経済的支援を行い、早期接続を促していく。

(5) 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽については、性能の向上により、放流水質が改善されたことや、単独処理浄化槽の新設が原則禁止となったこと等により、市民の理解が進み、年間 30 基程度の新設を確保している。家屋間の距離の離れた地域については、各戸に合併処理浄化槽を設置していく。また、単独処理浄化槽を設置している家屋については、合併処理浄化槽への転換を促し、公共用水域の保全を推進する。

(6) 生活排水対策

公共下水道等への接続、合併処理浄化槽の設置等の生活排水処理の必要性を市民に対して説明し、生活排水処理施設の普及促進、地域の水質改善に努める。また、家庭等から排出される汚濁負荷量削減のため、水切りネットの利用や米のとぎ汁の園芸利用等を励行していく。

12.3 し尿・汚泥の処理計画

12.3.1 し尿・汚泥の処理体制

し尿・汚泥は許可業者による収集・運搬を行っており、し尿処理施設の運転管理は民間委託により行っている。

今後も現状の体制を継続していくものとする。

12.3.2 し尿・汚泥の処理量の見通し

本市におけるし尿・汚泥の処理量の見通しを表 12.7 に示す。

「表 10.1 生活排水処理形態別人口の推移」に示したとおり、平成 23 年度～平成 27 年度にかけて、非水洗化人口は 21%程度、水洗化・生活雑排水未処理人口は 17%程度、集合処理施設(農集・漁集)人口は 5%程度減少しており、今後も減少する見通しである。一方、個別の合併処理浄化槽人口は増加する見通しであるものの、人口減少と下水道人口の増加を踏まえ、し尿・汚泥の処理量は減少する見通しである。

し尿・汚泥の処理量は減少する見通しであるが、当面は「ななかクリーンセンター」における処理を継続する。

「12.3.2 し尿・汚泥の処理量の見通し」の詳細は、「資料編」に示す。

表 12.7 し尿・汚泥の処理量の見通し

単位:kL/日

項目	平成 27 年度	平成 35 年度 中間目標年度	平成 42 年度 最終目標年度
汲み取りし尿	6.58	1.46	0.00
単独処理浄化槽汚泥	19.10	11.76	8.06
合併処理浄化槽汚泥	15.22	17.30	19.02
集合処理施設汚泥(農集・漁集)	16.79	13.18	11.39
合 計	57.69	43.70	38.47

※ 目標年度の原単位は、現在の実績を考慮し、次のとおりとする。

汲み取りし尿	2.50 L/人・日
単独処理浄化槽汚泥	1.10 L/人・日
合併処理浄化槽汚泥	1.70 L/人・日
集合処理施設(農集・漁集)	1.70 L/人・日

第 13 章 その他一般廃棄物処理に関し必要な事項

13.1 災害廃棄物対策

災害廃棄物とは、地震災害・水害・その他自然災害に伴い発生する木くず、コンクリート、金属くず等及びこれらの混合物、被災者・避難者の生活に伴い発生する生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の総称である。

石川県では、東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえ策定された「災害廃棄物処理対策指針(平成 26 年 3 月 環境省)」及び「石川県地域防災計画(平成 28 年 5 月 石川県防災会議)」を踏まえ、平成 28 年 3 月に「石川県災害廃棄物処理指針(以下、「県災害廃棄物処理指針」という。)」を策定し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理の推進を図るものとしている。なお、県災害廃棄物処理指針では、市町は、県災害廃棄物処理指針等を踏まえ、「市町災害廃棄物処理計画」及び「市町災害廃棄物処理業務マニュアル」を策定するものとしている。

以上から、本市においても、災害廃棄物処理対策指針及び県災害廃棄物処理指針等を踏まえつつ、「七尾市地域防災計画(平成 28 年 6 月 七尾市防災会議)」との整合を図り、「七尾市災害廃棄物処理計画」及び「七尾市災害廃棄物処理業務マニュアル」を策定し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

「七尾市災害廃棄物処理計画」においては、災害廃棄物の量の推計、災害廃棄物の処理に係る組織体制、仮置場の配置や搬入ルート、処理体制(処理施設・処理能力)等の基本的事項を定めることとする。さらに、「七尾市災害廃棄物処理業務マニュアル」においては、発災時の状況に則して災害廃棄物処理に係る所管課が円滑な対応を行えるよう、各業務の具体的な実施方法・手順等を定めることとする。

発災時には「七尾市災害廃棄物処理計画」及び「七尾市災害廃棄物処理業務マニュアル」に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するものとする。

13.2 計画の進行管理

本計画を着実に進めていくためには、施策・取組の実施状況や数値目標の達成状況等を定期的に把握し、点検・評価する仕組みが必要である。そのため、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、改善・見直し(Act)のPDCAサイクルの概念を適用し、計画の進行管理を実施することとする。PDCAサイクルの模式図を図13.1に示す。

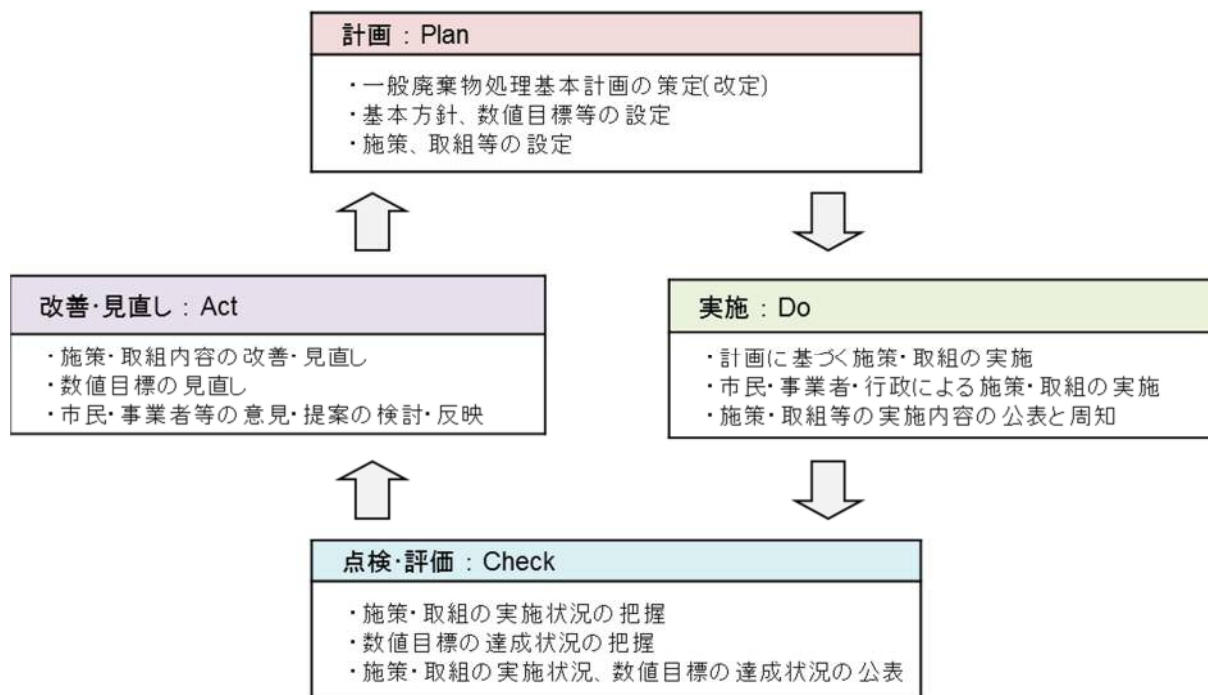


図 13.1 一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル